

令和5年度

年次報告

公正取引委員会



この報告書は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第44条第1項の規定に基づき、公正取引委員会の令和5年度におけるこの法律の施行状況を国会に報告するものである。

## • 凡 例 •

独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
下請法	下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
独占禁止法施行令	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）
入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
消費税転嫁対策特別措置法	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）
フリーランス・事業者間取引適正化等法	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）

# 目次

第1部 総論	1
第2部 各論	17
第1章 独占禁止法制等の動き	19
第1 独占禁止法の改正及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の制定等	19
第2 その他所管法令の改正	19
第3 スマートフォンにおいて利用される特定のソフトウェアに係る競争の促進に関する法制度の検討	20
第4 独占禁止法と他の経済法令等の調整	20
第2章 違反被疑事件の審査及び処理	23
第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況	23
第2 法的措置等	38
第3 その他の事件処理	50
第4 告 発	54
第3章 訴 訟	55
第1 審決取消請求訴訟	55
第2 排除措置命令等取消請求訴訟	91
第3 その他の公正取引委員会関係訴訟	94
第4 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟	95
第5 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟	96
第4章 競争環境の整備	97
第1 ガイドラインの改定等	97
第2 実態調査	98
第3 イノベーションと競争政策に関する検討会	102
第4 独占禁止法適用除外の見直し等	103
第5 競争評価に関する取組	114
第6 入札談合の防止への取組	114
第7 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組	115
第5章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備等	117
第1 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備	117
第2 競争政策・法執行における経済分析の活用	119
第3 政策評価等	120
第6章 株式取得、合併等に関する業務	123
第1 概 説	123
第2 デジタル分野の企業結合審査への対応	123
第3 独占禁止法第9条の規定による報告・届出	124
第4 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有	124

第5章	株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等	124
第6章	審査結果の公表	135
第7章	不公正な取引方法への取組	137
第1節	概説	137
第2節	不当廉売に対する取組	137
第3節	優越的地位の濫用に対する取組	139
第8章	下請法に関する業務	143
第1節	概説	143
第2節	違反事件の処理	143
第9章	適切な価格転嫁の実現に向けた取組	155
第1節	「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を踏まえた「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」に関する業務	155
第2節	「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に関する業務	161
第10章	フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する業務	163
第1節	概説	163
第2節	特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会	163
第3節	フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発等	164
第11章	消費税転嫁対策特別措置法に関する業務	165
第1節	概説	165
第2節	消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置	165
第12章	国際関係業務	169
第1節	独占禁止協力協定等	169
第2節	競争当局間協議	169
第3節	経済連携協定等への取組	170
第4節	多国間関係	171
第5節	海外の競争当局等に対する技術支援	177
第6節	海外調査	178
第7節	海外への情報発信	178
第13章	広報・広聴に関する業務	181
第14章	景品表示法に関する業務	185
第1節	概説	185
第2節	景品表示法違反被疑事件の処理状況	186
第3節	公正競争規約の認定	196
第15章	相談その他の業務	199
第1節	独占禁止法及び関係法令に関する相談等	199
第2節	事業活動に関する相談状況	199

# 第1部

## 総論





公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を通じた企業の活力向上、消費者の効用拡大及びイノベーションの活性化を図るため、所管法令の厳正かつ的確な執行により違反行為を排除して競争を回復させる「エンフォースメント」と、競争環境を整備するために取引慣行の改善や規制・制度の見直しを提言する「アドボカシー」（唱導）を車の両輪として、令和5年度において、次のような施策に重点を置いて競争政策の運営に積極的に取り組んだ。

## 1 独占禁止法制等の動き

### (1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の制定等

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」が、令和5年2月24日、第211回通常国会に提出された。同法律案は、同年4月6日に衆議院において可決され、同月28日に参議院において可決され、成立し、同年5月12日に公布された（令和5年法律第25号）。

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、公正取引委員会は、「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」を開催するなど、同法に係る政令及び公正取引委員会規則等の制定等に向けて検討作業を行っている。

### (2) その他所管法令の改正

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴う執行体制の強化等のため、事務総局の官房に置かれる審議官を一人増員すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織令（昭和27年政令第373号）の改正を行い（令和6年政令第84号。令和6年3月29日公布、同年4月1日施行）、また、事務総局の経済取引局取引部取引企画課にフリーランス取引適正化室を新設すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織規則（昭和53年総理府令第10号）の改正を行った（令和6年内閣府令第39号。令和6年3月29日公布、同年4月1日施行）。

### (3) スマートフォンにおいて利用される特定のソフトウェアに係る競争の促進に関する法制度の検討

内閣に設置されたデジタル市場競争本部の下、デジタル市場に関する重要事項の調査審議等を実施するため、デジタル市場競争会議が開催されている。同会議は、内閣官房長官が議長を務め、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、公正取引委員会委員長も構成員となっている。

令和5年6月16日に開催された第7回デジタル市場競争会議では、「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」が取りまとめられ、同日に閣議決定された「新

しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、当該「最終報告を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討する」こととされた。公正取引委員会は、内閣官房と連携しながら、諸外国における情勢を踏まえつつ、スマートフォンにおいて利用される特定のソフトウェアに係る競争の促進に関する法制度について検討を進めた。

## 2 厳正・的確な法運用（エンフォースメント）

### (1) 独占禁止法違反行為の積極的排除

ア 公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル、入札談合及び受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用及び不当廉売など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

イ 独占禁止法違反被疑事件として令和5年度に審査を行った事件は152件である。そのうち同年度内に審査を完了したものは131件であった。

ウ 令和5年度においては、排除措置命令4件及び確約計画の認定5件の計9件の法的措置を行った。これを行為類型別にみると、価格カルテルが1件、入札談合が2件、受注調整が1件、不公正な取引方法が5件となっている（第1図参照）。また、延べ16名に対し総額2億2340万円の課徴金納付命令を行った（表）。

なお、令和5年度においては、課徴金減免制度に基づき事業者が自らの違反行為に係る事実の報告等を行った件数は156件であった。

＜令和5年度における排除措置命令事件＞	
価格カルテル	○ 木工用ドリルの製造販売業者に対する件
入札談合	○ 高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件 ○ 独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件
受注調整	○ 東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件

＜令和5年度における確約計画の認定事案＞	
優越的地位の濫用	○ (株)ダイコクに対する件 ○ (株)東京インテリア家具に対する件
排他条件付取引又は拘束条件付取引	○ 福岡有明海漁業協同組合連合会に対する件
拘束条件付取引	○ TOHOシネマズ(株)に対する件 ○ (株)IBJに対する件

エ 加えて、令和5年度においては、警告を行った事案が3件、注意・公表を行った事案が2件、事業者から自発的な措置の報告を受け、事案の概要を公表した事案が1件あった。

＜令和5年度における警告事案＞

- 三愛リテールサービス(株)に対する件
- 中部電力ミライズ(株)及び東邦瓦斯(株)に対する件【家庭用の都市ガス等及びFIT制度による電気の買取期間満了後の電気の買取り】
- 中部電力ミライズ(株)及び(株)シーエナジーに対する件【LNGの供給】

＜令和5年度における注意・公表事案＞

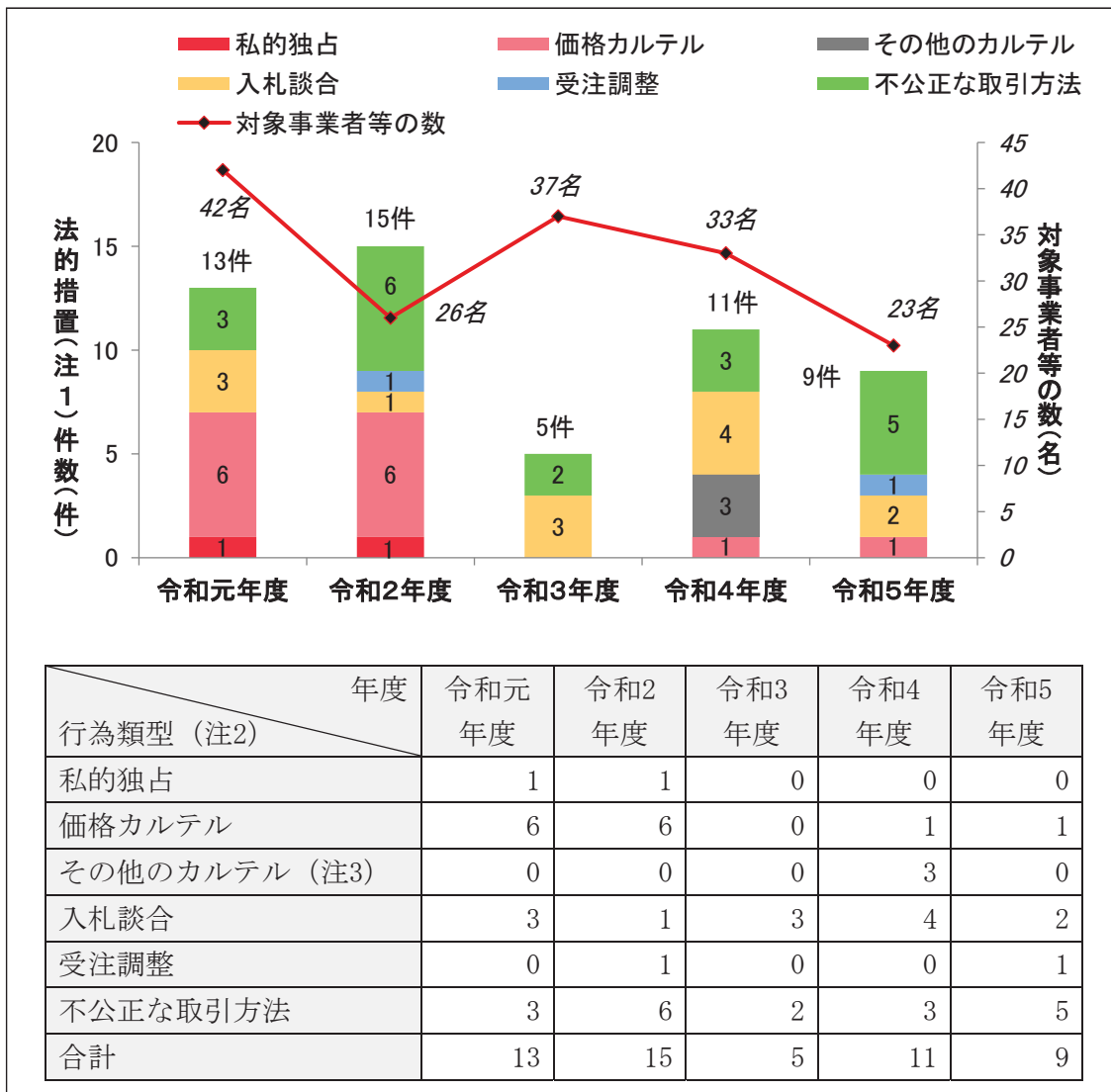
- みずほ証券(株)に対する件
- (株)ロジックに対する件

＜令和5年度における自発的な措置に関する公表事案＞

- オークー(株)による納入業者に対する競合店対抗値下げ補填の要請への対応について

(前記ウ及びエの事案の処理の類型別件数について第2図参照)

第1図 法的措置（注1）件数等の推移



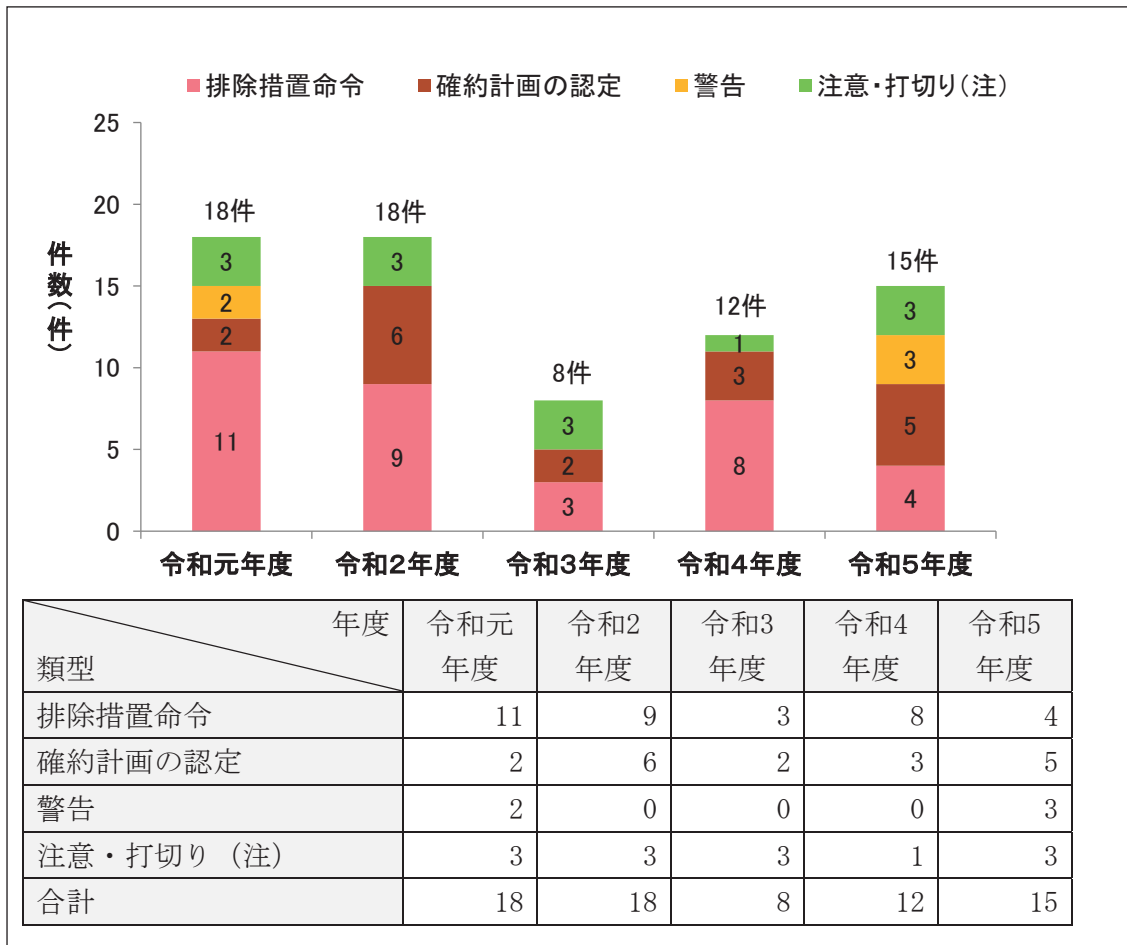
行為類型（注2）	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
私的独占		1	1	0	0	0
価格カルテル		6	6	0	1	1
その他のカルテル（注3）		0	0	0	3	0
入札談合		3	1	3	4	2
受注調整		0	1	0	0	1
不正な取引方法		3	6	2	3	5
合計		13	15	5	11	9

（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2）私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

第2図 排除措置命令、確約計画の認定、警告等の件数の推移



(注) 事案の概要を公表したものに限定。

表 課徴金額等の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
課徴金納付命令					
課徴金額 (億円)	692.7	43.2	21.8	1019.8	2.2
対象事業者数 (名)	37	4	31	21	16

(注) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

オ このほか、違反につながるおそれのある行為に対する注意411件（不当廉売事案について迅速処理による注意を行った317件を含む。）を行うなど、適切かつ迅速な法運用に努めた。

カ 公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の審査の過程において競争政策上必要な措置を講ずべきと判断した事項について、事業者団体等に申入れ等を行っている。

令和5年度においては、電力・ガス取引監視等委員会に対して情報提供を行った。

## (2) 公正な取引慣行の推進

### ア 優越的地位の濫用に対する取組

公正取引委員会は、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する優越的地位の濫用行為が行われぬよう監視を行うとともに、独占禁止法に違反する行為には厳正に対処している。また、優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、調査を行っている。

令和5年度においては、優越的地位の濫用事件について、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして67件の注意を行った。

### イ 不当廉売に対する取組

公正取引委員会は、小売業における不当廉売について、迅速に処理を行うとともに、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについて、周辺の販売業者の事業活動への影響等を個別に調査し、問題がみられた事案については、法的措置を採るなど厳正に対処している。

令和5年度においては、石油製品の小売業において、不当廉売に当たるおそれがあるとして1件の警告を行ったほか、酒類、石油製品等の小売業において、不当廉売につながるおそれがあるとして317件（酒類29件、石油製品233件、その他55件）の注意を行った。

### ウ 下請法違反行為の積極的排除等

⑦ 公正取引委員会は、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくいという下請取引の実態に鑑み、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的な調査を実施するなど、下請法違反行為の発見に努めている。また、中小事業者を取り巻く環境が依然として厳しい状況において、中小事業者の自主的な事業活動が阻害されることのないよう、下請法の迅速かつ効果的な運用により、下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護に努めている。

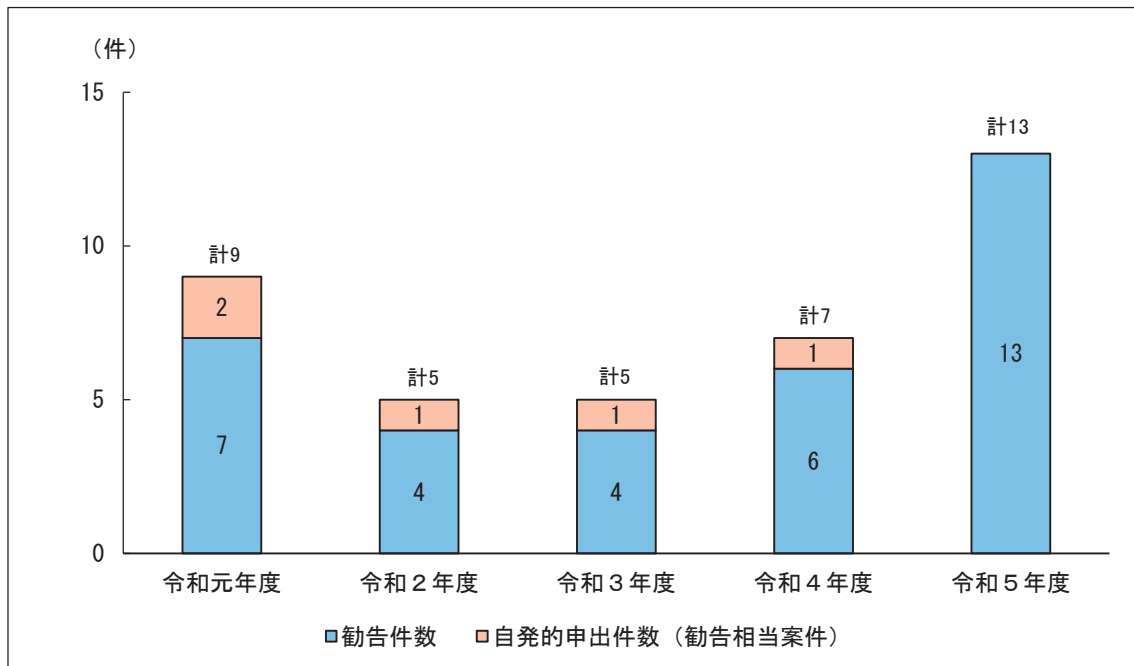
令和5年度においては、親事業者8万名及びこれらと取引している下請事業者33万名を対象に定期調査を行い、定期調査等の結果、下請法に基づき13件の勧告を行うとともに、8,268件の指導を行った（第3図参照）。

#### <令和5年度における勧告事件>

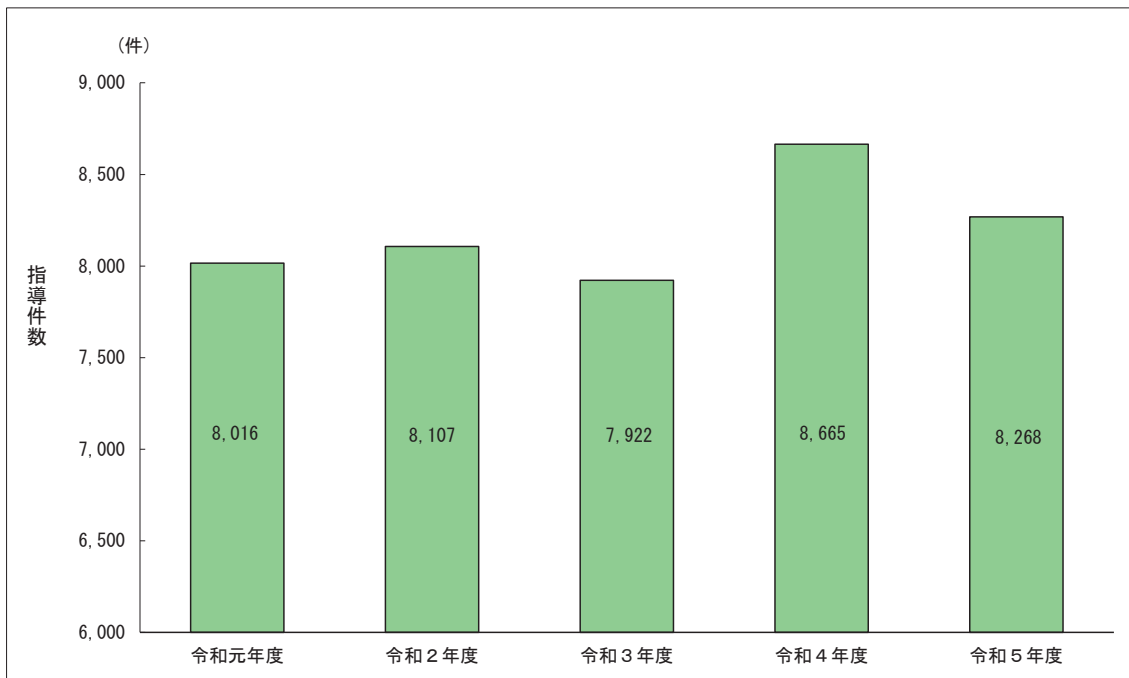
- 家庭電気製品の販売業における下請代金の減額事件
- パワー半導体製品の販売業における不当な経済上の利益の提供要請事件
- 菓子等の製造販売業における下請代金の減額及び返品事件
- 自動車部品の製造販売業における下請代金の減額事件
- 紙パルプ加工品等の製造販売業における不当な給付内容の変更及び不当なやり直し事件

- 一般貨物自動車運送、貨物利用運送業における購入・利用強制事件
- 自動車空調システム等の製造販売業における不当な経済上の利益の提供要請事件
- 自動車等の製造販売業における下請代金の減額事件
- 食料品等の販売業における下請代金の減額及び返品事件
- 中古自動車の販売業における買ったたき、購入・利用強制及び不当な経済上の利益の提供要請事件
- 消費者等に販売する婦人服等の製造業における下請代金の減額事件
- 産業用モータの製造販売業における不当な経済上の利益の提供要請事件

第3図 下請法の事件処理件数の推移

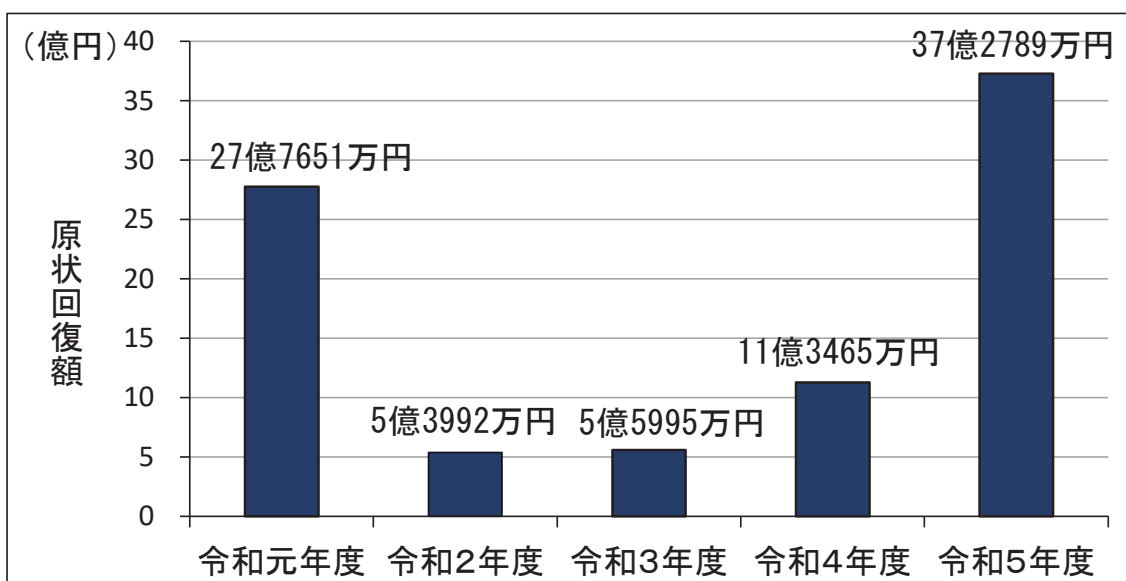


(注) 自発的な申出事案については後記(ウ)参照。



(4) 令和5年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者174名から下請事業者6,122名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額37億2789万円相当の原状回復が行われた（第4図参照）。このうち、主なものとしては、①下請代金の減額事件において、親事業者は総額33億2274万円を下請事業者に返還し、②下請代金の支払遅延事件において、親事業者は遅延利息等として総額2億4795万円を下請事業者に支払い、③返品事件において、親事業者は総額6968万円相当の商品を下請事業者から引き取り、④不当な経済上の利益の提供要請事件において、親事業者は総額4770万円の利益提供分を下請事業者に返還した。

第4図 原状回復の状況





- (7) 公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表）。

令和5年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は39件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は39件であった。

## エ 適切な価格転嫁の実現に向けた取組

- (7) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の実施等

公正取引委員会は、令和4年に実施した独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査の結果等を踏まえ、11万名を超える事業者に対して「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和5年特別調査」という。）を行い、協議を経ない取引価格の据置き等が確認された8,175名に対し、注意喚起文書を送付したことなども含め、令和5年12月27日、結果を取りまとめ、公表した。

また、令和5年11月8日に公表した「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」に基づき、令和5年特別調査において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者に対して、同年11月以降、その旨を説明し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等による個別調査を実施した。

個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者10名については、令和6年3月15日、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表した。

- (4) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に関する取組

公正取引委員会は、令和5年特別調査を踏まえて、発注者と受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、令和5年11月29日、内閣官房とともに「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定、公表した。

## オ 消費税転嫁対策に関する取組

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に行い、令和5年度においては、消費税転嫁対策特別措置法に基づき2件の指導を行った。また、総額1257万円の原状回復が行われた。

なお、消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、同法附則第2条第2項の規定に基づき、失効前に行われた違反行為に対する調査、指導、勧告等の規定については、失効後もなお効力を有するとされていることから、失効前

に行われた転嫁拒否行為には、引き続き迅速かつ的確に対処していくこととしている。

### (3) 企業結合審査の充実

独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる会社の株式取得・所有、合併等を禁止している。公正取引委員会は、我が国における競争的な市場構造が確保されるよう、迅速かつ的確な企業結合審査に努めている。また、個別事案の審査に当たっては、経済分析を積極的に活用している。

令和5年度においては、独占禁止法第9条から第16条までの規定に基づく企業結合審査に関する業務として、銀行又は保険会社の議決権取得・保有について20件の認可を行い、持株会社等について121件の報告、会社の株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等について345件の届出をそれぞれ受理し、必要な審査を行った。

また、公正取引委員会は、令和6年1月に㈱大韓航空によるアジアナ航空㈱の株式取得に関する審査結果について公表したほか、令和5年12月にアドビ・インク及びフィグマ・インクの統合に関する審査の終了について、令和6年1月にアマゾン・ドット・コム・インク及びアイロボット・コーポレーションの統合に関する審査の終了について、それぞれ公表した。

## 3 競争環境の整備（アドボカシー（唱導））

### (1) ガイドラインの改定等

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示したガイドラインを策定するなどしている。

#### <令和5年度における主なガイドラインの改定等>

- 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定
- 「適正な電力取引についての指針」の改定
- 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（改定案）」に対する意見公募手続の実施

### (2) 実態調査

公正取引委員会は、様々な実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、独占禁止法上又は競争政策上の問題点や論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことや、制度所管官庁による規制や制度の見直し等を提言することを通じ、競争環境の整備を図っている。

#### <令和5年度における主な実態調査>

- 高速道路における電気自動車（EV）充電サービスに関する実態調査

- ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査
- 使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査
- 電力分野における実態調査（卸分野）
- コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査

### (3) イノベーションと競争政策に関する検討会

イノベーションを促進し得る競争環境を確保することは、競争政策における重要かつ現代的な政策課題であり、将来起こり得るイノベーションという長期的な競争環境に対する影響を適切に評価していくことが重要である。公正取引委員会は、このような認識の下、それら実態に係るより深い理解や知見を得るため、企業行動等がイノベーションに与える影響メカニズム等について、経済学的知見等に基づき理論的・体系的に整理することを目的として、令和5年3月以降、「イノベーションと競争政策に関する検討会」を開催し、同年6月30日に、経済学的知見等に基づき、各種の企業行動等がイノベーションに与える影響メカニズム等について理論的・体系的な整理を取りまとめた中間報告書を公表した。

また、中間報告書において、本整理の実務での活用を仮定した場合、現行独占禁止法体系・制度や運用解釈など法律面・実務面との関係で、法的取扱いを含めた基本的な捉え方・着眼点等を更に整理・検討する必要があるとされたことを踏まえ、イノベーションの問題について、独占禁止法の適用に際しての法的枠組み上の基本的な考え方等について更なる整理・検討を行うため、令和5年10月27日から同検討会を再開した。

### (4) 競争評価に関する取組

各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする場合、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）も行うこととされている。規制の事前評価における競争評価において、各府省は、競争評価チェックリストを作成し、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、受領した競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

公正取引委員会は、令和5年度においては、総務省から競争評価チェックリストを139件受領し、その内容を精査した。また、各府省における競争評価のより適切な実施の促進を目的として、競争評価の手法の改善等を検討するため、経済学や規制の政策評価の知見を有する有識者による競争評価検討会議を同年度において1回開催した。

### (5) 入札談合の防止への取組

公正取引委員会は、入札談合の防止を徹底するためには発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。

令和5年度においては、研修会を全国で43回開催するとともに、国、地方公共団体等に対して264件の講師の派遣を行った。

(6) 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

公正取引委員会は、これまで実施してきた独占禁止法コンプライアンスに関する調査結果や各国・地域競争当局等における同様の取組を踏まえ、主にカルテル・談合に関して、個々の企業が実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムを整備・運用する上で参考となるベストプラクティスを整理した、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」を作成し、令和5年12月21日に公表した。

(7) 相談対応

公正取引委員会は、事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対して、文書又は口頭により回答している。

**4 競争政策の運営基盤の強化**

(1) 競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備

競争政策研究センターは、平成15年6月の発足以降、独占禁止法等の執行並びに競争政策の企画・立案及び評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開している。

令和5年度においては、シンポジウムを2回開催したほか、公開セミナーを1回開催した。

(2) 競争政策・法執行における経済分析の活用

公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等において、経済分析の活用を図っている。

令和5年度に結果を公表した独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等のうち、経済分析を活用し、かつ、その内容を公表したものは、次のとおりである。

<企業結合審査>

- 古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受けについて
- (株)大韓航空によるアジアナ航空(株)の株式取得に関する審査結果について

<各種実態調査>

- ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書について
- 使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査について
- コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書について

<事後評価>

- 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について

(3) 経済のグローバル化への対応

## ア 競争当局間における連携強化

公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対し、執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。また、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局との間で競争政策に関する協議を行っている。

## イ 経済連携協定等への取組

公正取引委員会は、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であるという観点から、我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。令和5年度においては、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の締結交渉等に参加した。

## ウ 多国間会議への参加

国際競争ネットワーク（ICN）においては、その設立以来、公正取引委員会委員長が、ICNの活動全体を管理する運営委員会のメンバーを務めている。また、公正取引委員会は、令和2年5月から令和5年10月まで単独行為作業部会の共同議長を務め、同月からはアドボカシー作業部会の共同議長代行を務めている。

令和5年度においては、アドボカシー作業部会にて、世界銀行との共催で、各競争当局のアドボカシー活動の成功例に関する2023年アドボカシーコンテストが開催されたところ、「競争政策を通じた気候変動課題の解決支援」をテーマとするカテゴリにおいて、公正取引委員会の応募事例である「包括的な競争政策上の取組を通じたGX支援」が、最も優れた取組に選定されて優勝した。

また、経済協力開発機構（OECD）に設けられている競争委員会の各会合に、公正取引委員会委員等が参加した。

さらに、公正取引委員会は、令和5年11月、東京において、内閣官房デジタル市場競争本部事務局と連携して、G7の競争当局及び政策立案者のトップ等が出席する「G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット」を開催した。同サミットでは、公正取引委員会委員長が議長を務めるとともに、G7の競争当局等が「デジタル競争コミュニケ」を採択した。

このほか、公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合、アジア太平洋経済協力（APEC）及び国連貿易開発会議（UNCTAD）の会合にも積極的に参加した。

## エ 技術支援

公正取引委員会は、東アジア地域等の開発途上国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等の競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。

令和5年度においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みを通じて、タイ及びマレーシアに対して技術支援を行ったほか、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局の職員等に対し、競争法・政策に関する研修を実施した。

#### (4) 競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動

競争政策に関する意見、要望等を聴取して施策の実施の参考とし、併せて競争政策への理解の促進に資するため、独占禁止政策協力委員から意見聴取を行った。

また、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しているところ、令和5年度においては、同懇話会を3回開催した。

さらに、経済団体や消費者団体との意見交換会、公正取引委員会委員等と各地の有識者との懇談会（全国8都市）、地方事務所長等の当委員会事務総局の職員と各地区の有識者との懇談会（全国各地区）及び弁護士会との懇談会（全国各地区）との意見交換会をそれぞれ開催した。また、現場の事業者の声に耳を傾ける広聴という観点から、公正取引委員会の委員等が事業者の工場等を訪問し懇談する取組を行った。

前記以外の活動として、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動を紹介する「消費者セミナー」を開催した。

加えて、中学校、高等学校及び大学（大学院等を含む。）に職員を講師として派遣し、経済活動における競争の役割等について授業を行う独占禁止法教室（出前授業）の開催など、学校教育等を通じた競争政策の普及啓発に努めた。

##### <令和5年度における主な取組>（注）

- 独占禁止政策協力委員に対する意見聴取の実施（148件）
- 独占禁止懇話会の開催（3回）
- 経済団体との意見交換会の実施（6回）
- 消費者団体との意見交換会の実施（10団体）
- 地方有識者との懇談会の開催（北海道釧路市、福島市、千葉市、静岡市、神戸市、山口県下関市、松山市及び佐賀市）
- その他の地方有識者との懇談会の開催（94回）
- 弁護士会との懇談会の開催（17回）
- 事業者の工場等への訪問及び懇談会（16回）
- 消費者セミナーの開催（88回）
- 独占禁止法教室の開催（中学生向け54回、高校生向け36回、大学生等向け143回）

（注）対面形式のほか、ウェブ会議等の非対面形式も活用して開催した。

## 第 2 部

### 各 論





## 第1章 独占禁止法制等の動き

### 第1 独占禁止法の改正及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の制定等

#### 1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の制定に伴う独占禁止法の改正

第211回通常国会に提出されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案は、公示送達についてインターネットによる閲覧等を可能とする独占禁止法の改正を含むものであるところ、令和5年6月14日に可決・成立した（令和5年法律第63号。令和5年6月16日公布。独占禁止法を改正する規定の施行期日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。）。

#### 2 フリーランス・事業者間取引適正化等法の制定等

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」が、令和5年2月24日、第211回通常国会に提出された。同法律案は、同年4月6日に衆議院において可決され、同月28日に参議院において可決され、成立し、同年5月12日に公布された（令和5年法律第25号）。

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、公正取引委員会は、「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」を開催する（詳細は第10章第2を参照）など、同法に係る政令及び公正取引委員会規則等の制定等に向けて検討作業を行っている。

### 第2 その他所管法令の改正

#### 1 公正取引委員会事務総局組織令等の改正

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴う執行体制の強化等のため、公正取引委員会は、以下のとおり公正取引委員会事務総局組織令（昭和27年政令第373号）等の改正を行った。

##### (1) 公正取引委員会事務総局組織令の改正

事務総局の官房に置かれる審議官を一人増員すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織令の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（令和6年政令第84号。令和6年3月29日公布、同年4月1日施行））。

## (2) 公正取引委員会事務総局組織規則の改正

事務総局の経済取引局取引部取引企画課にフリーランス取引適正化室を新設すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織規則（昭和53年総理府令第10号）の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第39号。令和6年3月29日公布、同年4月1日施行））。

## 2 公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則及び下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則の改正

行政手続のデジタル原則適合に向けた対応等のため、公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年公正取引委員会規則第1号）及び下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則（平成15年公正取引委員会規則第7号）について所要の改正を行った（令和5年公正取引委員会規則第3号。令和5年12月25日公布、同日施行）。

## 第3 スマートフォンにおいて利用される特定のソフトウェアに係る競争の促進に関する法制度の検討

### 1 デジタル市場競争会議での議論及び法案提出に向けた検討

内閣に設置されたデジタル市場競争本部の下、デジタル市場に関する重要事項の調査審議等を実施するため、デジタル市場競争会議が開催されている。同会議は、内閣官房長官が議長を務め、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、公正取引委員会委員長も構成員となっている。

令和5年6月16日に開催された第7回デジタル市場競争会議では、「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」が取りまとめられ、同日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、当該「最終報告を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討する」こととされた。公正取引委員会は、内閣官房と連携しながら、諸外国における情勢を踏まえつつ、スマートフォンにおいて利用される特定のソフトウェアに係る競争の促進に関する法制度について検討を進めた。

## 第4 独占禁止法と他の経済法令等の調整

### 1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

## 2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法上及び競争政策上の問題が生じないように、当該行政機関と調整を行っている。



## 第2章 違反被疑事件の審査及び処理

### 第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

#### 1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

審査事件のうち、必要なものについては独占禁止法に基づく権限を行使して審査を行い（同法第47条）、違反する事実があると認められ、排除措置命令等をしようとするときは、意見聴取を行い（同法第49条等）、意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌している（同法第60条等）。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注）。

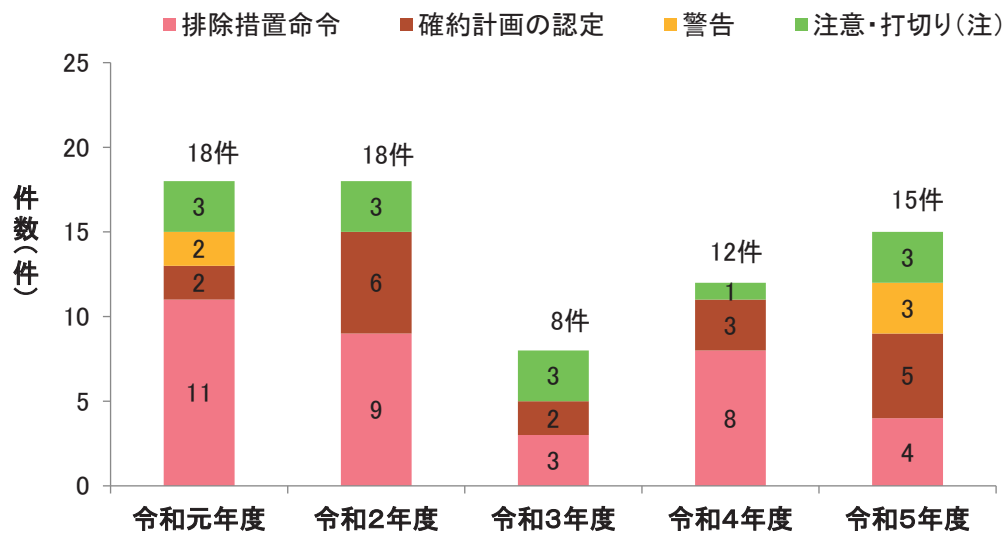
さらに、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打ち切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している（第1図参照）。

令和5年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの（第1-2表）を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの17件及び年度内に新規に着手したものの135件の合計152件であり、このうち年度内に処理した件数は131件であった。131件の内訳は、排除措置命令が4件、確約計画の認定が5件、警告が3件、注意が94件、審査を打ち切ったものが25件となっている（第1-1表参照）。

（注）公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、事前手続を経ることとしている。

第1図 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



類型 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
排除措置命令	11	9	3	8	4
確約計画の認定	2	6	2	3	5
警告	2	0	0	0	3
注意・打切り(注)	3	3	3	1	3
合計	18	18	8	12	15

(注) 事案の概要を公表したものに限る。

第1-1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注）を行ったものを除く。）

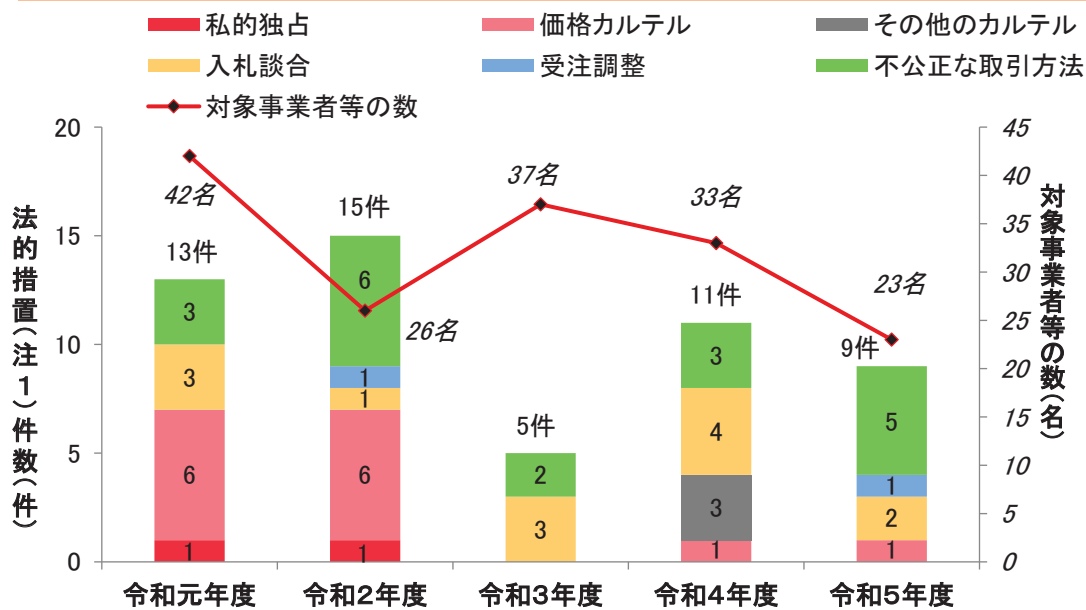
年 度		令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	
審査 件数	前年度からの繰越し	23	18	10	13	17	
	年度内新規着手	76	83	103	103	135	
	合 計	99	101	113	116	152	
処理 件数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等の数	11	9	3	8	4
		確約計画の認定 対象事業者の数	40	20	34	29	18
		確約計画の認定 対象事業者の数	2	6	2	3	5
		対象事業者の数	2	6	3	4	5
	その 他	終 了（違反認定）	0	0	0	0	0
		警 告	2	0	0	0	3
		注 意	57	73	92	83	94
		打 切 り	9	3	3	5	25
		小 計	68	76	95	88	122
	合 計	81	91	100	99	131	
次年度への繰越し		18	10	13	17	21	
付 課 命 徴 金 納	対象事業者数	37	4	31	21	16	
	課徴金額（円）	692億7560万	43億2923万	21億8026万	1019億8909万	2億2340万	
告 発		0	1	0	1	0	

（注）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

第1-2表 不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年 度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
不当廉売事案における注意件数 （迅速処理によるもの）	235	136	244	192	317

第2図 法的措置（注1）件数等の推移



行為類型（注2）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
私的独占	1	1	0	0	0
価格カルテル	6	6	0	1	1
その他のカルテル（注3）	0	0	0	3	0
入札談合	3	1	3	4	2
受注調整	0	1	0	0	1
不正な取引方法	3	6	2	3	5
合計	13	15	5	11	9

（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2）私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

令和5年度における処理件数を行為類型別にみると、価格カルテル4件、受注調整2件、入札談合4件、不正な取引方法117件となっている（第2表参照）。法的措置は9件であり、この内訳は、価格カルテル1件、受注調整1件、入札談合2件、不正な取引方法5件となっている（第2表及び第3表参照）。



第2表 令和5年度審査事件（行為類型別）一覧表

行為類型（注1）		処理	排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	合計
私的独占			0	0	0	0	0	0	0
不当な取引制限	価格カルテル		1	0	0	1	2	0	4
	受注調整		1	0	0	1	0	0	2
	入札談合		2	0	0	0	2	0	4
	小計		4	0	0	2	4	0	10
不公正な取引方法（注2）	再販売価格の拘束		0	0	0	0	5	0	5
	その他の拘束・排他条件付取引		0	3	0	0	5	0	8
	取引妨害		0	0	0	0	3	0	3
	優越的地位の濫用		0	2	0	0	68	24	94
	不当廉売		0	0	0	1	4	1	6
	その他		0	0	0	0	1	0	1
	小計		0	5	0	1	86	25	117
その他（注3）			0	0	0	0	4	0	4
合計			4	5	0	3	94	25	131

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不公正な取引方法に分類している。

（注3）「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置（注1）件数（行為類型別）の推移

行為類型（注2）		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
私的独占			1	1	0	0	0	2
不当な取引制限	価格カルテル		6	6	0	1	1	14
	その他のカルテル（注3）		0	0	0	3	0	3
	入札談合		3	1	3	4	2	13
	受注調整		0	1	0	0	1	2
	小計		9	8	3	8	4	32
不公正な取引方法	再販売価格の拘束		2	0	0	1	0	3
	その他の拘束・排他条件付取引		1	3	1	1	3	9
	取引妨害		0	0	1	1	0	2
	優越的地位の濫用		0	3	0	0	2	5
	その他		0	0	0	0	0	0
	小計		3	6	2	3	5	19
合計			13	15	5	11	9	53

（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2）私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

## 2 課徴金納付命令等

### (1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（同法第7条の2第1項、第7条の9第1項及び第2項、第8条の3並びに第20条の2から第20条の6まで）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたものと並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

令和5年度においては、延べ16名に対し総額2億2340万円の課徴金納付命令を行った。

第4表 課徴金額等の推移

年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
課徴金納付命令					
課徴金額（億円）	692.7	43.2	21.8	1019.8	2.2
対象事業者数（名）	37	4	31	21	16

（注）課徴金額については、千万円未満切捨て。

### (2) 課徴金減免制度の概要

公正取引委員会は、平成17年独占禁止法改正法により、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を当委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度（以下「課徴金減免制度」という。）を導入し、さらに、令和元年独占禁止法改正法により、課徴金減免申請の申請順位に応じた減免率に、課徴金減免申請を行った事業者（調査開始日より前に最初に課徴金減免申請をした者を除く。）の事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を付加する制度（以下「調査協力減算制度」という。）を導入し、運用している。

令和5年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は、156件であった（課徴金減免制度導入（平成18年1月）以降の件数は1,573件）。

また、令和5年度においては、4事件延べ13名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。このうち、4事件計9名の事業者に調査協力減算制度を適用した。

（注）公正取引委員会は、法運用の透明性等確保の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyo>）

[u/index.html](#)) に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免の申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

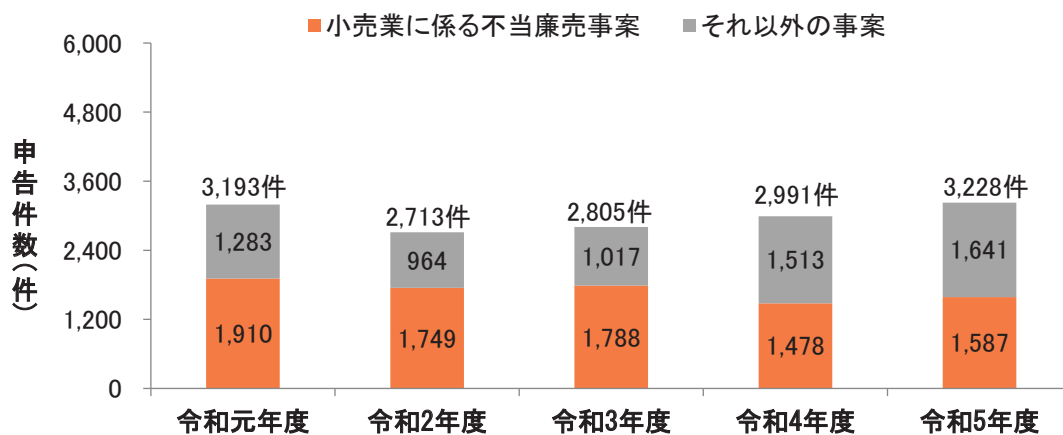
### 3 申告等

令和5年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は3,228件であった（第3図参照）。この報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（同法第45条第3項）、令和5年度においては、3,005件の通知を行った。

また、当委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、令和5年度においては、前記令和5年度の申告件数のうち同システムを利用した申告が1,202件であった。

さらに、当委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野及び電力・ガス分野に係る情報提供窓口を設置しており、令和5年度においてもこれらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第3図 申告件数の推移



### 4 事業者団体等への申入れ等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において競争政策上必要な措置を講ずべきと判断した事項について、事業者団体等に申入れ等を行っている。令和5年度においては、以下のとおり情報提供を行った。

- (1) 電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供（令和6年3月4日）（事件詳細については後記第2 **1** (2)及び第3 **1** 第8表参照）

公正取引委員会は、本件審査において認められた以下の事実等について、都市ガス及び電気市場における競争の適正化を図るため、電力・ガス取引監視等委員会に対し情報提供を行った。

ア 後記第2 **1** (2)イのとおり、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)及び東邦瓦斯(株)により、特定大口都市ガスについて独占禁止法違反行為が行われ、中部電力ミライズ(株)に対し排除措置命令を行ったこと。

イ 後記第3 **1** 第8表一連番号2のとおり、東邦瓦斯(株)の都市ガス供給区域における家庭用の都市ガス等の取引及び中部電力(株)の電気供給区域におけるFIT制度による電気の買取期間満了後の電気の買取取引について、独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われ、警告を行ったこと。

ウ 後記第2 **1** (2)イのとおり、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)及び東邦瓦斯(株)の間で、かねてから、都市ガス及び電気の小売供給に係る営業活動の方針、状況等に関する情報交換が行われていたこと。

## 5 審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第47条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）第22条第1項の規定により、当該処分を受けた日から1週間以内に、その理由を記載した文書をもって、当委員会に異議の申立てをすることができる。令和5年度においては、調査の結果、9件の異議申立てについて理由がなかった等として却下している。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。）第2の「2 供述聴取」に反する審査官等による言動等があったとする場合には、原則として当該聴取を受けた日から1週間以内に、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（審査手続指針第2の4）。

令和5年度における任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況は第5表のとおりであり、調査の結果、審査手続指針に反する審査官等の言動等があったとは認められなかったとして棄却している。

第5表 任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況

苦情申立ての類型 処理結果	供述聴取時の手続・説明事項に関するもの (審査手続指針第2の2(2))	威迫・強要など審査官等の言動に関するもの (審査手続指針第2の2(3)ア)	聴取時間・休憩時間に関するもの (審査手続指針第2の2(4))	供述調書の作成・署名押印の際の手続に関するもの (審査手続指針第2の2(5))	合計
処理件数	0	1	0	0	1
却下したもの	0	0	0	0	0
棄却したもの	0	1	0	0	1
必要な措置を講じたもの	0	0	0	0	0

## 6 判別手続の運用状況

公正取引委員会は、公正取引委員会の審査に関する規則に基づき、当委員会の行政調査手続において、所定の手続により一定の条件を満たすことが確認された事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件を、審査官その他の当該事件調査に従事する職員がその内容に接することなく、事件の終結を待つことなく当該事業者へ還付する手続（以下「判別手続」という。）を運用している。

当該物件の還付を希望する事業者は、同規則第23条の2第1項の規定により、文書で判別手続の求めを行うこととなっている。

令和5年度においては、判別手続の求めはなかった。

第6-1表 令和5年度法的措置（排除措置命令）一覧表

一連番号	事件番号	件名	内容	課徴金の総額 (最高額～最低額)	法的措置 対象事業者 の数(注)	違反法条	排除措置 命令年月日
1	5 (措) 5	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	8626万円 (1431万円 ～207万円)	13	第3条後段	5.9.28
2	6 (措) 1	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	2678万円 (1933万円 ～745万円)	2	第3条後段	6.3.4
3	6 (措) 2	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1640万円 (856万円 ～784万円)	3	第3条後段	6.3.14
4	6 (措) 3	木工用ドリルの製造販売業者に対する件	木工用ドリルの製造販売業者が、共同して販売業者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。	9396万円 (8572万円 ～824万円)	2	第3条後段	6.3.28
合 計				2億2340万円	20		

(注) 排除措置命令を行っていない課徴金納付命令対象事業者を含む。

第6-2表 令和5年度法的措置（確約計画の認定）一覧表

一連 番号	事件 番号	件名	内容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
1	5 (認) 1	㈱ダイコクに対 する件	<p>公正取引委員会は、㈱ダイコク（以下「ダイコク」という。）に対し、ダイコクの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダイコクから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>ダイコクは、遅くとも令和2年3月頃以降、令和4年4月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 返品</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等（以下「売れ残り商品等」という。）について当該売れ残り商品等を納入した納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、②当該売れ残り商品等の購入に当たって当該納入業者との合意により返品の条件を明確に定めることなく、かつ、③あらかじめ当該納入業者の同意を得ることなく又は当該納入業者の同意を得た場合であっても、当該売れ残り商品等の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、かつ、④当該納入業者から当該売れ残り商品等の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該売れ残り商品等を返品していた。</p> <p>(2) 従業員等の派遣の要請</p> <p>ア 閉店等に際し、これらを実施する店舗等において、売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>イ 新規開店又は改装に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p>	1	第19条（2 条9項5号）	5.4.6

一連 番号	事件 番号	件名	内容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
2	5 (認) 2	福岡有明海漁業 協同組合連合会 に対する件	<p>公正取引委員会は、福岡有明海漁業協同組合連合会（以下「福岡有明漁連」という。）に対し、福岡有明漁連の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、福岡有明漁連から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>福岡有明漁連は、漁協を通じて、生産者から乾海苔の販売を受託し、当該乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社に販売しているところ、次の行為を行っている。</p> <p>(1) 漁協を通じて、生産者に対し、生産した乾海苔の全量を生産者が所属する漁協に出荷する旨の条件を定めた誓約書に記名押印させるとともに、当該誓約書に定めた条件を遵守するよう要請している。</p> <p>(2) 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量を自らに出荷する旨の条件を覚書として定めるとともに、当該覚書に定めた条件を遵守するよう要請している。</p> <p>(3) 指定商社に対し、自らが実施する入札に付した乾海苔以外に、生産者が生産した乾海苔の買付けを行わない旨の条件を、自らが構成員となっている九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）において書面により定めるとともに、書面に定めた条件を遵守するよう要請している。</p> <p>(4) 自らが構成員となっている九州共販協議会において、自らが実施する入札に付したものの、最も高い入札価格が基準価格に満たなかった乾海苔について、当該乾海苔を生産した生産者の意向を確認することなく、当該乾海苔を処分することとしている。</p>	1	第19条（一般指定11項又は12項）	5.6.27
3	5 (認) 3	TOHOシネマ ズ㈱に対する件	<p>公正取引委員会は、TOHOシネマズ㈱（以下「TOHOシネマズ」という。）に対し、TOHOシネマズの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、TOHOシネマズから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>TOHOシネマズは、遅くとも平成28年11月頃以降、自社に映画作品を配給する配給会社に対して、次のいずれか又は複数を求めることによって、自社を他の興行会社よりも有利に取り扱うよう要請するとともに、当該要請に従わない場合には今後当該配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝えることにより、当該配給会社に対し、当該要請に従うようにさせている。</p> <p>(1) 配給会社が限定作品とする映画作品について、当該配給会社は</p> <p>ア 当該映画作品のメイン館を決定しようとする場合に行うオファーに関しては、原則として、興行会社の中でTOHOシネマズを最初のオファーの相手方とする</p> <p>イ 当該映画作品のメイン館を他の興行会社の運営する映画館とすることに決定しており、かつ、メイン館系映画館（当該メイン館を含み、TOHOシネマズ系映画館を除く。以下同じ。）に加えて、当該メイン館系映画館以外の映画館における上映も予定している場合に行うオファーに関しては、上映を予定している地域ごとに、当該地域に所在するメイン館系映画館を対象とするオファーの次に、TOHOシネマズに対して当該地域に所在するTOHOシネマズ系映画館を対象とするオファーを行うなどすること。</p> <p>(2) TOHOシネマズ系映画館がメイン館となった映画作品について、TOHOシネマズが指定した他の興行会社の運営する映画館へのオファーを見合わせるなどすること。</p>	1	第19条（一般指定12項）	5.10.3

一連 番号	事件 番号	件名	内容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
4	6 (認) 1	㈱ I B J に対する件	<p>公正取引委員会は、㈱ I B J（以下「I B J」という。）に対し、I B Jの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、I B Jから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>I B Jは、I B J連盟の加盟事業者のうち全国結婚相談事業者連盟（以下「TMS連盟」という。）、日本仲人連盟（以下「NNR」という。）又は日本成婚ネット（以下「JMN」という。）にも加盟する加盟事業者（以下「重複加盟事業者」という。）に対し、次の行為を行っている。</p> <p>(1)ア 令和3年9月頃、東海地区に所在するTMS連盟との重複加盟事業者に対し、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とI B Jメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟から退会するよう要請し、TMS連盟から退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年10月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とI B Jメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟から退会するようにさせている。</p> <p>イ 令和4年2月頃、TMS連盟又はNNRとの重複加盟事業者に対し、東日本地区に所在するTMS連盟との重複加盟事業者及び西日本地区に所在するNNRとの重複加盟事業者について、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とI B Jメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟及びNNRから退会するよう要請し、TMS連盟及びNNRから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年5月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とI B Jメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟及びNNRから退会するようにさせている。</p> <p>ウ 令和4年9月頃、TMS連盟、NNR又はJMNとの重複加盟事業者に対し、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とI B Jメンバーズ、サンマリエ及びZWEIの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟、NNR及びJMNから退会するよう要請し、TMS連盟、NNR及びJMNから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年10月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とI B Jメンバーズ、サンマリエ及びZWEIの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟、NNR及びJMNから退会するようにさせている。</p> <p>(2) 令和4年11月頃、エリアページに自らの情報を掲載しているTMS連盟、NNR又はJMNとの重複加盟事業者に対し、エリアページに当該重複加盟事業者の情報を掲載しない方針である旨を伝え、TMS連盟、NNR及びJMNから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年12月頃以降、エリアページから当該重複加盟事業者の情報を削除することにより、TMS連盟、NNR及びJMNから退会するようにさせている。</p>	1	第19条（一般指定12項）	6.1.22



一連 番号	事件 番号	件名	内容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
5	6 (認) 2	㈱東京インテリア家具に対する件	<p>公正取引委員会は、㈱東京インテリア家具（以下「東京インテリア」という。）に対し、東京インテリアの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、東京インテリアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>東京インテリアは、遅くとも平成28年5月頃以降、令和4年6月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>(2) 新規開店に際し、これを実施する店舗に関して、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に納品される商品の納入金額に5パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供させていた。</p> <p>(3) 令和3年2月及び令和4年3月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において当該各地震により毀損又は汚損した商品について、当該商品を値引き又は廃棄することによる自社の損失を補填するため、納入業者が納入した当該商品の納入金額に相当する額の全部又は一部の金銭を提供させていた。</p>	1	第19条（2条9項5号）	6.1.25
合計				5		

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第7表 課徴金制度の運用状況（注1）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0円
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	(注2) 28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	(注3) 38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	(注4) 270億2546万円
21年度	106	(注5) 360億7471万円
22年度	156	(注6) 719億4162万円
23年度	277	(注7、8、9、10) 399億6181万円
24年度	113	(注11) 248億7549万円
25年度	(注12) 180	(注12) 302億167万円
26年度	128	(注13、14、15) 170億4607万円
27年度	31	(注16) 85億725万円
28年度	32	91億4301万円
29年度	32	18億9210万円
30年度	18	2億6111万円
令和元年度	37	692億7560万円
2年度	4	43億2923万円
3年度	31	21億8026万円
4年度	21	1019億8909万円
5年度	16	2億2340万円
合計	8,936	5772億4683万円

- (注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。
- (注2) 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定（平成10年3月11日、課徴金額1934万円）の課徴金額のうち、967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された（同判決は確定した。）。
- (注3) 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定（平成15年6月13日、課徴金額586万円）の課徴金額のうち、302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された（同判決は確定した。）。
- (注4) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について、平成28年2月24日、課徴金納付命令（平成21年2月18日、課徴金額37億2137万円）のうち、37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注5) 平成21年11月9日、日鉄住金鋼板㈱に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額37億6320万円）、日新製鋼㈱に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額32億1838万円）及び㈱淀川製鋼所に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額16億4450万円）のうち、平成17年独占禁止法改正法附則の規定により読み替えて適用される独占禁止法第51条第1項の規定に基づき課徴金の額をそれぞれ36億8320万円、31億2838万円及び15億5450万円に変更する旨の審決を行った。
- (注6) 三和シャッター工業㈱ほか3名に対する審判事件について、令和2年8月31日、
- ・三和シャッター工業㈱に対する課徴金納付命令（平成22年6月9日、課徴金額25億1615万円）のうち、24億5686万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
  - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年（納）第95号）（平成22年6月9日、課徴金額17億8167万円）のうち、17億3831万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
  - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年（納）第98号）（平成22年6月9日、課徴金額2億4425万円）のうち、2億4291万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
  - ・東洋シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年6月9日、課徴金額5億2549万円）のうち、4億8404万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- の審決を行った。
- (注7) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令（平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円）のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の再審決を行った。
- (注8) ㈱山陽マルナカに対する審判事件について、平成31年2月20日、課徴金納付命令（平成23年6月22日、課徴金額2億2216万円）のうち、1億7839万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の第1次審決を行った。
- また、第1次審決の審判請求棄却部分を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、令和3年1月27日、上記課徴金納付命令の残余の部分（課徴金額1億7839万円）を取り消す旨の再審決を行った。
- (注9) 日本トイザラス㈱に対する審判事件について、平成27年6月4日、課徴金納付命令（平成23年12月13日、課徴金額3億6908万円）のうち、2億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注10) ㈱エディオンに対する審判事件について、令和元年10月2日、課徴金納付命令（平成24年2月16日、課徴金額40億4796万円）のうち、30億3228万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注11) NTN㈱に対する審判事件について、令和元年11月26日、課徴金納付命令（平成25年3月29日、課徴金額72億3107万円）のうち、72億3012万円を超えて納付を命じた部分を取り消すとともに平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第51条第3項の規定に基づき課徴金の額を70億3012万円に変更する旨の審決を行った。
- (注12) 加藤化学㈱に対する審判事件について、令和元年9月30日、加藤化学㈱に対する課徴金納付命令（平成25年7月11日、課徴金額4116万円）を取り消す旨の審決を行った。
- (注13) ダイレックス㈱に対する審判事件について、令和2年3月25日、課徴金納付命令（平成26年6月5日、課徴金額12億7416万円）のうち、11億9221万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注14) レンゴー㈱ほか36名に対する審判事件について、令和3年2月8日、
- ・王子コンテナ㈱に対する課徴金納付命令（平成26年（納）第116号）（平成26年6月19日、課徴金額4億9597万円）のうち、4億8642万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
  - ・福野段ボール工業㈱に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額1078万円）のうち、1050万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
  - ・王子コンテナ㈱に対する課徴金納付命令（平成26年（納）第163号）（平成26年6月19日、課徴金額12億8727万円）のうち、12億8673万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
  - ・北海道森紙業㈱に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額6640万円）のうち、6586万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・浅野段ボール㈱に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額2990万円）のうち、2904万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注15) レンゴー㈱ほか1名に対する審判事件について、令和3年2月8日、
  - ・レンゴー㈱に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額10億7044万円）のうち、10億6758万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
  - ・㈱トーモクに対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額6億401万円）のうち、6億363万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注16) 松尾電機㈱による排除措置命令等取消請求事件について、平成31年3月28日、東京地方裁判所から、課徴金納付命令（平成28年3月29日、課徴金額4億2765万円）のうち、4億2414万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の判決が言い渡された（同判決は確定した。）。)

## 第2 法的措置等

令和5年度においては、9件について法的措置（排除措置命令4件、確約計画の認定5件）を採った。排除措置命令4件の違反法条をみると、いずれも独占禁止法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反となっている。また、確約計画の認定5件の関係法条をみると、いずれも同法第19条（不公正な取引方法の禁止）となっている。

これら9件の概要は次のとおりである。

### 1 排除措置命令及び課徴金納付命令

- (1) 高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件（令和5年（措）第5号）  
（令和5年9月28日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

#### ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	木本工業㈱	高知市鷹匠町一丁目2番51号	代表取締役 木本 善章	○	1431万円
2	㈱ジオテック	高知市南御座2番22号	代表取締役 武智 俊雄	○	1383万円
3	興和技建㈱	高知市小津町7番1号	代表取締役 久保田 一水	○	1021万円
4	㈱種田工務	高知市農人町2番3号	代表取締役 酒井 晋	○	1010万円
5	㈱地研	高知市円行寺25番地	代表取締役 中根 久幸	○	970万円
6	㈱四国トライ	高知市南川添17番21号	代表取締役 松尾 俊明	○	921万円
7	長崎テクノ㈱	高知市若松町1705番地	代表取締役 長崎 正和	○	899万円
8	構営技術コンサル タント㈱	高知市本宮町105番地23	代表取締役 水野 隆之	○	516万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
9	(有)ムクタ工業	高知県長岡郡大豊町津家24番地12	代表取締役 椋田 新也	○	268万円
10	(株)第一コンサルタンツ	高知市介良甲828番地1	代表取締役 右城 猛	○	207万円
11	(有)草苅地工	高知県吾川郡仁淀川町長者丙1932番地1	代表取締役 梶屋 慶男	○	—
12	(株)高建総合コンサルタント	高知県四万十市駅前町2番3号	代表取締役 田中 朱美	○	—
13	西部ボーリング工業こと北岡智恵子	高知県四万十市具同7361番地23		○	—
14	(株)相愛	高知市重倉266番2号	代表取締役 永野 敬典	—	—
合計				13名	8626万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

## イ 違反行為の概要等

14名は、遅くとも平成29年4月3日以降、高知県発注の特定地質調査業務について、受注価格の低落防止等を図るため

(7) a 指名業者（注3）のうち、指名を受けた旨の連絡を幹事会社（注4）に行った者の中から受注予定者を決定する

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

(4) a 発注された業務の予定価格（注5）を、予定価格等に応じてあらかじめ定めた区分に当てはめ、指名業者のうち、当該区分において指名を受けた回数を基にあらかじめ定めた一定の算定方式により算出した点数が最も多い者を受注予定者とする

b 予定価格が一定の金額に満たないなど前記 a であらかじめ定めた区分に該当しない業務にあつては、受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が1名のときはその者を受注予定者とし、受注希望者が複数名のときは受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する

c (a) 高知県に対し、提案書・見積書等を提出して設計協力を行い、協力した内容が業務の設計書において採用された者（以下「設計協力者」という。）がいる場合は、前記 a 及び b によらず、設計協力者が1名のときはその者を受注予定者とし、設計協力者が複数名のときは設計協力者間の話し合いにより受注予定者を決定する

(b) 過去に発注された業務との継続性があり、当該過去に発注された業務を受注した者がいる場合は、前記 a 及び b によらず、その者を受注予定者とする

d 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が

その定めた価格で受注できるように協力する  
 などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、14名は、公共の利益に反して、高知県発注の特定地質調査業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、公正取引委員会は、令和5年9月28日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(注3)「指名業者」とは、14名のうち、高知県から指名競争入札の参加者として指名を受けた者をいう。

(注4)「幹事会社」とは、発注業務を行う土木事務所等の高知県の出先機関ごとに設けられ、高知県発注の特定地質調査業務に関して、14名のうち、自らを含む14名についての指名状況を取りまとめるなどしていた会社をいう。

(注5) 予定価格が事前に公表されていない場合は、幹事会社等が推測して算出した価格をいう。

(詳細については令和5年9月28日報道発表資料「高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。)

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230928\\_jiken.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230928_jiken.html)



(2) 東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件（令和6年（措）第1号）（令和6年3月4日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	中部電力(株)	名古屋市東区東新町1番地	代表取締役 林 欣吾	—	1933万円
2	中部電力ミライズ(株)	名古屋市東区東新町1番地	代表取締役 大谷 真哉	○	745万円
3	東邦瓦斯(株)	名古屋市熱田区桜田町19番18号	代表取締役 増田 信之	—	—
合計				1社	2678万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要等

中部電力(株)（令和2年4月1日の吸収分割の後にあっては中部電力ミライズ(株)（注3）。中部電力(株)及び中部電力ミライズ(株)の2社を以下「中部電力2社」という。）及び東邦瓦斯(株)（以下「東邦瓦斯」という。）は、かねてから、大口都市ガスの小売供

給に係る営業活動の方針、状況等について情報交換を行い、競合する大口都市ガスのうちお互いの受注意欲を勘案して受注に関する調整の対象を選定し、受注に関する調整を行ってきたところ、遅くとも平成28年11月25日以降、特定大口都市ガスについて、各社の都市ガスの総供給量の確保及び受注価格の低落防止等を図るため

(7) a 受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

(i) a 話し合いにより、受注予定者を決定する

b 受注予定者以外の者は、自社が提示する都市ガス料金水準又は見積り合わせ等に参加しない旨を受注予定者に伝える

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、中部電力2社及び東邦瓦斯は、公共の利益に反して、特定大口都市ガスの取引分野における競争を実質的に制限していたことから、公正取引委員会は、令和6年3月4日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(注3) 中部電力ミライズ㈱は、令和2年4月1日に、中部電力㈱から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力㈱は、同日以降、同事業を営んでいない。

(詳細については令和6年3月4日報道発表資料「東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240304\\_daisan.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240304_daisan.html)



(3) 独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件（令和6年（措）第2号）（令和6年3月14日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	日本紙通商㈱	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	代表取締役 吉田 太	○	856万円
2	国際紙パルプ商事㈱	東京都中央区明石町6番24号	代表取締役 栗原 正	○	—
3	KPPグループホールディングス㈱	東京都中央区明石町6番24号	代表取締役 栗原 正	—	784万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
4	日本紙パルプ商事(株)	東京都中央区勝どき三丁目12番1号 フォアフロントタワー	代表取締役 渡邊 昭彦	—	—
合計				2社	1640万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

## イ 違反行為の概要等

日本紙通商(株) (以下「日本紙通商」という。)、国際紙パルプ商事(株) (以下「国際紙パルプ商事」という。)、K P Pグループホールディングス(株) (以下「K P Pグループホールディングス」という。)及び日本紙パルプ商事(株) (以下「日本紙パルプ商事」という。)の4社 (以下「4社」という。)は、遅くとも平成29年6月5日以降 (K P Pグループホールディングスにあっては令和4年9月30日までの間、国際紙パルプ商事にあっては同年10月1日以降)、国立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙について、自社の利益の確保を図るため

(7) a 受注予定者を決定する

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

(4) a あらかじめ定められた順番により受注予定者を決定する

b 受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた価格で受注できるよう、受注予定者が定めた価格を上回る入札価格を提示して協力する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、4社 (注3) は、公共の利益に反して、国立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、公正取引委員会は、令和6年3月14日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(注3) 令和4年10月1日にK P Pグループホールディングス (旧・国際紙パルプ商事) から国際紙パルプ商事に事業の承継が行われたため、令和4年9月30日までの間は、日本紙通商、K P Pグループホールディングス (旧・国際紙パルプ商事) 及び日本紙パルプ商事の3社が、同年10月1日以降は、日本紙通商、国際紙パルプ商事及び日本紙パルプ商事の3社が、違反行為を行っていた。



(詳細については令和6年3月14日報道発表資料「独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240314\\_daigo.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240314_daigo.html)



#### (4) 木工用ドリルの製造販売業者に対する件（令和6年（措）第3号）（令和6年3月28日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

##### ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	㈱スターエム	兵庫県三木市別所町東這田722番地の47	代表取締役 小林 富記子	○	8572万円
2	大西工業㈱	兵庫県加古川市神野町西条790番地の1	代表取締役 大西 富昭	○	824万円
合計				2社	9396万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

##### イ 違反行為の概要等

(7) ㈱スターエム（以下「スターエム」という。）及び大西工業㈱（以下「大西工業」という。）の2社（以下「2社」という。）は、木工用ドリルの原材料である鋼材等の価格が上昇していたことから、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和元年9月26日までに、2社の役員級及び営業責任者級の者による会合を開催するなどして、スターエムにあつては令和2年4月1日受注分から、大西工業にあつては同年6月1日受注分から、特定木工用ドリル（注2）の仕切価格（注3）を現行価格から12パーセントを目途に引き上げることを合意した。

(4) 2社は、その後も木工用ドリルの原材料である鋼材等の価格が引き続き上昇していたことから、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和4年10月7日までに、2社の役員級及び営業責任者級の者による会合を開催するなどして、スターエムにあつては令和5年4月1日受注分から、大西工業にあつては遅くとも同年6月1日受注分から、特定木工用ドリルの仕切価格を現行価格から10パーセントを目途に引き上げることを合意した。

これにより、2社は、公共の利益に反して、特定木工用ドリル及びその同等品の販売分野における競争を実質的に制限していたことから、公正取引委員会は、令和6年3月28日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(注2) 「特定木工用ドリル」とは、木工用ドリルのうち、スターエムが製造販売する23商品及び大西工業が製造販売する18商品であつて、2社のそれぞれの価格表（2社がそれぞれ特定木工用ドリルの販売業者向けに作成する、木工用ドリルの仕切価格を掲載する表をいう。）におい

て仕切価格が掲載されているもの（複数の商品を組み合わせて販売されているものを除く。）をいう。

（注3）「仕切価格」とは、2社がそれぞれ定める、木工用ドリルの種類及びサイズごとの特定木工用ドリルの販売業者向けの販売価格をいう。

（詳細については令和6年3月28日報道発表資料「木工用ドリルの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。）

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240328\\_kinki\\_shinsa.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240328_kinki_shinsa.html)



## 2 確約計画の認定

(1) (株)ダイコクに対する件（令和5年（認）第1号）（令和5年4月6日 確約計画の認定）

### ア 関係人

名称	所在地	代表者
(株)ダイコク	大阪市中央区道頓堀二丁目2番1号	代表取締役 新川 友寛

### イ 概要

公正取引委員会は、(株)ダイコク（以下「ダイコク」という。）に対し、ダイコクの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダイコクから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ダイコクは、遅くとも令和2年3月頃以降、令和4年4月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。

#### ⑦ 返品

①新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等（以下「売れ残り商品等」という。）について当該売れ残り商品等を納入した納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、②当該売れ残り商品等の購入に当たって当該納入業者との合意により返品の条件を明確に定めることなく、かつ、③あらかじめ当該納入業者の同意を得ることなく又は当該納入業者の同意を得た場合であっても、当該売れ残り商品等の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、かつ、④当該納入業者から当該売れ残り商品等の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該売れ残り商品等を返品していた。

#### ⑧ 従業員等の派遣の要請

a 閉店等の際し、これらを実施する店舗等において、売れ残り商品等の返品に係

る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

- b 新規開店又は改装に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

(詳細については令和5年4月6日報道発表資料「㈱ダイコクから申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/apr/20230406dai2.html>



## (2) 福岡有明海漁業協同組合連合会に対する件（令和5年（認）第2号）（令和5年6月27日 確約計画の認定）

### ア 関係人

名称	所在地	代表者
福岡有明海漁業協同組合連合会	福岡県柳川市三橋町高畑271番地	代表理事 西田 晴征

### イ 概要

公正取引委員会は、福岡有明海漁業協同組合連合会（以下「福岡有明漁連」という。）に対し、福岡有明漁連の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、福岡有明漁連から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

福岡有明漁連は、漁協を通じて、生産者から乾海苔の販売を受託し、当該乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社に販売しているところ、次の行為を行っている。

- (7) 漁協を通じて、生産者に対し、生産した乾海苔の全量を生産者が所属する漁協に出荷する旨の条件を定めた誓約書に記名押印させるとともに、当該誓約書に定めた条件を遵守するよう要請している。
- (8) 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量を自らに出荷する旨の条件を覚書として定めるとともに、当該覚書に定めた条件を遵守するよう要請している。

- (7) 指定商社に対し、自らが実施する入札に付した乾海苔以外に、生産者が生産した乾海苔の買付けを行わない旨の条件を、自らが構成員となっている九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）において書面により定めるとともに、書面に定めた条件を遵守するよう要請している。
- (8) 自らが構成員となっている九州共販協議会において、自らが実施する入札に付したものの、最も高い入札価格が基準価格に満たなかった乾海苔について、当該乾海苔を生産した生産者の意向を確認することなく、当該乾海苔を処分することとしている。

（詳細については令和5年6月27日報道発表資料「福岡有明海漁業協同組合連合会から申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/20230627dai4.html>



(3) TOHOシネマズ(株)に対する件（令和5年（認）第3号）（令和5年10月3日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
TOHOシネマズ(株)	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号	代表取締役 池田 隆之

イ 概要

公正取引委員会は、TOHOシネマズ(株)（以下「TOHOシネマズ」という。）に対し、TOHOシネマズの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、TOHOシネマズから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

TOHOシネマズは、遅くとも平成28年11月頃以降、自社に映画作品を配給する配給会社に対して、次のいずれか又は複数を求めることによって、自社を他の興行会社よりも有利に取り扱うよう要請するとともに、当該要請に従わない場合には今後当該配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝えることにより、当該配給会社に対し、当該要請に従うようにさせている。

- (7) 配給会社が限定作品とする映画作品について、当該配給会社は
- a 当該映画作品のメイン館を決定しようとする場合に行うオファーに関しては、原則として、興行会社の中でTOHOシネマズを最初のオファーの相手方とする

- b 当該映画作品のメイン館を他の興行会社の運営する映画館とすることに決定しており、かつ、メイン館系映画館（当該メイン館を含み、TOHOシネマズ系映画館を除く。以下同じ。）に加えて、当該メイン館系映画館以外の映画館における上映も予定している場合に行うオファーに関しては、上映を予定している地域ごとに、当該地域に所在するメイン館系映画館を対象とするオファーの次に、TOHOシネマズに対して当該地域に所在するTOHOシネマズ系映画館を対象とするオファーを行うなどすること。
- (4) TOHOシネマズ系映画館がメイン館となった映画作品について、TOHOシネマズが指定した他の興行会社の運営する映画館へのオファーを見合わせるなどすること。

（詳細については令和5年10月3日報道発表資料「TOHOシネマズ(株)から申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/20231003.html>



(4) (株)IBJに対する件（令和6年（認）第1号）（令和6年1月22日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
(株)IBJ	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号	代表取締役 石坂 茂

イ 概要

公正取引委員会は、(株)IBJ（以下「IBJ」という。）に対し、IBJの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、IBJから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

IBJは、IBJ連盟の加盟事業者のうち全国結婚相談事業者連盟（以下「TMS連盟」という。）、日本仲人連盟（以下「NNR」という。）又は日本成婚ネット（以下「JMN」という。）にも加盟する加盟事業者（以下「重複加盟事業者」という。）に対し、次の行為を行っている。

- (7) a 令和3年9月頃、東海地区に所在するTMS連盟との重複加盟事業者に対し、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟から退会するよう要請し、TMS

連盟から退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年10月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟から退会するようにさせている。

- b 令和4年2月頃、TMS連盟又はNNRとの重複加盟事業者に対し、東日本地区に所在するTMS連盟との重複加盟事業者及び西日本地区に所在するNNRとの重複加盟事業者について、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟及びNNRから退会するよう要請し、TMS連盟及びNNRから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年5月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟及びNNRから退会するようにさせている。
- c 令和4年9月頃、TMS連盟、NNR又はJMNとの重複加盟事業者に対し、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズ、サンマリエ及びZWEIの会員とのお見合い制限を行うことを示唆してTMS連盟、NNR及びJMNから退会するよう要請し、TMS連盟、NNR及びJMNから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年10月頃以降、当該重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員とIBJメンバーズ、サンマリエ及びZWEIの会員とのお見合い制限を行うことにより、TMS連盟、NNR及びJMNから退会するようにさせている。
- ㊦ 令和4年11月頃、エリアページに自らの情報を掲載しているTMS連盟、NNR又はJMNとの重複加盟事業者に対し、エリアページに当該重複加盟事業者の情報を掲載しない方針である旨を伝え、TMS連盟、NNR及びJMNから退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者について、同年12月頃以降、エリアページから当該重複加盟事業者の情報を削除することにより、TMS連盟、NNR及びJMNから退会するようにさせている。

(詳細については令和6年1月22日報道発表資料「㈱IBJから申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。)

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240122\\_3jyou\\_IBJ.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240122_3jyou_IBJ.html)



## (5) (株)東京インテリア家具に対する件（令和6年（認）第2号）（令和6年1月25日 確約計画の認定）

## ア 関係人

名称	所在地	代表者
(株)東京インテリア家具	東京都荒川区荒川四丁目32番5号	代表取締役 利根川 隆弘

## イ 概要

公正取引委員会は、(株)東京インテリア家具（以下「東京インテリア」という。）に対し、東京インテリアの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、東京インテリアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

東京インテリアは、遅くとも平成28年5月頃以降、令和4年6月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。

- (ア) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。
- (イ) 新規開店に際し、これを実施する店舗に関して、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に納品される商品の納入金額に5パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供させていた。
- (ウ) 令和3年2月及び令和4年3月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において当該各地震により毀損又は汚損した商品について、当該商品を値引き又は廃棄することによる自社の損失を補填するため、納入業者が納入した当該商品の納入金額に相当する額の全部又は一部の金銭を提供させていた。

（詳細については令和6年1月25日報道発表資料「(株)東京インテリア家具から申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。）

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240125\\_dai1.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240125_dai1.html)



### 3 第三者からの情報・意見募集

#### (1) Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集について（令和5年10月23日）

##### ア 概要

公正取引委員会は、Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為について、審査を開始し、また、第三者からの情報・意見を受け付けることを公表した。

##### イ 違反被疑行為の概要

Google LLCらは

- (7) Android 端末メーカーとの間で、当該端末メーカーが製造する端末への「Google Play」と称するアプリケーションストア等の搭載を許諾するに当たり、「Google Search」と称する検索アプリケーション、「Google Chrome」と称するブラウザアプリケーション等自己のアプリケーションを併せて搭載させ、搭載する際の当該アプリケーションのアイコン等の端末画面上の配置場所を指定する内容の許諾契約を締結すること
  - (4) Android 端末メーカーらとの間で、自己と競争関係にある事業者の検索アプリケーションを搭載しないこと等を条件に、自己が検索連動型広告サービスから得た収益を分配する内容の契約を締結すること
- により、自己と競争関係にある事業者の事業活動を排除し、又は取引先事業者の事業活動を制限している疑いがある。

（詳細については令和5年10月23日報道発表資料「Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231023ikenboshu.html>





## 第3 その他の事件処理


### 1 警告

令和5年度において警告を行ったものの概要は、次のとおりである。



第8表 令和5年度警告事件一覧表


一連番号	件名	内容	公表年月日
1	三愛リテールサービス㈱に対する件	<p>三愛リテールサービス㈱は、茨城県土浦市に所在する給油所において、令和5年1月31日から同年3月7日までの36日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。</p> <p>(詳細については令和5年5月17日報道発表資料「茨城県土浦市において給油所を運営する石油製品小売業者に対する警告等について」を参照のこと。)</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/may/20230517kanshi.html">https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/may/20230517kanshi.html</a></p> 	5. 5. 17
2	<p>中部電力ミライズ㈱及び東邦瓦斯㈱に対する件</p> <p>【家庭用の都市ガス等及びFIT制度による電気の買取期間満了後の電気の買取】</p>	<p>中部電力2社（中部電力㈱及び中部電力ミライズ㈱（注1））及び東邦瓦斯㈱（以下「東邦瓦斯」という。）は、①東邦ワスの都市ガス供給区域における家庭用の都市ガス及び電気の小売供給に係る料金について話し合いを行い、その際、中部電力㈱（以下「中部電力」という。）が東邦瓦斯に対して中部電力の料金より値下げしないことを求め、②中部電力の電気供給区域におけるFIT制度（注2）による電気の買取期間満了後の電気の買取価格について話し合いを行い、その際、中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の買取価格よりも大幅に上回るものにしないことを求めて、同分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。</p> <p>（注1）中部電力ミライズ㈱は、令和2年4月1日に、中部電力から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力は、同日以降、同事業を営んでいない。</p> <p>（注2）再生可能エネルギーを用いて発電された電気を一定の期間及び価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。</p> <p>(詳細については令和6年3月4日報道発表資料「東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。)</p> <p><a href="https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240304daisan.html">https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240304daisan.html</a></p> 	6. 3. 4


一連番号	件名	内容	公表年月日
3	中部電力ミライズ㈱及び㈱シーエナジーに対する件 【LNGの供給】	<p>中部電力2社（中部電力㈱及び中部電力ミライズ㈱（注））及び㈱シーエナジー並びに東邦瓦斯㈱は、愛知県、岐阜県及び三重県に所在する需要家向けのLNGの供給において受注調整を行って同分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。</p> <p>（注）中部電力ミライズ㈱は、令和2年4月1日に、中部電力㈱（以下「中部電力」という。）から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力は、同日以降、同事業を営んでいない。</p> <p>（詳細については令和6年3月4日報道発表資料「東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。）</p> <p><a href="https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240304daisan.html">https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240304daisan.html</a></p> 	6.3.4

## 2 注意

令和5年度において注意・公表を行ったものの概要は、次のとおりである。

### 第9表 令和5年度注意・公表事件一覧


一連番号	件名	内容	公表年月日
1	みずほ証券㈱に対する件	<p>みずほ証券㈱は、新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセスにおいて、新規上場会社に対し、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第5号ハ（優越的地位の濫用））の規定の違反につながるおそれのある行為を行っていた。</p> <p>（詳細については令和5年4月13日報道発表資料「みずほ証券㈱に対する注意について」を参照のこと。）</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info-ndl/jp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/apr/20230413dai2.html">https://warp.ndl.go.jp/info-ndl/jp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/apr/20230413dai2.html</a></p> 	5.4.13

一連番号	件名	内容	公表年月日
2	㈱ロジックに対する件	<p>㈱ロジックは、競争事業者からの介護サービス事業で使用されるソフトウェア間のシステム連携の要請に対して、システム連携の条件として競争事業者のソフトの販売の制限ととられかねない内容を提示するなど、独占禁止法第19条（不正な取引方法第14項（競争者に対する取引妨害））の規定の違反につながるおそれのある行為を行っていた。</p> <p>（詳細については令和5年12月20日報道発表資料「㈱ロジックに対する注意について」を参照のこと。）</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/20231220dai1.html">https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/20231220dai1.html</a></p> 	5. 12. 20

### 3 自発的な措置に関する公表

令和5年度において、事業者から自発的な措置の報告を受け、事案の概要を公表したものは、次のとおりである。

第10表 令和5年度自発的な措置に関する公表事案一覧

件名	内容	公表年月日
オーケー㈱による納入業者に対する競合店対抗値下げ補填の要請への対応について	<p>公正取引委員会は、オーケー㈱（以下「オーケー」という。）が、納入業者との価格交渉に当たり、納入業者に対し、競合店対抗値下げ補填（注）の要請を行っているとの情報に接したことから、競合店対抗値下げ補填の事実やその運用等について、優越的地位の濫用の観点から問題がないか等の確認を行うため、オーケーに資料を求めるなどしたところ、オーケーから、自発的に競合店対抗値下げ補填自体を取りやめた旨の報告を受けたため、これ以上の対応を行わないこととした旨を公表した。</p> <p>（注）オーケーが、競合店の販売価格に対抗して、自社の店舗における販売価格を競合店と同額まで引き下げて販売した場合に、そのときの差額分の全部又は一部を納入業者の負担とすること。</p> <p>（詳細については令和5年8月10日報道発表資料「オーケー㈱による納入業者に対する競合店対抗値下げ補填の要請への対応について」を参照のこと。）</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/aug/20230810dai2.html">https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/aug/20230810dai2.html</a></p> 	5. 8. 10

## 第4 告発

---

私的独占、カルテル等の重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待つて論ずることとされている（独占禁止法第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

令和5年度においては、検事総長に告発した事件はなかった。

## 第3章 訴訟

### 第1 審決取消請求訴訟

#### 1 概説

令和5年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は14件であったところ、これらのうち、同年度中に東京高等裁判所が原告の請求を棄却した判決が9件（うち1件は上訴期間の経過をもって終了し、その余の8件は原告が上告又は上告受理申立てをした。）あり、最高裁判所が上告棄却又は上告不受理決定をしたことにより終了したものが5件（このうち3件は同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をしたものである。）あった（第1表参照）。

以上のとおり、令和5年度に終了した審決取消請求訴訟は6件であり、同年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は8件となった。

第1表 令和5年度係属事件一覧

一連番号	件名	審決の内容	判決等
1	㈱エディオンによる件	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である127社のうち、92社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と納入業者92社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から除外すべきものとされた（一部取消し後の課徴金額 30億3228万円）。	審決年月日 令和元年10月 2日 提訴年月日 令和元年11月 1日
2	ダイレックス㈱による件	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である78社のうち、69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた（一部取消し後の課徴金額 11億9221万円）。	審決年月日 令和 2年 3月25日 提訴年月日 令和 2年 4月 2日 判決年月日 令和 5年 5月26日 （請求棄却、東京高等裁判所） 上訴年月日 令和 5年 6月 7日 （上告受理申立て、原審原告）

一連 番号	件名	審決の内容	判決等
3	東洋シャッター(株)による件	<p>被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意（一連番号の4参照）に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった（一部取消し後の課徴金額4億8404万円）。</p>	<p>審決年月日 令和 2年 8月31日          提訴年月日 令和 2年 9月29日          判決年月日 令和 5年 4月 7日          （請求棄却、東京高等裁判所）          上訴年月日 令和 5年 4月21日          （上告及び上告受理申立て、原審原告）</p>
4	三和ホールディングス(株)ほか1名による件	<p>被審人三和シャッター工業(株)が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする（近畿合意）ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人三和シャッター工業(株)については、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった（課徴金額 4026万円（三和ホールディングス(株)）、一部取消し後の課徴金額 27億1585万円（三和シャッター工業(株)））。</p>	<p>審決年月日 令和 2年 8月31日          提訴年月日 令和 2年 9月30日          判決年月日 令和 5年 4月 7日          （請求棄却、東京高等裁判所）          上訴年月日 令和 5年 4月24日          （上告及び上告受理申立て、原審原告ら）</p>

一連番号	件名	審決の内容	判決等
5	文化シャッター(株)による件	<p>被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意（一連番号の4参照）に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった（一部取消し後の課徴金額17億3831万円）。</p>	<p>審決年月日 令和 2年 8月31日          提訴年月日 令和 2年 9月30日          判決年月日 令和 5年 4月 7日          （請求棄却、東京高等裁判所）          上訴年月日 令和 5年 4月20日          （上告及び上告受理申立て、原審原告）</p>
6	サクラパックス(株)ほか1名による件	<p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 2662万円（サクラパックス(株)）、3477万円（森井紙器工業(株)））。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日          提訴年月日 令和 3年 3月 9日          判決年月日 令和 5年 6月16日          （請求棄却、東京高等裁判所）          上訴年月日 令和 5年 6月30日          （上告及び上告受理申立て、原審原告ら）          決定年月日 令和 6年 3月13日          （上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所）</p>

一連 番号	件名	審決の内容	判決等
7	レンゴー(株)ほか6名による件	<p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げるとを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げるとを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 46億6156万円（7名の合計額））。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日          提訴年月日 令和 3年 3月10日</p>
8	レンゴー(株)による件	<p>被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げるとを合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人が特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた（一部取消し後の課徴金額 10億6758万円）。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日          提訴年月日 令和 3年 3月10日          判決年月日 令和 4年 9月16日          （請求棄却、東京高等裁判所）          上訴年月日 令和 4年 9月29日          （上告及び上告受理申立て、原審原告）          決定年月日 令和 6年 3月27日          （上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所）</p>



一連 番号	件名	審決の内容	判決等
9	王子コンテナ(株)ほか10名による件	<p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げるとを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げるとを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人王子コンテナ(株)及び被審人北海道森紙業(株)の「当て紙」の売上額並びに被審人王子コンテナ(株)が加工委託のため別のメーカーに有償支給した段ボールシートの売上額は、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた（課徴金額 27億192万円（11名の合計額。ただし被審人王子コンテナ(株)及び被審人北海道森紙業(株)については一部取消し後の金額））。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日          提訴年月日 令和 3年 3月10日          判決年月日 令和 5年 4月21日          （請求棄却、東京高等裁判所）          上訴年月日 令和 5年 4月28日          （上告及び上告受理申立て、原審原告ら）          決定年月日 令和 5年11月24日          （上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所）</p>

一連 番号	件名	審決の内容	判決等
10	<p>コバシ㈱ほか6名による件 【上告審コバシ㈱ほか5名による件】</p>	<p>被審人コバシ㈱、同大万紙業㈱、同福原紙器㈱及び同吉沢工業㈱が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人浅野段ボール㈱が東日本地区に交渉担当部署が所在しない取引先に納入した段ボールケースの売上額は、特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた（課徴金額 1億5785万円（7名の合計額。ただし被審人浅野段ボール㈱については一部取消し後の金額））。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日          提訴年月日 令和 3年 3月10日          判決年月日 令和 5年10月20日          （請求棄却、東京高等裁判所）          （上訴期間の経過をもって確定、原審原告1名）          上訴年月日 令和 5年11月 6日          （上告及び上告受理申立て、原審原告ら6名）</p>

一連 番号	件名	審決の内容	判決等
11	福野段ボール工業(株)による件	<p>被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人が訂正伝票により「特値」（通常より低い価格での受注）で代金の支払を受けていた段ボールシートの当該訂正後の売上額と訂正前の売上額との差額は、特定段ボールシートの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた（一部取消し後の課徴金額 2529万円）。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日          提訴年月日 令和 3年 3月10日          判決年月日 令和 5年 6月16日          （請求棄却、東京高等裁判所）          （上訴期間の経過をもって確定）</p>
12	(株)トーモクほか3名による件	<p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 10億9211万円（4名の合計額））。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日          提訴年月日 令和 3年 3月10日</p>

一連番号	件名	審決の内容	判決等
13	㈱トーモクによる件	<p>被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げることを合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人が特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた（一部取消し後の課徴金額 6億363万円）。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日                      提訴年月日 令和 3年 3月10日                      判決年月日 令和 4年 9月16日                      （請求棄却、東京高等裁判所）                      上訴年月日 令和 4年 9月29日                      （上告及び上告受理申立て、原審原告）                      決定年月日 令和 6年 3月27日                      （上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所）</p>
14	東京コンテナ工業㈱による件	<p>被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 4825万円）。</p>	<p>審決年月日 令和 3年 2月 8日                      提訴年月日 令和 3年 3月10日                      判決年月日 令和 5年 4月21日                      （請求棄却、東京高等裁判所）                      上訴年月日 令和 5年 5月 9日                      （上告及び上告受理申立て、原審原告）                      決定年月日 令和 5年11月24日                      （上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所）</p>

## 2 東京高等裁判所における判決

- (1) 東洋シヤッター㈱ほか3名による審決取消請求事件（令和2年（行ケ）第10号（甲事件）、同第11号（乙事件）、同第12号（丙事件））（第1表一連番号3ないし5（注1））

（注1）第1表一連番号3ないし5は東京高等裁判所係属中に併合された。

### ア 主な争点及び判決の概要

- (7) 全国排除措置命令の適法性について
- a 全国合意を内容とする意思の連絡についての検討
- (a) 「共同して」の要件について

独占禁止法第2条第6項の不当な取引制限としての「共同して…相互に（その事業活動を拘束し、又は遂行すること）」とは、本来公正かつ自由な競争（同法第1条）においては各事業者が自由に決めるべき価格、品質、その他各般の事業活動に係る条件に関して、事業者らの間で一定の競争回避的な事業活動をするを互いに認識し認容して歩調を合わせる意思の連絡を形成すること、例えば、その一定の競争回避的な事業活動が共同で対価を引き上げることである場合には、同内容又は同種の対価の引上げを実施することを互いに認識し認容して歩調を合わせる意思の連絡を形成したことが必要であり、かつ、それで足りるのであって、事業者相互間で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要なく、黙示的なもので足り、抽象的、包括的なものでもよく、実効性を担保する制裁等の定めがないものでも足りると解すべきである。

**(b) 全国合意を内容とする意思の連絡の存在について**

本件審決は、全国合意を内容とする意思の連絡の存在について、東芝ケミカル事件高裁判決（注2）を参照して、特定の事業者が、①他の事業者との間で対価引上げ行為に関する情報交換をして、②同一又はこれに準ずる行動に出たような場合には、③その行動が他の事業者の行動と無関係に、取引市場における対価の競争に耐え得るとの独自の判断によって行われたことを示す特段の事情が認められない限り、これらの事業者の間に、協調的行動をとることを期待し合う関係があり、意思の連絡があるものと推認されるというべきであるという間接事実による認定方法を用いて認定している。

なお、東芝ケミカル事件高裁判決の間接事実による認定方法は、多くの事案の事実認定において典型的に有用であるといえるものの、間接事実による認定は、この方法に限られるものでないことは当然である。不当な取引制限に係る意思の連絡は、事案によってその成立過程が様々に異なるものであり、また、これに参加する者はその証拠を残さないようにするなどその成立過程に関する証拠をあまねく収集することは困難であるから、事案に応じて様々な間接事実を検討して、その成否を判断する必要がある。例えば、事前の対価引上げ行為に関する情報交換の立証が弱い場合であっても、他の重要な間接事実の存在によって、不当な取引制限の成立が認められる場合も十分考えられる。

（注2）東京高等裁判所平成7年9月25日判決

**(c) 全国合意に係る意思の連絡の認定について**

本件審決の全国合意の推認については、次のとおり、実質的証拠があると判断する。

①3社（注3）は、いずれもゼネコンの値下げ要求によるシャッターの受注価格の低落という問題を抱えていた上、平成19年10月頃から上昇していた鋼材価格が更に平成20年4月以降大幅に値上げされることが同年2月下旬に判明し、これに伴いそれぞれシャッター等の販売価格の引上げを実施することを検討していた時期に、各社の営業部門を統括する役員級の者である《B1》、《C1》及び《D1》による本件会合が開かれたのであり、しかも、3社は、当時、近畿地区における受注調整の会合等をしており、南関東地区においても、

《B1》、《C1》及び《D1》が主導して、同年2月下旬から営業担当責任者級の者による会合を開き、受注調整に向けた協議が開始されたところであり、《B1》、《C1》及び《D1》の間では、3社の協調によりシャッター等の販売価格を引き上げようとの共通認識や信頼関係が形成されていた。②《B1》、《C1》及び《D1》は、本件会合において、それぞれに鋼材価格の急激な上昇に対応するためにシャッター等の値上げをせざるを得ないと発言していた状況で、《B1》において、販売価格を10パーセント引き上げたい旨具体的な数値を挙げた発言をしたところ、《C1》及び《D1》もこれに反対することなく、《C1》及び《D1》において、積算価格の引上げにより販売価格を引き上げる意向を示し、《C1》及び《B1》において、原告三和シャッター工業(株)（以下「三和S」という。）及び原告文化シャッター(株)（以下「文化」という。）があらかじめ値上げの実施を新聞発表する意向を表明し合い、《D1》は、原告東洋シャッター(株)（以下「東洋」という。）の値上げの検討状況について具体的な数値を挙げて発言するなどし、販売価格の引上げの有無、その方法や検討状況等競業他社において本来確知しないはずの営業上の秘密にわたる情報交換をした上、併せて、受注調整等の必要性をうかがわせる会話をした。③3社は、本件会合以前は、特定シャッターの販売価格の引上げ目標を10パーセントと設定していなかったにもかかわらず、本件会合後には、原告文化の《C1》が、その翌日の社内会議において、シャッターの販売価格を10パーセント引き上げる旨を表明するとともに、「販売価格をいかに上げるか？積算価格も上げていく。」、「文化、三和で文章を作り社会に訴えていく。」と新聞発表の方針を明らかにした上、「売価アップは必死にやる。」などと発言したのを始めとして、3社とも、順次、特定シャッターの販売価格の引上げを指示したもので、特定シャッターの販売価格について、現行価格より10パーセントを目途として引き上げるという全国合意の内容に沿った行動をとったものといえる。④そして、以上の全国合意の存在を推認すべき間接事実が認められるのに対し、全国合意の存在の推認自体を妨げる事情や、3社の本件会合後の行動が全国合意と無関係に行われているなどの、全国合意の意思の連絡の認定の妨げになる特段の事情は認められないから、本件審決の推認には実質的な証拠があるというべきである。

なお、全国合意において、特定シャッターの販売価格を現行価格より10パーセントを目途として引き上げるという具体的な内容に関しては、本件証拠上、本件会合で初めて情報交換がされた内容であり、本件会合より前に3社間で前記内容による合意形成に向けた情報交換が行われたと認めるに足りる証拠はないが、このことは、前記の判断を左右するものではない。

（注3）原告三和S、原告文化及び原告東洋

#### b 全国合意による相互拘束についての検討

独占禁止法第2条第6項の「相互にその事業活動を拘束し」とは、本来公正かつ自由な競争（同法第1条）において各事業者が自由に決めるべき価格、品質、数量、その他各般の事業活動に係る条件に関して相互に制約することをいい、拘

束の程度としては、事業者らの間において前記の事業活動に係る条件に関して一定の競争回避的な事業活動をすることを互いに認識し認容して歩調を合わせる意思の連絡を形成し、これに制約されて意思決定を行うことになれば、事業者間の事業活動が事実上拘束されることになり、これで足りるものと解される。

3社については、全国合意を内容とする対価の引上げをすることを互いに認識し認容して歩調を合わせる意思の連絡が認められ、これによって、3社がこれに制約されて特定シャッターの販売価格について、現行価格より10パーセントを目途として引き上げるとの同一の行動に出たことが認められ、本件審決が、全国合意は各社の事業活動を拘束するものであると認定したことには、実質的な証拠がある。

### c 全国合意による一定の取引分野における競争の実質的制限の検討

独占禁止法第2条第6項の「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうこと、すなわち、事業者らの間で一定の競争回避的な事業活動をすることを互いに認識し認容して歩調を合わせる意思の連絡を形成することにより、一定の取引市場における競争自体を減少させ、本来公正かつ自由な競争（同法第1条）においては各事業者が自由に決めるべき価格、品質、数量、その他各般の事業活動に係る条件をある程度自由に左右することができる状態をもたらし、もって、市場が有する競争機能を損なうことをいい、一定の取引市場における競争を完全に排除し、価格等を完全に支配することまでは必要ないと解される。

#### (a) 「一定の取引分野」の画定について

独占禁止法第2条第6項の「一定の取引分野」とは、事業者間の競争回避的な特定の行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいうものであり、その成立する範囲は、具体的な行為や取引の対象・地域・態様等に応じて相対的に決定されるべきものである。

そして、全国合意は、特定シャッターを構成する軽量シャッター及び重量シャッター（いずれもグリルシャッターを含む。）の取引全体を対象とし、地域的な限定は特にされていないから、その対象及び影響を受ける範囲は、全国の特定シャッターの取引であると認められる。また、3社は、特定シャッターを全国の需要者に提供しており、3社の当時の特定シャッター出荷数量に占める市場占有率は、全体で約92.8パーセントであったこと、特定シャッターに代替できるそれ以外の商品の市場が存在するとの指摘が特にされていないことに照らすと、本件における一定の取引分野を全国における特定シャッターの販売分野であると認めた本件審決の認定・判断には合理性があり、実質的な証拠があるというべきである。

これに対し、「一定の取引分野」とは、需要者と供給者との間の商品役務の取引に関する競争が行われる市場であり、一般に需要者からみた商品役務の代替性があることが競争の前提であると説かれるが、その解釈は各規制の目的趣旨に沿って行われるべきものである。不当な取引制限の要件としての「一定の取引分野」は、競争回避的な特定の行為に関して、競争の実質的制限がもたら

されるか否かを検討する範囲としての市場であり、個別事案との関係で相対的に画定されるが、需要者からみた商品役務の代替性を、包括的に画定するか、細分化して画定するかについても、不当な取引制限の成否の観点、あるいは排除措置命令又は課徴金納付命令（課徴金減免申請を含む。）等の手続に与える影響の観点を踏まえ、相対的に判断すれば足りるというべきである。これを全国合意についてみると、需要者からみた代替性は、前記に説示した事情を踏まえると、不当な取引制限の成否の観点からも特定シャッターを構成する各商品間の代替性を更に細分化して検討する必要性は認められない。

また、全国合意は、3社の全国における特定シャッターの販売価格の引上げに関する意思の連絡であり、独占禁止法上、不当な取引制限が成立するか否かの問題である。3社と需要者との間の取引に係る民事的な法律構成又は契約類型（請負であるか、売買であるか等）とは別個の法律問題であり、本件審決にこの点での法令の解釈適用に誤りはない。

**(b) 競争の実質的制限について**

競争の実質的制限（独占禁止法第2条第6項）とは、事業者らの間で一定の競争回避的な事業活動をするを互いに認識し認容して歩調を合わせる意思の連絡を形成することにより、一定の取引市場における競争自体を減少させ、本来公正かつ自由な競争（同法第1条）においては各事業者が自由に決めるべき価格、品質、数量、その他各般の事業活動に係る条件をある程度自由に左右することができる状態をもたらし、もって、市場が有する競争機能を損なうことをいい、一定の取引市場における競争を完全に排除し、価格等を完全に支配することまでは必要ない。

これを全国合意についてみると、3社の当時の特定シャッターの市場占有率は、約92.8パーセントであるところ、本来各社が自由に決めるべき「特定シャッターの需要者向け販売価格について、平成20年4月1日見積分から、現行価格より10パーセントを目途に引き上げる」旨の競争回避的な事業活動をするを互いに認識、認容して歩調を合わせる意思の連絡を形成することにより、3社とも、順次その旨の値上げ目標を定め、各支店、営業所にその目標を示して販売価格の引上げを指示したのであるから、単独で販売価格の引上げ行動をする場合と比較して、顧客を失う可能性は低減し、目標とする販売価格を現行価格より10パーセント引き上げるという結果が得られないとしても、全国における特定シャッターの販売市場において、ゼネコン以外の需要者との間においては格段に、価格交渉力を有する需要者であるゼネコンとの関係においても相応に、従前よりも高い水準の見積価格を前提とする取引価格とすることができる可能性が高まることから、全国合意により、全国における特定シャッターの販売市場（ゼネコン及びそれ以外にも含む需要者全体）において、3社で価格をある程度自由に左右できる状態をもたらし、もって、市場が有する競争機能を損ない、競争が実質的に制限されたというべきである。

**d 全国合意が公共の利益に反していることの検討**

独占禁止法第2条第6項にいう「公共の利益に反して」とは、原則としては同



法の直接の保護法益である自由競争経済秩序に反することを指すが、現に行われた行為が形式的にこれに該当する場合であっても、前記法益と当該行為によって守られる利益とを比較衡量して、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という同法の究極の目的（同法第1条参照）に実質的に反しないと認められる例外的な場合には同規定にいう「不当な取引制限」行為から除外する趣旨と解される。

しかし、元請が下請に対してその優越的な地位を濫用して不当な値引き要求や指値発注等をしてきた事例があったとしても、これに対抗するために、全国合意のような価格カルテルによって共同して対価を引き上げる行動が、前記の一般消費者の利益の確保や国民経済の民主的で健全な発達を促進することにつながるとは認められない。

④ 全国課徴金納付命令の適法性について

全国合意に「平成20年4月1日見積分から」とあるのは、3社共同での需要者向け販売価格の値上げ行動という取引制限行為の対象を限定する趣旨ではなく、その行動の始期を定める趣旨にすぎないと解され、商品の特性や取引の属性等に応じて値上げの対象商品を限定したものではないから、同年4月1日より前に見積価格を提示した特定シャッターについては、同日以降の引渡しに係る特定シャッターの売上げであれば、全国課徴金納付命令の課徴金の計算の基礎となるというべきである。

⑤ 近畿課徴金納付命令の適法性について（近畿合意に基づく実行期間の始期の認定の適法性について）

不当な取引制限による実行期間の始期である「当該行為の実行としての事業活動を行った日」とは、違反行為によって具体的な競争制限効果が発生するに至った日、具体的には、その日以降の取引に違反行為の拘束力が及んでいると評価できる事業活動が行われた日であると解される。本件審決は、近畿合意に基づき、近畿地区における特定シャッター等の個別取引案件について、原告らの間の受注調整等により、受注予定者を決定し、それ以外の社が営業活動を自粛することが、その日以降の取引に違反行為の拘束力が及んでいると評価できるそれぞれの事業活動が行われたものと判断したものであり、受注予定者の決定により、典型的に違反行為の影響を受ける売上額が生じる具体的な競争制限効果が生じると言い得るのであって、その判断は、不合理ではないというべきである。また、受注予定者以外の事業者の事業活動は、受注予定者に協力してゼネコンに対する営業活動を自粛するという不作為を本質とし、ゼネコンから見積依頼等がある場合には受注予定者が受注できるよう協力することであるから、何らかの外部的な事業活動としての徴表が必須であると解することはできない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告らによる上告及び上告受理申立てにつき、令和5年度末現在、最高裁判所に係属中である。

(2) 王子コンテナ(株)ほか11名による審決取消請求事件（令和3年（行ケ）第8号（甲事件）、同第13号（乙事件））（第1表一連番号9及び14（注4））

（注4）第1表一連番号9及び14は東京高等裁判所係属中に併合された。

ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 争点1（本件各合意（注5）により、独占禁止法第2条第6項の不当な取引制限に当たり得る行為（いわゆる共同行為）がされた事実があったとした本件審決の認定が実質的証拠を欠くものか、また法令の解釈を誤ったものか）について

（注5）段ボールシートの販売価格を引き上げる旨の合意及び段ボールケースの販売価格を引き上げる旨の合意

- a 複数の事業者が対価を引き上げる行為が、独占禁止法第2条第6項の「不当な取引制限」にいう「共同して・・・相互に」の要件に該当するというためには、当該行為について、相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であるところ、ここにいう「意思の連絡」とは、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りないが、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要なく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である。

本件においては、段ボールメーカーの間で、段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の値上げをする際には、レンゴー(株)（以下「レンゴー」という。）及び原告王子コンテナ(株)（以下「王子コンテナ」という。）が値上げを表明し、それ以外の段ボールメーカーは両社の示した値上げ幅を指標として実施するのが通例であり、また、従前から、段ボール製品の値上げに当たっては、各社が足並みをそろえて行うことが必要であると認識されており、値上げを実施する時期に値上げを実施しないで取引の拡大を狙うことは行うべきでないこととされ、仮にこれを行った場合には他の事業者等からの抗議活動の対象となり、また、このような値上げを実施する時期には、東段工（注6）の三木会（注7）及び支部（注8）の会合において、情報交換が行われてきたという慣行が存在していたところ、平成23年8月下旬に、レンゴーが段ボールシートにつき1㎡につき8円以上、段ボールケースにつき13%以上という値上げ幅での値上げを公表し、他の段ボールメーカーにも値上げを働きかけ、同年9月28日に、原告王子コンテナがレンゴーの値上げ幅と大きな差異のない幅で段ボール製品の値上げをする旨公表し、同年10月17日に開催された三木会（以下「10月17日三木会」という。）では、本部役員会社（注9）の多くがレンゴー及び原告王子コンテナが公表した値上げ幅に沿った値上げ幅で値上げをすることを表明し、それ以外の本部役員会社や各支部の支部長等も値上げをすること自体は表明していたという事実が認められる。そうすると、前記慣行の下では、前記のような各社の表明により、10月17日三木会の出席者の間では、10月17日三木会の出席者以外の東段工の組合員等の段ボールメーカーも、その合意内容に沿った段ボール製品の値上げをするであろうという認識を前提に、前記の値上げ幅での値上げを行うことについて意思の

連絡が成立し、本件各合意が成立したというべきである。

また、前記慣行の下では、本件支部会等（注10）の出席者は、10月17日三木会の経過の報告又はレンゴー及び原告王子コンテナー又はそのグループ会社の出席者の発言により、東段工管内の全域にわたり、東段工の組合員等の段ボールメーカーが、レンゴー及び原告王子コンテナーが公表した値上げ幅による値上げを行うものと相互に認識しつつ、これを認容して自ら値上げの方針を公表し又は値上げに反対の意を表さなかったというべきであり、これらによれば、本件支部会等の出席者にあつては、東段工管内の他の支部においても同様の意思の連絡が成立するという認識を前提に、前記の値上げ幅での値上げを行うことについて意思の連絡が成立し、これによって、本件支部会等の出席者も、本件各合意に参加したというべきである。

（注6）東日本段ボール工業組合

（注7）東段工の理事会の下に置かれた組織

（注8）東段工に置かれた東京・山梨支部、神奈川支部、埼玉支部、千葉・茨城支部、群馬・栃木支部、静岡支部、新潟・長野支部、東北支部及び北海道支部の9支部

（注9）レンゴー、セツカートン(株)、王子コンテナー、(株)トーモク、ダイナパック(株)、日本トーカンパッケージ(株)、大和紙器(株)、森紙業(株)、福野段ボール工業(株)及び大王製紙パッケージ(株)の10社

（注10）支部主催の会合その他支部所属の組合員の担当者を主な構成員とする会合

#### b 原告らの主張に対する判断

- (a) 10月17日三木会の時点では、主要な原紙メーカーによる原紙の値上げ表明が出そろっており、他に原紙の調達先があるともうかがわれないことからすると、段ボールメーカーにあつては、原紙の値上げを受け入れざるを得ず、段ボール製品の値上げに向けた活動をしなければならない時期にあつたといえる。
- (b) 個別の取引における価格の決定権を有するのが各工場長であっても、段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の値上げをする際には、段ボールメーカーの本社等が値上げの方針を決め、それに沿って個別の取引における価格を改定させるのであって、その点について各工場長等が自由に決められるわけではないことは明らかである。
- (c) 三木会が各支部から値上げ活動の情報提供を受けてこれを集約したり、値上げ活動が十分でない事業者に対して値上げを促すよう各支部に指示したりしていたことは、証拠に基づく本件審決の認定のとおりである。
- (d) 本件審決が10月17日三木会の内容が支部会等に伝達されたとの認定をしていない11道県に係る本件支部会等において、段ボール製品の値上げが一斉に話題とされていることからすれば、10月17日三木会の内容を各支部に伝達する措置が採られていなかったとは考え難く、10月17日三木会の出席者にあつては、本件各合意の内容が本件支部会等に伝達されるであろうことも容易に予測できたというべきであるから、10月17日三木会の出席者において、本件各合意の及ぶ範囲を認識できなかったとはいえない。
- (e) 他の地場の段ボールメーカーが大手段ボールメーカー等に追随して値上げの実施に向かうことは容易に予測できる状況にあつたとの本件審決の認定は、段ボール業界の従前の慣行等から客観的にそのように予測される状況にあつたと

いうものであり、10月17日三木会の出席者が実際に予測したことが証拠に基づいて認定されていなくても、本件審決の認定が実質的証拠を欠くとはいえないし、そのような客観的状況にある以上、10月17日三木会の出席者がそのような予測の下あえて10月17日三木会の内容を伝達しなかったという事実が証拠に基づいて認定されていなくても、本件審決の認定が実質的証拠を欠くとはいえない。

- (ii) 本件審決が、三木会における情報交換と本件支部会等における情報交換が組織的に一体のものとして行われていたと認めたことにつき、甲事件原告らが実質的証拠を欠くとして例として挙げるトップ会については、北海道支部の組合員4社と非組合員の合同容器㈱が構成員となっており、実質的には北海道支部の支部会と同様の役割を果たしていたものと考えるのが相当である。また、10月27日トップ会の出席者は、段ボール製品の値上げは、段ボール原紙の値上がりに合わせて全国的に行われるもので、北海道地区についてのみ値上げを行うことはあり得ないことを認識していたことからすれば、トップ会において行われていた段ボール製品の値上げに関する情報交換が北海道内で販売する段ボール製品を対象とするものであったとしても、トップ会の出席者は、それが東日本地区（注11）の他の支部の管内においても同様に行われていることを認識しつつ情報交換をしたものというべきであり、本件審決における三木会における情報交換と本件支部会等における情報交換が組織的に一体のものとして行われていたとの事実認定が実質的証拠を欠くとはいえない。

また、本件審決は、本件各合意と同様の合意が、具体的な事業者名やその範囲について正確な認識はなくても、三木会の構成員や他の支部会の構成員といった事業者のほぼ全ての者の間でされていること又はされるであろうことを認識しているという趣旨で概括的という用語を用いたものというべきところ、意思の連絡が認められるためには相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解されることからすれば、意思の連絡に参加している事業者を全て具体的に認識している必要はなく、本件各合意への参加を認める前提としては、そのような概括的な合意で足りるものというべきである。

さらに、段ボール業界における慣行を前提とすると、10月17日三木会における合意の内容が伝達された本件支部会等の出席者はもちろん、それ以外の本件支部会等においても、同三木会の出席者及び東段工の他の支部に所属する組合員のほぼ全ての者の間で、レンゴー及び原告王子コンテナが公表した値上げ幅に沿った値上げをするとの合意がされていること又はされるであろうことが容易に予測できるものといえる。10月17日三木会の出席者及び本件支部会等の出席者は、こういった予測を持った上で、値上げを表明したという情報が集約されることを認識しつつ自らもこれと同等の値上げをする意思を表明するか少なくとも値上げに反対の意思を表明しないことによって、これらの事業者の間で、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容するという意味での意思の連絡が存在するというべきであるから、本件審決の認定

が、実質的証拠を欠く又は独占禁止法第2条第6項等の解釈を誤る違法不当なものであるとはいえない。

(注11) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県

- (g) 段ボール業界における慣行の下、10月17日三木会では、出席者は慣行に従い東段工の組合員等の段ボールメーカーがレンゴー及び原告王子コンテナが公表した値上げ幅で値上げを進めていくであろうことを認識して認容したというべきであり、そのような値上げを一致して行うことについて信頼が醸成されたというべきである。
- (h) 同じ地域に工場を有しない地場の段ボールメーカーの間で直接の競争が生じないとしても、これらのメーカーが東日本地域全域を対象とする本件各合意に参加することがあり得ないということとはできない。
- (i) 段ボール業界における慣行からすれば、本件支部会等に出席して、10月17日三木会の内容の説明を受けたり、段ボール製品の値上げに関するレンゴーや原告王子コンテナの説明を受けた地場の段ボールメーカーは、東日本地区全域において多くの段ボールメーカーが足並みをそろえて値上げに向かうことを認識できたというべきであるし、本件支部会等において具体的な値上げ幅を表明しなかったり、原紙の値上げが確定するまでは値上げ方針を決定しない旨表明したりした事業者がいたとしても、値上げ自体に反対の意思を表明した事業者がいなかった以上は、本件支部会等の出席者が足並みをそろえて値上げに向かうことを認識し、これを認容したというべきであるから、本件支部会等の出席者に本件各合意への参加を認めた本件審決の認定が実質的証拠を欠くとはいえない。

(4) **争点2（本件審決における一定の取引分野の認定に実質的証拠があるといえるかどうか、また、その認定が適法なものといえるかどうか）について**

段ボールシート及び段ボールケースの取引は、輸送上の制約から、工場所在地から一定の範囲内のユーザーとの取引に限られ、各段ボールメーカーの商圏はその範囲に限られるという実情があるとしても、それらの商圏は互いに重なり合いつつ連続的に広がっており、東日本の地区内でいくつかの範囲に分割されているものではないこと、本件各合意が東段工の管内である東日本全域を対象としたのは、各段ボールメーカーの商圏の状況や、段ボール製品の価格の大部分は原料である段ボール原紙の価格が占めているところ、本件各合意の契機となった段ボール原紙について、東日本の各地域内によって値上げ幅を異にする理由がなかったとうかがわれることからすれば、本件における一定の取引分野の地理的範囲を東日本全体とした本件審決の判断が実質的証拠を欠くものとはいえず、また、これが本件各合意の対象と一致するからといって、最高裁の判例に反し独占禁止法第2条第6項等の解釈を誤るものともいえない。

(5) **争点3（本件審決が乙事件原告を処分の対象者としたことが誤りであるかどうか）について**

本件審決が実質的証拠に基づき認定した事実によれば、晃里（注12）は、実質的

には原告東京コンテナ工業(株) (以下「東京コンテナ工業」という。)の営業部門として、その指揮監督の下で営業活動を行っており、晃里の営業担当者が10月19日東京・山梨支部会等に出席して行った段ボール製品の値上げに関する情報交換は、同原告が自社の営業部門である晃里を介して行ったものであって、同原告についても本件各合意への参加が認められるというべきである。

(注12) 晃里(株)：原告東京コンテナ工業から、同社で製造した段ボール製品の販売業務を委託されていた子会社

① 争点4 (本件審決における課徴金の算定に誤りがあるかどうか) について

a 甲事件原告らの主張について

違反行為者のグループ会社であっても、違反行為者とは別個の法人格を有し、法律上の独立の取引主体として活動している事業者であるから、グループ会社に対する商品の販売が実質的に同一企業内における加工部門への物資の移転と同視し得るなどの事情が存在しない限り、直ちに当該グループ会社に販売された商品が違反行為の対象から除外されているものとするのはできないと解され、甲事件原告らが課徴金の算定の基礎から除外すべきであると主張する売上げについて、前記のような事情があるとは認められないことからすると、これらを課徴金の算定の基礎から除外すべきであるとはいえない。

b 乙事件原告の主張について

- (a) 課徴金の算定の対象となる額は、独占禁止法第7条の2第1項の「当該行為の実行としての事業活動を行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間における当該商品又は役務の…売上額」の解釈として一定の期間の取引が全て対象となるのであり、因果関係を推定するものではなく、不当に主張立証責任を転換するものではない。
- (b) 独占禁止法第7条の2第1項の売上額は、事業者の事業活動から生ずる収益から費用を差し引く前の数値を意味すると解釈されるべきである。
- (c) 他の事業者が原告東京コンテナ工業の有する特許に抵触しない範囲でこれに代替し得る商品等の取引を行うことができないとまで認めるには足りず、潜在的にも競争が存在しないと認めることはできない。
- (d) 原告東京コンテナ工業は、3773万537円の売上げに、特定段ボールシート及び特定段ボールケースではないものが含まれている旨主張するが、これらが既控除売上げ(課徴金の算定の対象から既に除外されている834万6359円)とは別のものであるか、そもそも審査官への報告において売上げとして計上されていたものであるかについての的確な立証があるとはいえない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告らが上告及び上告受理申立てを行ったところ、最高裁判所は後記 **3** (1)及び(2)のとおり決定を行った。

- (3) ダイレックス(株)による審決取消請求事件(令和2年(行ケ)第5号)(第1表一連番号2)

## ア 主な争点及び判決の概要

### ⑦ 争点①（原告の取引上の地位が特定納入業者（69社）に優越していたといえるか否か（優越的地位の意義、優越的地位の判断基準等））について

#### a 優越的地位の濫用行為を規制する意義、優越的地位該当性についての判断基準

独占禁止法第19条、第2条第9項第5号が、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が取引の相手方に対しその地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることについて、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり、このような行為は、公正な競争を阻害するおそれがあるものとして、これを禁止した趣旨に照らせば、同号所定の「自己の取引上の地位が相手方に優越していること」（優越的地位）に関し、行為者につき取引の相手方に対してその取引上の地位が優越しているというためには、行為者が市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位にある必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位にあれば足りると解され、また、優越した地位にあるとは、取引の相手方にとって行為者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、行為者が取引の相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、取引の相手方がこれを受け入れざるを得ないような場合をいうものと解され、そのような観点から優越的地位の該当性についての判断をするに当たっては、①行為者の市場における地位、②当該取引の相手方の行為者に対する取引依存度、③当該取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性、重要性を示す具体的な事実（行為者との取引額、行為者の今後の成長可能性、取引の対象となる商品・役務を取り扱うことの重要性、事業規模の相違等）を総合的に考慮するのが相当であり、取引関係にある当事者間の取引をめぐる具体的な経緯や態様には、当事者間の相対的な力関係が如実に反映されることが少なくないから、実際に取引の相手方が行為者による客観的に不利益な行為を受け入れている場合には、これを受け入れるに至った経緯や態様等を総合的に勘案して、優越的地位に当たるかどうかの判断をすることが合理的であるといえる。

#### b 原告の取引上の地位が特定納入業者（69社）に優越していたといえるか

##### (a) 40社（「第1類型納入業者」）について

原告の市場における地位、第1類型納入業者の原告に対する取引依存度、これらに裏付けられた第1類型納入業者による取引先の変更が困難である旨の認識（本件報告書等の回答内容）又は取引先の変更が困難ではなかったといえるような客観的事実が見当たらないこと、第1類型納入業者が本件各行為を受け入れていること等を総合考慮すれば、原告の取引上の地位は、第1類型納入業者に対して優越していたものと認めることができる。

##### (b) 24社（「第2類型納入業者」）について

第2類型納入業者は、第1類型納入業者のように原告に対する取引依存度が相対的に大きいとまではいえないものの、第2類型納入業者にとっては、原告

は取引先別の売上高における原告の順位からみて比較的安定した売上げが確実に期待できる取引先であり、かつ、その事業が拡大基調にあって、今後の取引の拡大を期待できる取引先で今後の成長可能性も見据えて取引を継続することが重要な取引先であったということができ、原告の取引上の地位は、第2類型納入業者に対して優越していたものと認めることができる。

(c) 4社（「第3類型納入業者」）について

第3類型納入業者は、第1類型納入業者及び第2類型納入業者にみられたような事情は見当たらないものの、その事業規模が原告に比して著しく小さいことや原告に対する売上額が事業規模に比して相当な額に達していること等を総合考慮すれば、原告の取引上の地位は、第3類型納入業者に対して優越していたものと認めることができる。

(d) 《納入業者73》について

《納入業者73》は、第1類型納入業者、第2類型納入業者及び第3類型納入業者にみられたような事情は見当たらないものの、同社において原告との取引を主に担当している地区の営業拠点では、取引先別の売上高の順位における原告の順位が高いこと、さらに、同営業拠点は全社に占める売上高の割合が高く、営業上重要な営業拠点であること、《納入業者73》にとっては、原告との取引の継続が同区域内における事業収益を左右するといっても過言でない状況であることや、《納入業者73》が本件各行為を受け入れるに至った経緯や態様等を総合考慮すれば、原告の取引上の地位は、《納入業者73》に対して優越していたものと認めることができる。

(4) 争点②（本件各行為（本件従業員等派遣、本件協賛金の提供及び本件火災関連金の提供を受けた行為）は、原告が「正常な商慣習に照らして不当に」独占禁止法第2条第9項第5号口所定の行為（不利益行為）をしたものといえるか否か）について

a 不利益行為該当性について

独占禁止法第2条第9項第5号口によって、優越的地位の濫用行為が不公正な取引方法とされたのは、このような行為は、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害することになる上、当該取引の相手方又は行為者においては、それぞれの競争者との関係で競争上不利又は有利となるおそれがあり、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあるからであり、こうした趣旨を踏まえれば、不利益行為の意義については、①従業員等の派遣要請に関して、従業員等を派遣する条件等が不明確で、相手方にあらかじめ計算できない不利益を与える場合はもとより、従業員等を派遣する条件等があらかじめ明確であっても、その派遣等を通じて相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的と認められる範囲を超えた負担となり、相手方に不利益を与えることとなる場合、また、②協賛金等の支払要請に関して、協賛金等の負担額、算出根拠、用途等が不明確で、相手方にあらかじめ損益の計算ができない不利益を与えることとなる場合のほか、協賛金等の負担の条件があらかじめ明確であっても、相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的と認められる範囲を超えた負担となり、相手方に不利益を与えるこ



ととなる場合等を指すものと解するのが相当である。

#### b 本件従業員等派遣について

一般的な買取取引においての売主は、当該買取商品を契約の内容に沿って買主に引き渡すことで義務の履行は完了するはずのものであるから、契約上の権利義務や一般的な商慣習等がない限り、小売業者である買主の新規店舗の開設、既存店舗の改装及びこれらの店舗での開店セール等の際に、買取取引で仕入れた商品を他の陳列棚から移動させ、又は新たに若しくは補充として店舗の陳列棚へ並べる作業等を行うことは、本来買主が行うべき役務というべきであって、そうすると、売主が自社の従業員等を派遣して前記のような作業に当たらせることは、売主としては当該従業員等による労務をその派遣の期間逸失することになるほか、交通費等派遣に必要となる費用が発生した場合には、当該費用を負担することになることから、売主にとって通常は何ら合理性のないことであり、そのような合理性のない行為は原則として不利益行為に当たると解するのが相当である。したがって、例えば、新規店舗開設等作業のための従業員等派遣については、①従業員等の業務内容、労働時間及び派遣期間等の派遣の条件について、あらかじめ相手方と合意し、かつ派遣される従業員等の人件費、交通費、宿泊費等の派遣のために通常必要な費用を買主が負担する場合、②従業員等が自社の納入商品のみの販売業務に従事するもの等であって、従業員等の派遣による相手方の負担が従業員等の派遣を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものである場合等、従業員等派遣例外事由がない限り、不利益行為に当たると認めるのが相当である。

原告の店舗の開店前準備作業は、本来、原告が納入業者から買い取った商品を当該店舗で販売するためにその費用で行うべきであるから、原告が特定納入業者による従業員等を派遣させた本件従業員等派遣に係る行為は、従業員等派遣例外事由がない限り、特定納入業者に対する不利益行為に当たるものというべきである。

そして、原告と納入業者との間であらかじめ派遣に係る条件についての合意があったとは認め難く、また、本件期間中、原告が、納入業者に対し、派遣に係る従業員等の人件費、交通費、宿泊費等の費用を負担していたとも認められない。

その他、本件全証拠によるも、本件従業員等派遣に関し、特定納入業者について従業員等派遣例外事由に当たる事情があったものとは認められない。

以上によれば、本件従業員等派遣については、原告がした特定納入業者に対する不利益行為に当たるものと認めるのが相当である。

#### c 本件協賛金の提供について

買取取引において、契約上の権利義務や一般的な商慣習等がない限り、売主が小売業者である買主に対し協賛金等の名目で買主のために本来提供する必要のない金銭を提供することは、売主にとって何ら合理性のないものであり、そのような行為は、原則として不利益行為に当たり、例えば、協賛金等の名目で提供した金銭について、その負担額、算出根拠、用途等について、あらかじめ買主が売主に対して明らかにし、かつ、当該金銭の提供による売主の負担が、その提供を通

じて売主が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり、相手方の同意の上で行われる場合等の金銭提供例外事由がない限り、不利益行為に当たると認めるのが相当である。

本件協賛金の提供は、特定納入業者にとっては、本来無用のものであり、単に原告の運営に係る店舗の閉店及びそれに伴う在庫商品の処分の必要性という原告の事情により、既に納入した商品の代金を事後的に減額される結果となるものであって、経済的な不合理性は極めて大きいというべきであるから、金銭提供例外事由がない限り、不利益行為に当たるものといえることができる。

そして、原告は、特定納入業者との間で、閉店セール協賛金に関する合意はしておらず、また、原告のバイヤーは、納入業者に対し、閉店セール前に、閉店セールを行う店舗及び日程についての通知はしたものの、在庫商品の数量について連絡はしていなかったこと、原告における閉店セール協賛金の算定方法は、原告の予算上の粗利を確保することができる金額以上の金額というものであって、専ら原告の損失を転嫁するという観点によるものであり、原告のバイヤーにおいては、特定納入業者に対し、閉店セール実施後に割引額の通知はしていたものの、閉店セール協賛金の負担額、算出根拠、使途等をあらかじめ具体的に明らかにしていたとの事情も見当たらないことからすれば、本件協賛金の提供について金銭提供例外事由があったとは認められない。

以上によれば、本件協賛金の提供については、原告がした特定納入業者58社に対する不利益行為に当たるものと認めるのが相当である。

#### d 本件火災関連金の提供について

火災により毀損した商品の損失補填を目的とするものであったとしても、金銭の提供は、買取取引において、売主が買主のために本来提供する必要のない金銭を提供する行為であり、売主にとっては通常は何ら合理性のないものであるから、買主がそのような名目で金銭を売主に提供させる行為は、金銭提供例外事由がない限り、不利益行為に当たると認めるのが相当である。

本件火災関連金の提供は、当該火災の発生について帰責性のない特定納入業者にとっては、本来無用のものであり、店舗内の商品を目的とする損害保険を付保しないという原告の事情により、既に納入した商品の代金を事後的に減額される結果となるものであって、経済的な不合理性は極めて大きいというべきであるから、金銭提供例外事由がない限り、不利益行為に当たるものといえることができる。

そして、原告は、納入業者との間で、火災関連金に関する合意をしておらず、また、説明会を開催するなどして、原告が納入業者それぞれの火災滅失毀損商品の納入額を上限としてその負担額を明示し、その使途が火災による損失の補填であることを明示していた等の事情により、当該納入業者にとって本件火災関連金の提供によって受ける不利益があらかじめ計算することができないものではなかったとしても、その後、原告が本件火災関連金の提供をした特定納入業者に対して見返りを与えることがあった等の事情は見当たらず、その他特定納入業者が本件火災関連金の提供をしたことによって原告から直接的な利益を受けたとの事情もうかがわれないことからすれば、本件火災関連金の提供について金銭提供例

外事由があったとは認め難い。

以上によれば、本件火災関連金の提供については、原告がした特定納入業者43社に対する不利益行為に当たるものと認めるのが相当である。

㊦ 争点③（本件各行為は、優越的地位を「利用して」されたものといえるか否か（因果関係の有無））について、原告が優越的地位を利用して濫用行為を行ったか否かについて

行為者について、取引の相手方に対してその取引上の地位が優越しているものと認められる場合には、行為者が当該相手方に不利益行為を行えば、通常は、行為者は自己の取引上の地位が相手方に対して優越していることを「利用して」（独占禁止法第2条第9項第5号柱書）これを行ったものと認めるのが相当というべきである。

そして、原告については、その取引上の地位が特定納入業者（69社）に対して優越するものと認められるところ、原告は、特定納入業者に対して不利益行為を行っていたことが認められる。他方、本件において、原告が本件各行為を行ったことについて、自己の取引上の地位が特定納入業者に対して優越していることを「利用して」行われたものであるとはいい難いものとみるべき事情は見当たらない。

そうであれば、原告が特定納入業者に対して本件各行為を行ったことについては、原告において、自己の取引上の地位が特定納入業者に対して優越していることを「利用して」これを行ったものとみるのが相当である。

㊧ 争点④（課徴金算定に係る独占禁止法第20条の6の解釈適用の相当性（課徴金算定の基礎））について

a 本件課徴金納付命令について

優越的地位の濫用に係る課徴金について、優越的地位の濫用禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動することができるようにするとの目的に照らすと、課徴金の額は優越的地位の濫用行為によって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないと解されるから、同種の優越的地位の濫用行為が複数の相手方に対して行われた場合のみならず、異なる種類の優越的地位の濫用行為が複数の相手方に対して行われた場合についても、それが、組織的かつ計画的に一連のものとして実行されたものと認められるなど、事業者の優越的地位の濫用行為として一体のものと評価することができる場合には、全体として1個の違反行為がされたものとして独占禁止法上の規定の適用を受け、一律に違反行為期間を認めるのが相当というべきであるところ、本件各行為がされた期間（本件期間）の長さ、原告と特定取引業者との市場における関係、本件各行為の内容や規模及び特定納入業者が本件各行為に至る経緯及びそれに向けた原告の対応等の諸事情に照らせば、原告は、自らの利益を確保すること等を目的として、役員等の指揮ないし関与の下、組織的かつ計画的に一連のものとして、こうした本件各行為を行ったものと認められ、これらは、事業者の優越的地位の濫用行為として一体のものであると評価することができる場合に該当し、全体として1個の違反行為がされたものとして独占禁止法上の規定の適用を受けるものというべきである。

本件課徴金納付命令（本件審決後において、なお効力を有するもの）は、独占禁止法第20条の6に反するものとはいえず、その他、本件記録上、本件課徴金納付命令の適法性を疑わせるような事情は見当たらない。

**b 原告の主張に対する判断、課徴金算定に係る独占禁止法第20条の6の解釈運用について**

本件火災関連金の提供は、その経緯が不測の事態を契機としている点で本件協賛金の提供のそれとは異なっているとはいえ、原告において、火災滅失毀損商品の仕入価格の約7割に相当する部分を納入業者に負担してもらうとの方針（対象となる納入業者は自らそのような申出をしてきた者に限定されていない。）を決定したことに基づくものであり、その後の本件火災関連金の提供に係る一連の行為は、原告の役員等の指揮ないし関与の下に組織的かつ計画的に行われており、また、それは本件火災による原告の損失を納入業者に転嫁するための手段であったといえることができる。このような事情に加え、特定納入業者のうち本件火災関連金の提供を行った納入業者43社は、いずれも本件協賛金の提供を行っている納入業者であると認められること等からすれば、本件火災関連金の提供に係る原告の行為は、原告の店舗における事業活動を遂行する上で、本来原告が負うべき負担を、自社の利益を確保する目的のために納入業者に転嫁するものであり、それも多数の納入業者に対して組織的かつ計画的に行われた点において、本件従業員等派遣や本件協賛金の提供を受けた行為と軌を一にしており、優越的地位の濫用としてこれらと一体のものとするのが相当であるといえるべきである。

**イ 訴訟手続の経過**

本件は、原告による上告受理申立てにつき、令和5年度末現在、最高裁判所に係属中である。

**(4) サクラパックス(株)ほか1名による審決取消請求事件（令和3年（行ケ）第5号）（第1表一連番号6）**

**ア 主な争点及び判決の概要**

**(7) 10月17日三木会における意思の連絡（本件各合意の成立の認定）について**

**a 本件審決の判断について**

複数の事業者が対価を引き上げる行為が、独占禁止法第3条の規定により禁止されている「不当な取引制限」（同法第2条第6項）にいう「共同して」に該当するというためには、当該行為について、相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であると解される所、ここにいう「意思の連絡」とは、複数の事業者の間で相互に同程度の対価の引上げを実施することを認識し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識して認容するのみでは足りないものの、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である。そのような観点からすると、特定の事業者が、他の事業者との間で対価引上げ行為に関

する情報交換をして、同一又はこれに準ずる行動に出たような場合には、当該行動が他の事業者の行動と無関係に、取引市場における対価の競争に耐え得るとの独自の判断によって行われたことを示す特段の事情が認められない限り、これらの事業者の間に、協調的行動をとることを期待し合う関係があり、前記の「意思の連絡」があるものと推認されるのもやむを得ないというべきである（東芝ケミカル事件高裁判決参照）。

実質的な証拠があると認められる本件審決が認定した各事実によれば、10月17日三木会において、本件シート合意及び本件ケース合意が成立した旨の本件審決の判断には合理性があり、かつ、本件審決の同認定には実質的な証拠があると認められる。

#### b 原告らの主張に対する判断について

- (a) 本件当時に実施された段ボール製品の値上げは、段ボール原紙の値上げに伴うものであるから、値上げを行うべき理由が地域によって異なるものではなく、値上げ幅も地域によって大きな特色があるとは考え難い。実際、レンゴーや王子グループを含む大手の段ボールメーカーが公表した値上げ幅は、地域によって差を設けたものではなかった。また、段ボール製品の市場（一定の取引分野）は、特定の事業者及び生産拠点ごとに存在する競争関係について重層的に成立し得るもので、供給範囲が限定されることは、事業者が東日本地区全体を対象として値上げを実施することやその認識を持つことを妨げない。

そして、本件各合意に至る経緯としても、10月17日三木会の出席者が、東日本地区の全域での段ボール製品の値上げを実施する必要があるとの認識を持っていた事実が合理的に認められる。

- (b) 本件支部会等において、本部役員会社に所属する営業責任者等が10月17日三木会で協議した内容と同様の値上げの意向を表明すれば、10月17日三木会でその旨の合意が成立した事実自体を伝達しなくても、他の地場の段ボールメーカーもこれに追随して値上げの実施に向かうことは容易に予測される状況にあったのであるから、たとえ一部の支部会等において、10月17日三木会の協議の内容が明示的に伝達されなかったとしても、地場の段ボールメーカーを含めた合意の成立を左右するものではない。

#### (4) 10月19日に開催された新潟四木会（注13）（以下「10月19日新潟四木会」という。）における本件各合意への参加の認定について

（注13）新潟・長野支部所属の組合員らのうち、新潟県内に工場等を有する事業者の各営業責任者を主な出席者とする「四木会」等と称する会合

##### a 本件審決の判断について

本件支部会等に出席していた事業者については、自社の営業責任者等が出席した支部会等において、それぞれ本件シート合意と同内容の合意及び本件ケース合意と同内容の合意が成立したところ、本件審決が認定した各事実によれば、これらの事業者は、これらの合意が成立した当該会合を通じて、10月17日三木会で成立した本件各合意に参加したものと認めることができ、また、本件各合意により、段ボール製品の販売価格について、本件各事業者の意思決定等がこれらに制

約されることになるところ、実際に、本件各事業者において本件各合意を実行するため、その後に開催された三木会や支部会等において出席各社の間で値上げの進捗状況について情報交換が行われるとともに、個別のユーザーごとに入れ合い（注14）となっている事業者の間で値上げの交渉状況に関する情報交換が行われるなどした結果、本件各事業者ともおおむね段ボール製品の値上げを実現したことにより、本件各合意は、かかる段ボール製品の値上げについて本件各事業者の事業活動を拘束するものであったと認められる。

（注14）同一のユーザーに対し複数の段ボールメーカーが段ボール製品を納入している状態

**b 原告らの主張に対する判断について**

段ボール製品の製造業界における従前の慣行によれば、各支部会等において、自ら三木会に出席していた支部長等や本部役員会社に所属する出席者から、大手の段ボールメーカーの値上げの方針が説明され、その上で、出席各社の値上げ方針が確認されれば、支部会等の出席各社は、大手の段ボールメーカーが東段工管内の他の支部においても段ボール製品の値上げを主導するなどして同様の情報交換がされていることを認識しているとみられる状況にある旨の本件審決の判断は合理的であり、また、原告らは、かかる段ボール製品の製造業界における従前の慣行を十分に認識していたものとうかがわれる。

そのような状況の下で開催された10月19日新潟四木会への出席者は、東段工管内の東日本地区全域における値上げを実施するために、東段工管内の他の支部と同様に、新潟・長野支部や新潟四木会の出席各社に対して、既にレンゴーが公表した方針に沿った値上げを実施することを働きかけたものであることや、その前提として、本部役員会社等による三木会を構成する事業者間においても、同様の確認がされているであろうことを、少なくとも概括的に認識していたものと認められる。そして、原告らは、10月19日新潟四木会以降の新潟四木会にも出席することがあったと認められるところ、新潟・長野支部の支部長が、同支部管内の値上げの実施状況を三木会に報告し、その際に三木会で報告された他の支部管内の値上げの実施状況について、その後の新潟四木会で報告していたことから、10月19日新潟四木会当時、原告らに前記の認識があったことを推認させる。

したがって、10月17日三木会の会議の存在及び内容を知らずに10月19日新潟四木会に参加した原告らにおいても、10月17日三木会で形成された合意に参加したとの本件審決の判断は合理的である。

**(7) 一定の取引分野の認定について**

**a 本件審決の判断について**

独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野」とは、当該共同行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいうものであり、その成立する範囲は、当該共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して定まるものと解するのが相当である。

そして、実質的証拠があると認められる本件審決が認定した各事実によると、本件における共同行為は、本部役員会社を占める大手の段ボールメーカーが東段工管内の地場の段ボールメーカーとも協調しながら同管内全体で段ボール製品の

値上げを実現するため、その主導により、東段工の組織である三木会及び支部会等を利用して行われたものと合理的に認められる。

これらによると、本件各合意における情報交換の対象となった段ボール製品の値上げについて、その地理的な範囲に東段工の管轄地域である東日本地区が含まれるといえるところ、これらの値上げ交渉が需要者の交渉担当部署との間で行われることを踏まえ、需要者の交渉担当部署の所在地を基準として、その範囲を画定すると、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に対し、当該交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき販売される段ボール製品は、少なくとも本件各合意の対象に含まれるものであったと認められる。また、これらの事情に照らすと、本件各合意により影響を受ける範囲も同様と解するのが相当である。

以上によれば、本件シート合意に係る一定の取引分野は、地理的範囲を東日本地区とする特定段ボールシートの販売分野であり、本件ケース合意に係る一定の取引分野は、地理的範囲を東日本地区とする特定段ボールケースの販売分野であると認めるのが相当である。

#### **b 原告らの主張に対する判断について**

- (a) 原告らのように本件支部会等のみに出席した事業者においても、10月19日新潟潟四木会に出席した際に、三木会や他の支部会等において同様の値上げの協議が行われていたと認識し、本件各合意に参加する事業者の範囲が東段工管内の東日本地区全域における相当数の段ボールメーカーであると認識していたものと認められ、これら事業者による段ボール製品の値上げ交渉が需要者の交渉担当部署との間で行われることを踏まえれば、これら事業者による値上げの情報交換の対象となった段ボール製品も、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者向けの特定段ボールシート及び特定段ボールケースであることが認められる。このような情報交換を通じて、本件各事業者が本件各合意においてその対象とした取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討すれば、本件各合意における一定の取引分野の地理的範囲は、東日本地区の全域である。
- (b) 段ボール製品の市場は、特定の事業者及び生産拠点ごとに存在する競争関係について重層的に成立し得るところ、そのように複数の競争が行われる場が地域をずらして成立していくことで、互いの取引地域が重複しない事業者間でも間接的に競争が行われるのと同様の状況となり、結果としては全体について競争関係を生じ、全体として一定の取引分野が成立し得るものといえる。

#### **(i) 本件審決の独占禁止法における解釈の違法の有無**

##### **a 「共同して」の解釈について**

独占禁止法第2条第6項の「共同して」に該当するというためには、当該行為について、事業者相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であると解されるところ、このような意思の連絡が存在するというためには、事業者において、他の事業者との間で相互に対価の引上げを実施することを認識しながらこれと歩調をそろえる意思が存在すれば、一部の事業者又は第三者を介するなどして意思の連絡が複数の事業者の間で成立し、又は後日他の事業者がこれに参加し得るところ、当該協調行為が一体として行われたと評価できる限度におい

ては、こうした意思の連絡の性質上、各事業者において、どの範囲の事業者の間で意思の連絡が成立するかについて、その範囲を具体的かつ明確に認識することまでは要しないと解される。

**b 「一定の取引分野」の解釈について**

多摩談合新井組最高裁判決（注15）は、一定の取引分野の画定に係る手法について判示していない。そして、独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野」とは、共同行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいうものであり、その成立する範囲は、当該共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して定まるものと解するのが相当であり、かかる画定方法が多摩談合新井組最高裁判決によって否定されているとはいえない。

（注15）最高裁判所第一小法廷平成24年2月20日判決

**イ 訴訟手続の経過**

本件は、原告らが上告及び上告受理申立てを行ったところ、最高裁判所は後記 **3** (3)のとおり決定を行った。

**(5) 福野段ボール工業(株)による審決取消請求事件（令和3年（行ケ）第10号）（第1表一連番号11）**

**ア 主な争点及び判決の概要**

**(7) 10月17日三木会における意思の連絡（本件各合意の成立の認定）について**

a 複数の事業者が対価を引き上げる行為が、独占禁止法第3条の規定により禁止されている「不当な取引制限」（同法第2条第6項）にいう「共同して」に該当するというためには、当該行為について、相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であると解されること、ここにいう「意思の連絡」とは、複数の事業者の間で相互に同程度の対価の引上げを実施することを認識し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識して認容するのみでは足りないものの、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である。そのような観点からすると、特定の事業者が、他の事業者との間で対価引上げ行為に関する情報交換をして、同一又はこれに準ずる行動に出たような場合には、当該行動が他の事業者の行動と無関係に、取引市場における対価の競争に耐え得るとの独自の判断によって行われたことを示す特段の事情が認められない限り、これらの事業者の間に、協調的行動をとることを期待し合う関係があり、前記の「意思の連絡」があるものと推認されるのもやむを得ないというべきである（東芝ケミカル事件高裁判決参照）。

実質的な証拠があると認められる本件審決が認定した各事実によれば、10月17日三木会において、出席各社の間で、段ボールシートの販売価格について、現行価格から1平方メートル当たり7円ないし8円以上、段ボールケースの販売価格について、現行価格から12パーセントないし13パーセント以上引き上げることが



確認され、相互に歩調をそろえながらこうした値上げを行うとの意思が形成され、その旨の意思の連絡が成立したものと合理的に認められる。

#### b 原告の主張に対する判断について

- (a) 原告代表者の供述によれば、同人は、10月17日三木会において、出席各社が値上げの意向を持っていることを確認した上で、自社がいまだ値上げ活動の準備ができていなかったために「値上げ時期について『検討中』と回答した」ものであるところ、同発言のほか、前記三木会の他の出席者の認識や、原告代表者自身のその他の供述等も総合すると、同発言をもって、「自社においても値上げをする旨の意向を示していた」とした本件審決の認定は合理的である。

そして、これらによると、原告は、10月17日三木会の時点ではいまだ社内で段ボール製品の値上げを行うことが確定していなかったとしても、段ボール製品の値上げに関して同会合で行われた情報交換を踏まえ、自社においても段ボール原紙が値上がり次第、他の事業者と足並みをそろえて値上げを実施するとの意思を有していたと認められる。

- (b) 原告が、たとえ社内的には10月17日三木会の後に具体的な段ボール製品の値上げ活動を行うことを決定したものであったとしても、既に同三木会において大手段ボールメーカーを中心とする出席各社の値上げの意向を認識していたものであり、前記の社内的な決定は、他の事業者が同様の行動を採ることが期待できる状況で、独自に値上げ活動をするリスクを負担することなく下すことができたものであるし、原告は、同三木会以降の三木会、埼玉支部会及び小部会（注16）において、値上げに関する情報交換を継続して行っていたのであるから、「他の事業者の行動と無関係に、取引市場における対価の競争に耐え得るとの独自の判断によって行われたことを示す特段の事情」（東芝ケミカル事件高裁判決）があるとは認められない。

（注16）個別メーカーごとに入れ合いとなっている事業者の間で開催されていた会合

- (c) i 「意思の連絡」とは、事業者間で相互に拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、互いに他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りる（東芝ケミカル事件高裁判決）ところ、段ボール製品の製造業界での値上げ実施の慣行の下、10月17日三木会の出席各社の間には、それぞれレンゴーや王子コンテナが公表した値上げ幅を指標に段ボール製品の値上げを行うという雰囲気は漸次醸成され、かかる雰囲気が出席各社に伝わったため、値上げを表明していない原告も、この一般の雰囲気を認識し、これと歩調をそろえる意思で、前記の値上げを実施することが、出席各社の間で共通の認識となり、暗黙のうちに意思の連絡が成立したことは、本件審決の掲げた証拠及び同証拠から認定した事実により認められる。
- ii 後日、原告が実現した段ボールシートの値上げ幅が一律のものでなかったとしても、販売価格の値上げは取引先との関係や交渉の結果により具体的に定まるものであるし、本件各合意は、レンゴーや王子コンテナが公表した値上げ幅を指標とするものであって、必ずしも一律の幅で値上げをすること

を内容とするものではなく、段ボールケースが特注品であって個別性が強いからといって値上げ幅の指標とすることができないわけではないから、本件各合意における値上げ幅に関する共通の認識を否定することにはならない。

㊦ **本件支部会等を通じた本件各合意への参加の認定について**

本件支部会等に出席していた事業者については、自社の営業責任者等が出席した支部会等において、それぞれ本件シート合意と同内容の合意及び本件ケース合意と同内容の合意が成立したところ、本件審決が認定した各事実によれば、これらの事業者は、これらの合意が成立した当該会合を通じて、10月17日三木会で成立した本件各合意に参加したものと認めることができ、また、本件各合意により、段ボール製品の販売価格について、本件各事業者の意思決定等がこれらに制約されることになるところ、実際に、本件各事業者において本件各合意を実行するため、その後に関催された三木会や支部会等において出席各社の間で値上げの進捗状況について情報交換が行われるとともに、個別のユーザーごとに入れ合いとなっている事業者の間で値上げの交渉状況に関する情報交換が行われるなどした結果、本件各事業者ともおおむね段ボール製品の値上げを実現したことに照らしても、本件各合意は、かかる段ボール製品の値上げについて本件各事業者の事業活動を拘束するものであったと認められる。

㊧ **一定の取引分野について**

- a 独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野」とは、当該共同行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいうものであり、その成立する範囲は、当該共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して定まるものと解するのが相当である。

そして、実質的証拠があると認められる本件審決が認定した各事実によると、本件における共同行為は、本部役員会社を占める大手の段ボールメーカーが東段工管内の地場の段ボールメーカーとも協調しながら同管内全体で段ボール製品の値上げを実現するため、その主導により、東段工の組織である三木会及び支部会等を利用して行われたものと合理的に認められる。

これらによると、本件各合意における情報交換の対象となった段ボール製品の値上げについて、その地理的な範囲に東段工の管轄地域である東日本地区が含まれるといえるところ、これらの値上げ交渉が需要者の交渉担当部署との間で行われることを踏まえ、需要者の交渉担当部署の所在地を基準として、その範囲を画定すると、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に対し、当該交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき販売される段ボール製品は、少なくとも本件各合意の対象に含まれるものであったと認められる。また、これらの事情に照らすと、本件各合意により影響を受ける範囲も同様と解するのが相当である。

以上によれば、本件シート合意に係る一定の取引分野は、地理的範囲を東日本地区とする特定段ボールシートの販売分野であり、本件ケース合意に係る一定の取引分野は、地理的範囲を東日本地区とする特定段ボールケースの販売分野であると認めるのが相当である。

- b **原告の主張に対する判断について**

段ボール製品の市場は、特定の事業者及び生産拠点ごとに存在する競争関係について重層的に成立し得るところ、そのように複数の競争が行われる場が地域をずらして成立していくことで、互いの取引地域が重複しない事業者間でも間接的に競争が行われるのと同様の状況となり、結果としては全体について競争関係を生じ、全体として一定の取引分野が成立し得るものといえる。そして、一定の範囲で供給が可能な段ボールメーカーが点在する各支部管内の商圏は、その境界が明確に識別できるものではなく、他の支部管内に所在する段ボールメーカーとの間でも、当該支部管内の商圏と隣接して一部又は相当な部分で競合するため、ある支部管内の商圏の外延付近に所在するユーザーが、他の支部管内を主な商圏とする段ボールメーカーの動向を引き合いに出す可能性は十分にあり得るのであって、各事業者において、支部の管轄地域にかかわらず足並みをそろえて値上げを行うことが必要であると認識されていたものと認められる。

また、一定の取引分野は、共同行為が対象としている取引のみならず、それにより影響を受ける範囲を検討して定まるものであるから、東日本全域を取引分野であると意識することはなかったなどという個々の事業者の認識により直ちにこれが左右されるものではない。

#### (i) 競争の実質的制限の認定について

- a (a) 独占禁止法第2条第6項が定める「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、共同して商品の販売価格を引き上げる旨の合意がされた場合には、その当事者である事業者らがその意思で、ある程度自由に当該商品の販売価格を左右することができる状態をもたらすことをいうものと解する（多摩談合新井組最高裁判決参照）。そして、販売価格の引上げに係る合意により一定の取引分野における競争が実質的に制限されたか否かは、当該合意の当事者である事業者らのシェアの高さによってのみ判断するのではなく、前記の観点から、これらのシェアの高さに応じて、当該合意の当事者ではない他の事業者がどの程度競争的に振る舞い、価格引上げをけん制することができるか等の諸事情も考慮してこれを判断するのが相当である。
- (b) 本件審決の認定事実に基づき、競争制限の有無を判断すると、特定段ボールシートについては、本件シート合意成立時点において、その合意の当事者のシェアは、4割余りであり、また、特定段ボールケースについても、本件ケース合意成立時において、その合意の当事者のシェアは、4割余りであること、さらに、これらに4社（レンゴー、王子コンテナー、森紙業<sup>(株)</sup>及び大王製紙パッケージ<sup>(株)</sup>）とグループ関係にある15社を加えた場合のシェアでみると、特定段ボールシートについては6割余り、特定段ボールケースについては5割余りとなり、いずれもシェアは過半を占めることになる旨の本件審決の認定には合理性がある。
- (c) 実質的な証拠があると認められる本件審決が認定した各事実によれば、特定段ボールシート及び特定段ボールケースのいずれについても、10月17日三木会出席者及びグループ会社15社による販売価格の引上げに対し、他の事業者が競

争的に振る舞い、これらの価格引上げをけん制する行動を採ることは見込みにくい状況にあったといえることができる。

- (d) 以上の事情に照らすと、10月17日三木会に出席した各事業者が、特定段ボールシートについて本件シート合意を成立させ、特定段ボールケースについて本件ケース合意を成立させたことをもって、いずれもその意思である程度自由に販売価格を左右することができる状態をもたらしたと認めることができるのであり、本件各合意は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであった。

(4) **本件審決の独占禁止法における解釈の違法の有無について**

**a 事業活動を行った日の解釈について**

独占禁止法第7条の2第1項柱書は、「当該行為の実行としての事業活動を行った日」を課徴金の計算の基礎となる売上額の算定の始期と規定しているところ、違反行為者が合意の対象となる需要者に対して値上げ予定日を定めて値上げの申入れを行い、その日からの値上げへ向けて交渉が行われた場合には、当該予定日以降の取引には、当該合意の拘束力が及んでいると解され、現実はその日に値上げが実現したか否かにかかわらず、その日において当該行為の実行としての事業活動が行われたものと認められる。

**b 当該商品の解釈について**

本件審決は、独占禁止法第7条の2第1項柱書の「当該商品」の解釈において、段ボールケースについて、自社で製造販売しているもののほか、他社が製造したものをそのまま仕入れて販売するという卸販売を行ったものについても「当該商品」に含まれるものと解したものであるが、本件ケース合意は、各当事者が足並みをそろえて段ボールケースの値上げを行うというものであり、特定段ボールケースに当たるものである限り、自社で製造したものか他社から仕入れたものかにかかわらず、その対象となっていたと認められるから、卸販売をした特定段ボールケースの売上げが課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外されるものということとはできないというべきであって、本件審決における同条項の「当該商品」の解釈に誤りはない。

**c 卸売業の解釈について**

独占禁止法における課徴金制度は行政上の措置であるため算定基準の明確性が要請され、また、違反行為者の抑止効果を確保するために算定方法の簡明性が要請される所、これらの要請によれば、同法第7条の2第1項が、違反行為者の業種ごとに課徴金の算定率を規定しているのは、一つの違反行為に係る売上額に対して一つの課徴金算定率を乗じることを予定したものと解するのが相当である。したがって、本件審決が説示したとおり、違反行為に係る取引について、二つの事業活動が行われている場合に、事業活動全体で、どの業種の事業活動の性格が強いかにより業種を認定すべきであり、実行期間における違反行為に係る取引において、過半を占めていたと認められる事業活動に基づいて単一に業種を決定するのが相当である。そして、このことは、製造販売に基づく売上げと卸売販売に基づく売上げが明確に区別できるか否かにかかわらず、算定率が業種別

に定められていることに反するものでもない。

本件については、原告において、特定段ボールケースの売上額に卸販売によるものが含まれていたとしても、これが過半を占めていたとは認められないのであるから、卸売業による課徴金の算定率は適用されない。

## イ 訴訟手続の経過

本件判決は、上訴期間の経過をもって確定した。

### (6) コバシ(株)ほか6名による審決取消請求事件（令和3年（行ケ）第9号）（第1表一連番号10）

#### ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 10月17日三木会において、不当な取引制限が成立するために必要な「意思の連絡」の前提となる段ボールシート及び段ボールケースの販売価格に関する値上げに向けた具体的な合意が成立したか否か、及び、仮に前記の合意が成立していたとしても、10月17日三木会における情報交換によって、独占禁止法第2条第6項に定める「共同して」に該当するために必要とされる意思の連絡が成立したか否かについて

a 複数の事業者が対価を引き上げる行為が独占禁止法第2条第6項の「不当な取引制限」にいう「共同して・・・相互に」の要件に該当するというためには、当該行為について、相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であるところ、ここにいう「意思の連絡」とは、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りないが、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要なく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である。

b 本件審決が証拠により認定したとおり、段ボール製品の製造業界において、段ボール原紙の値上がりに伴って段ボール製品の値上げをする際には、レンゴー及び王子コンテナが値上げを表明し、それ以外の段ボールメーカーは両社の示した値上げ幅を指標として実施するのが通例であって、従前から、段ボール製品の値上げに当たっては、各社が足並みをそろえて行うことが必要であると認識されており、値上げを実施する時期に値上げを実施せず取引の拡大を図るべきでないとき、仮にこれを行った場合には、他の事業者等からの抗議活動の対象となり、また、そのような値上げを実施する時期には、東段工の三木会及び支部の会合において、情報交換が行われてきたという慣行（従前からの慣行）が存在していたところ、レンゴーが、平成23年8月下旬、段ボールシートにつき1平方メートルにつき8円以上、段ボールケースにつき13パーセント以上という値上げ幅の値上げを公表し、他の段ボールメーカーに値上げを働きかけ、王子コンテナも、同年9月28日、レンゴーの値上げ幅と大きな差異のない幅で段ボール製品の値上げをする旨公表し、10月17日三木会において、本部役員会社の多くがレン

ゴー及び王子コンテナが公表した値上げ幅に沿った値上げ幅で値上げをすることを表明し、それ以外の本部役員会社や各支部の支部長等も値上げをすること自体は表明していた事実が認められる。そうすると、従前からの慣行として、レンゴー及び王子コンテナの前記表明により、10月17日三木会の出席者の間において、10月17日三木会の出席各社以外の東段工の組合員等の段ボールメーカーもその合意内容に沿った段ボール製品の値上げをするであろうという認識を前提に、前記の値上げ幅での値上げを行うことについて意思の連絡が成立し、本件各合意が成立したものである。

また、従前からの慣行の下、本件支部会等の出席者は、10月17日三木会の報告又はレンゴー及び王子コンテナ若しくはそのグループ会社の出席者の発言により、東段工管内の全域において、東段工の組合員等の段ボールメーカーが、レンゴー及び王子コンテナが公表した値上げ幅による値上げを行うものと相互に認識しつつ、これを認容して自ら値上げの方針を発表し、又は値上げに反対の意向を表明しなかったことができ、これらによれば、本件支部会等の出席者の間においては、東段工管内の他の支部においても同様の意思の連絡が成立するという認識を前提に、前記の値上げ幅での値上げを行うことについて意思の連絡が成立し、これによって、本件支部会等の出席各社も、本件各合意に参加したものである。

- c 従前からの慣行として、大手段ボールメーカーが表明した値上げ幅を指標として各社足並みをそろえて実施する必要があると認識されており、また、各社の共通認識となった値上げ幅は、単品の金額ではなく、平米単価ベース又は割合であること等から、個々の商品の価格設定の指標となるべき具体性も有していたといえる。
  - d 以上のとおり、10月17日三木会において、「意思の連絡」の前提となる段ボールシート及び段ボールケースの販売価格に関する値上げに向けた具体的な合意が成立し、同会合における情報交換によって、独占禁止法第2条第6項に定める「共同して」に該当するために必要な意思の連絡が成立したことが明らかである。
- (4) 本件各合意の内容は、各支部に伝達されることが予定されており、10月17日三木会における情報交換は、出席各社が協調して従うべきものであったか否かについて
- a 従前からの慣行から、本件支部会等の出席各社は、東段工管内の他の支部会等においても、東日本地区の全域における値上げを実施するために、大手段ボールメーカーが公表した値上げ方針に沿って値上げをすることが確認されるであろうこと、その前提として、三木会を構成する事業者間においても、同様に確認がされているであろうことを認識していたものといえる。また、10月17日三木会に出席していた本部役員会社等からしても、同会合でその旨の合意が成立した事実を伝えなくても、他の地場の段ボールメーカーが追随して値上げの実施に向かうであろうことを認識していたといえることができる。これらによれば、10月17日三木会においては、支部会等への協議内容の伝達、又は支部会等においてこれと同旨の情報交換を行うことが予定されていたものといえることができ、このことは、

本件審決が認定したとおり、同会合において、その協議内容を各支部会等へ伝達することが明確に合意されるなどした事実が認められないにもかかわらず、東段工管内の9支部全ての支部会等において、前記協議内容と同様の値上げに関する情報交換が同時期に行われた事実からも、裏付けられる。

したがって、10月17日三木会での協議の内容は、支部会等に伝達されることを前提に行われたものと認められる。

- b) そして、10月17日三木会における情報交換、すなわち、各支部に伝達されることが予定されていた本件各合意は、従前からの慣行により、出席各社が協調して従うべきものであったと認められる。

㊦ **本件各合意によって競争制限効果が生じたか否かについて**

違反事業者の市場におけるシェアが過半に達していないとしても、それ以外の事業者の価格けん制力等、市場の状況によっては、競争を実質的に制限することが可能であると考えられるところ、段ボール製品の製造業界における従前からの慣行等からすれば、事業者が本件各合意に参加せずに、競争的に価格引上げをけん制する行動を取ることは見込み難く、本件各合意当時、10月17日三木会に出席した事業者の東日本地区における市場シェアが、段ボールシートにつき約44.29パーセント、段ボールケースにつき約41.24パーセントであることからすれば、これらの事業者において特定段ボールシート又は特定段ボールケースの販売価格を決めることは、ある程度競争を実質的に制限し得るものである。これにグループ会社を加えた同地区における市場シェアが、段ボールシートでは約62.20パーセント、段ボールケースでは約51.88パーセントであったことからすれば、他の事業者が競争的に価格引上げをけん制する行動を取ることは、更に見込み難い。そして、本件各合意の成立後、本件支部会等を通じて地場の段ボールメーカーである「他の事業者」が本件各合意に参加した事実からしても、本件各合意の成立時において、「他の事業者の価格けん制力」は十分でなかった。

以上によれば、本件各合意によって競争制限効果が生じたと認められる。

㊧ **本件各合意が対象としている地理的範囲（一定の取引分野）を東日本地区と画定することができるか否かについて**

- a) ある事業者について、段ボール製品の供給範囲が競合する他の事業者との間でのみ競争関係があつて、その供給範囲を中心とした取引分野が成立するとしても、これと一定の取引分野とは重層的に成立し得るから、東日本地区の全域を地理的範囲として一定の取引分野を画定することが否定されるものではない。100キロメートルの範囲で営業活動をする段ボールメーカーが点在する各支部管内の商圏は、境界を明確に識別し難く、他の支部管内の隣接する商圏と一部分又は相当な部分が競合し得るということができるほか、ある支部管内の商圏の外延付近に所在するユーザーが隣接する他の支部管内を主たる商圏とする段ボールメーカーと取引する可能性は十分にあり得るものということができ、東段工の各支部の管内において、個別のユーザーごとに入れ合いとなっている事業者間で開かれた小部会で値上げの交渉状況の情報交換が行われた際に、近隣の地域に所在する事業者が参加することがあったと認められることからしても、各事業者において、支部

の管轄地域のいかんにかかわらず、足並みをそろえて値上げを行う必要があると認識されていたものと認めることができる。

- b) したがって、10月17日三木会や本件支部会等の出席各社の認識の下に、本件各事業者が本件各合意の対象とした取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討し、東日本地区の全域を地理的範囲として一定の取引分野を画定した本件審決の認定判断は、合理的である。

㌠) 原告らが本件各合意に参加したか否かについて

原告らは本件各合意の成立を認識し、これに参加したものと認めることができる。

- ㌡) 仮に、原告コバシ(株)に対する本件シート合意に係る排除措置命令が適法であるとしても、同原告がその100パーセント子会社である《事業者T》に販売する段ボールシートの売上げを課徴金の算定対象となる売上額から除外すべき特段の事情が存在するかについて

課徴金制度の主な目的が不当な経済的利得の剥奪にあると解することはできず、また、《事業者T》が原告コバシ(株)の100パーセント子会社であることを踏まえても、同原告の《事業者T》に対する段ボールシートの販売が実質的に同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得るなどの事情が存在したとまでは認められず、さらに、本件各事業者において、親会社が100パーセント子会社に対して販売する段ボール製品につき、本件各合意の対象から除外するとの明示的又は黙示的な共通認識を有していたことを示すような事情も認められないから、本件審決による認定判断は、その課徴金額を含めて相当なものである。

## イ 訴訟手続の経過

本件は、原告ら（吉沢工業(株)を除く。）による上告及び上告受理申立てにより、令和5年度末現在、最高裁判所に係属中である。吉沢工業(株)にあっては、東京高等裁判所における判決が上訴期間の経過をもって確定した。

## 3 最高裁判所における決定

- (1) 王子コンテナ(株)ほか10名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和5年（行ツ）第290号、令和5年（行ヒ）第326号）（第1表一連番号9）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

- (2) 東京コンテナ工業(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和5年（行ツ）第291号、令和5年（行ヒ）第327号）（第1表一連番号14）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。



(3) サクラパックス(株)ほか1名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和5年（行ツ）第328号、令和5年（行ヒ）第363号）（第1表一連番号6）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(4) (株)トーモクによる審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和5年（行ツ）第29号、令和5年（行ヒ）第19号）（第1表一連番号13）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(5) レンゴー(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和5年（行ツ）第30号、令和5年（行ヒ）第20号）（第1表一連番号8）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

## 第2 排除措置命令等取消請求訴訟

### 1 概要

令和5年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟（注1）は6件（東京地方裁判所3件、東京高等裁判所2件、最高裁判所1件）（注2）であったところ、同年度中に新たに4件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された。また、令和4年度中に東京地方裁判所がした判決に対し、令和5年度中に控訴されたものが1件あった。

令和5年度当初において東京地方裁判所に係属中であった3件のうち1件については、同裁判所が請求を棄却する判決をし、控訴期間の経過をもって確定した。その余の2件については、同裁判所に係属中である。

令和5年度当初において東京高等裁判所に係属中であった2件のうち1件については、同裁判所が控訴を棄却する判決をしたが、その後、最高裁判所に上告及び上告受理申立てがなされ、同裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了した。残る1件については、東京高等裁判所に係属中である。また、令和5年度中に控訴された1件は、東京高等裁判所が控訴を棄却する判決をし、上訴期間の経過をもって確定した。

令和5年度当初において最高裁判所に係属中であった1件については、同裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了した。

これらの結果、令和5年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は7件であった。

(注1) 平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）をいう。）により審判制度が廃止されたことに伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、東京地方裁判所に提起する制度となっている。

(注2) 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

第2表 令和5年度末において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名	事件の内容	関係法条	判決等
1	本町化学工業(株)による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業(株)を介して供給できるようにしていた（課徴金額1億6143万円（東日本地区）、3283万円（近畿地区））。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件並びに執行停止申立事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和元年11月22日 提訴年月日 令和2年1月16日 申立年月日 令和2年1月16日 決定年月日 令和2年3月27日 （執行停止の申立てについて、却下決定（確定）、東京地方裁判所） 判決年月日 令和4年9月15日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日 令和4年9月30日
2	大成建設(株)による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段	措置年月日 令和2年12月22日 提訴年月日 令和3年3月1日
3	鹿島建設(株)による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段	措置年月日 令和2年12月22日 提訴年月日 令和3年6月21日
4	中部電力(株)及び中部電力ミライズ(株)による件	中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)及び関西電力(株)が、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意していた（中部電力(株)に対する課徴金額201億8338万円、中部電力ミライズ(株)に対する課徴金額73億7252万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和5年3月30日 提訴年月日 令和5年9月25日
5	中国電力(株)による件	中国電力(株)及び関西電力(株)が、 (1) 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する (2) 関西電力(株)にあつては、中国電力管内において順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意していた（課徴金額707億1586万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和5年3月30日 提訴年月日 令和5年9月28日

一連番号	件名	事件の内容	関係法条	判決等
6	九電みらいエナジー(株)による件	九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。 (排除措置命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段	措置年月日 令和5年3月30日 提訴年月日 令和5年9月29日
7	九州電力(株)による件	九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた(課徴金額27億6223万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和5年3月30日 提訴年月日 令和5年9月29日

第3表 令和5年度中に確定した排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名	事件の内容	関係法条	判決等
1	三条印刷(株)による件	日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件)	独占禁止法第3条後段	措置年月日 令和4年3月3日 提訴年月日 令和4年3月4日 申立年月日 令和4年3月8日 決定年月日 令和4年3月29日 (執行停止の申立てについて、却下決定(確定)、東京地方裁判所) 判決年月日 令和5年4月13日 (請求棄却、東京地方裁判所)
2	マイナミ空港サービス(株)による件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空(株)の事業活動を排除していた(課徴金額612万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条前段及び第7条の9第2項	措置年月日 令和2年7月7日 提訴年月日 令和3年1月6日 (排除措置命令について) 提訴年月日 令和3年3月29日 (課徴金納付命令について) 判決年月日 令和4年2月10日 (請求棄却、東京地方裁判所) 控訴年月日 令和4年2月27日 判決年月日 令和5年1月25日 (控訴棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和5年2月8日 (上告及び上告受理申立て) 決定年月日 令和5年9月28日 (上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所)
3	鹿島道路(株)による件	アスファルト合材の販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた(課徴金額58億157万円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和元年7月30日 提訴年月日 令和2年1月28日 判決年月日 令和5年3月30日 (請求棄却、東京地方裁判所) 控訴年月日 令和5年4月12日 判決年月日 令和5年11月29日 (控訴棄却、東京高等裁判所)
4	(株)富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた(課徴金額48億円)。 (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 平成29年2月2日 提訴年月日 平成29年8月1日 判決年月日 令和4年3月3日 (請求棄却、東京地方裁判所) 控訴年月日 令和4年3月17日 判決年月日 令和5年5月31日 (控訴棄却、東京高等裁判所)

一連番号	件名	事件の内容	関係法条	判決等
		命令取消請求事件)		上訴年月日 令和 5年 6月15日 決定年月日 令和 6年 3月21日 (上告棄却及び上告不受理決定、 最高裁判所)

### 第3 その他の公正取引委員会関係訴訟

#### 1 概要

令和5年度において、公正取引委員会を被告とする排除措置命令差止請求訴訟が2件、東京地方裁判所に提起された（これら2件の排除措置命令差止請求訴訟に併せて、それぞれ仮の差止め申立てがなされた。）。

また、国ほか6名を被告とする損害賠償請求訴訟が1件、東京地方裁判所に提起された。

#### 2 令和5年度に係属したその他の公正取引委員会関係訴訟

##### (1) 排除措置命令差止請求事件及び仮の差止め申立事件

###### ア 事件の表示

###### (7) 排除措置命令差止請求事件

原 告 熊本県漁業協同組合連合会  
佐賀県有明海漁業協同組合  
被 告 公正取引委員会  
提訴年月日 令和5年12月14日

###### (4) 仮の差止め申立事件

申 立 人 熊本県漁業協同組合連合会  
佐賀県有明海漁業協同組合  
相 手 方 公正取引委員会  
申立年月日 令和5年12月14日  
決定年月日 令和6年1月9日

###### イ 事案の概要

本件は、公正取引委員会が原告ら（申立人ら）に対して行う予定の排除措置命令について、原告ら（申立人ら）が、排除措置命令によって「重大な損害を生ずるおそれがある」（行政事件訴訟法第37条の4第1項）といえ、排除措置命令をすることが公正取引委員会の「裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となる」（同条第5項）と主張し、排除措置命令の差止めを求め、これと併せて仮の差止めを申し立てるものである。

###### ウ 仮の差止め申立事件に係る決定の概要

申立人らによる仮の差止め申立てについて、東京地方裁判所は、申立人らには「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」（行政事件訴訟法第37条の5第2項）が認められないとして、仮の差止めの申立てを却下した。

## エ 訴訟手続の経過

仮の差止め申立事件に係る決定に対して、申立人らから即時抗告はなされず、同決定は確定した。

排除措置命令差止請求訴訟は、令和5年度末現在、東京地方裁判所に係属中である。

## (2) 損害賠償請求事件

### ア 事件の表示

損害賠償等請求事件

原告 X

被告 国ほか6名

提訴年月日 令和5年10月4日

### イ 事案の概要

本件は、防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らによる入札談合に関し、公正取引委員会、防衛省及び被告事業者6社が、入札談合及び入札談合等関与行為をねつ造したこと等を理由に、国及び被告事業者6社に損害賠償を求めるものである。

### ウ 訴訟手続の経過

本件は、令和5年度末現在、東京地方裁判所に係属中である。

## 第4 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

令和5年度において独占禁止法第79条第1項に基づいて公正取引委員会に対し通知があった訴訟は1件であり、同条第2項に基づいて当委員会に対し求意見がなされた事件はなかった。

第4表 令和5年度に通知があった独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁判所 事件番号 提訴年月日	内 容
京都地方裁判所 令和5年（ワ）1890号 令和5年6月26日	被告は、被告が運営するオンラインストア「amazon.co.jp」において、出品者である原告に対し、知的財産権侵害等のポリシー違反の警告を多数行い、原告のアカウントの健全性を著しく低下させ、原告出品商品のショッピングカートの獲得率を低下させ、現在までこれを継続しているところ、かかる行為は優越的地位の濫用及び取引条件等の差別取扱いに当たるとして、当該行為の差止め及び損害賠償を求めるもの。

## 第5 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

---

令和5年度において独占禁止法第84条に基づいて公正取引委員会に対し求意見がなされた訴訟はなかった。

## 第4章 競争環境の整備

### 第1 ガイドラインの改定等

#### 1 概説

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示したガイドラインを策定するなどしている。

令和5年度においては、主に以下のガイドラインの改定等に取り組んだ。

#### 2 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定

公正取引委員会は、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していく観点から、総務省と共同して、独占禁止法及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）それぞれに関する基本的な考え方及び問題となる行為等を明らかにした「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を平成13年11月に策定・公表し、これまで必要に応じて改定を行ってきた。

公正取引委員会は、令和5年2月に公表した「携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査」を踏まえ、総務省と共同して、独占禁止法上の考え方及び独占禁止法上問題となる行為の想定例を本指針に追記するなどの改定を行い、同年9月7日に公表した。

（詳細については令和5年9月7日報道発表資料「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13115524/cms03.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230907denkitsushin.html>



#### 3 「適正な電力取引についての指針」の改定

公正取引委員会は、経済産業省と共同して、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上及び電気事業法（昭和39年法律第170号）上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を平成11年12月に策定・公表し、随時改定している。

公正取引委員会は、経済産業省と共同して、常時バックアップの廃止のための要件等を明確化するとともに、現在の電力市場の状況に即した内容とする改定を行い、令和5年10月18日に公表した。

#### 4 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（改定案）」に対する意見公募手続の実施

我が国は、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、2030年度の

温室効果ガスの削減目標や2050年カーボンニュートラル実現という目標を掲げている。これらの削減目標を達成するためには、環境負荷の低減と経済成長の両立する社会、すなわち「グリーン社会」を実現する必要がある。

グリーン社会の実現に向けた事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）の取組については、今後一層活発化・具体化すると考えられるところ、公正取引委員会は、事業者等によるグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、令和5年3月31日、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（以下「グリーンガイドライン」という。）を公表した。グリーンガイドラインの公表以降、当委員会は、その内容について、事業者等への周知・説明を実施するとともに、具体的な取組に関する相談を受けてきた。

グリーンガイドラインについて、公正取引委員会は、継続的に見直しを行うことを表明しているところ、具体的な相談事例や事業者等との意見交換の結果を踏まえ、グリーン社会の実現に向けた共同廃棄、共同調達等の取組について、独占禁止法上の考え方の更なる明確化を図るべく、グリーンガイドラインを改定することにより、事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることとし、グリーンガイドラインの改定案について、令和6年2月15日から同年3月18日まで、関係各方面から意見を募集した。

## 第2 実態調査

---

### 1 概説

公正取引委員会は、様々な実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、独占禁止法上又は競争政策上の問題点や論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことや、制度所管省庁による規制や制度の見直し等を提言することを通じ、競争環境の整備を図っている。

令和5年度においては、主に以下の実態調査を実施した。

### 2 高速道路における電気自動車（EV）充電サービスに関する実態調査

我が国は、2050年までにカーボンニュートラルを目指すこととしており、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、2035年までに新車販売でいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）を100%とする目標等に向け、充電インフラの整備等を支援するとされている。この政府目標を踏まえると、電気自動車（以下「EV」という。）充電サービスは、今後、急速な成長が見込まれる市場であり、かつ、市場環境も大きく変化することが予想される。

公正取引委員会は、こうした状況を踏まえ、充電インフラ整備における公正かつ自由な競争を促進し、新規参入の活発化やイノベーションの促進を通じて、競争政策の観点から、グリーン社会の実現を後押しすることを目的として、長距離移動時の電欠（EVの駆動用バッテリーの残量がなくなり、走行できなくなること）を防ぐための急速な充電が特に求められる高速道路におけるEV充電サービスを対象として、実態調査を行い、令和5年7月13日に「高速道路における電気自動車（EV）充電サービスに関する実態調査報告



書」を公表した。

本報告書では、市場メカニズムの働きを促進して、企業の活力向上、消費者の効用増大、イノベーションの活性化等を図る観点から、高速道路会社におけるEV充電器の設置に関し、イノベーションの促進や、充電サービスの競争を確保する観点の必要性を明記し、今後の検討を主導する関係省庁へ提言を行った。また、所定の要件を満たすときに高速道路からの一時退出を認めることにより、路外のEV充電器も利用可能な制度や新たな課金・決済を導入する取組に関し、競争政策の観点から、望ましい制度の在り方について提言を行った。

(詳細については令和5年7月13日報道発表資料「高速道路における電気自動車（EV）充電サービスに関する実態調査について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jul/230713.html>



### 3 ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査

インターネット上でニュースをまとめて表示するニュースポータル等のニュースプラットフォームと、新聞、雑誌、テレビ放送等のニュースメディアとの間の取引や、ニュースプラットフォームにおけるニュースコンテンツの利用の状況に関して、消費者が質の高いニュースコンテンツを享受することが困難になるおそれがあるなどの懸念が指摘されている。こうした状況を踏まえ、公正取引委員会は、ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査を実施し、令和5年9月21日に「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」を公表した。

本報告書では、ニュースプラットフォーム事業者とニュースメディア事業者の間において、交渉を通じて課題の解消に向けた取組が進められるよう、当事者間における交渉を進める上で参考になると考えられる関係事業者の主張や、調査を通じて明らかにした事実関係に加え、取引条件に係る共同交渉に関する考え方を示すとともに、取引等の公正性・透明性を高め、公正な競争環境の確保を図る観点から、関係する当事者に望まれる取組（競争政策上の考え方）と独占禁止法上問題となるおそれのある行為についての考え方を取りまとめた。

(詳細については令和5年9月21日報道発表資料「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13115524/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230921newcontent.html>



#### 4 使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査

ペットボトルは飲料などの容器として広く用いられており、消費者にとって身近な素材であるとともに、そのリサイクルの取組も日常生活と関わりあるものとなっている。近年では、使用済みペットボトルを再びペットボトルにリサイクルする、ボトル to ボトルの取組が広がっているほか、従前金銭を支払うことで処理を委託するものであった使用済みペットボトルが現在は資源として売れている状態であるという状況の変化等により、流通経路の変化や多様化が進んでいると考えられる。公正取引委員会は、このような状況を踏まえ、グリーン社会の実現を後押しすることを目的として、使用済みペットボトルのリサイクルに関する取引の実態を把握するとともに、独占禁止法上及び競争政策上の考え方を示すため、使用済みペットボトルのリサイクルに関する取引の実態調査を実施し、令和5年10月16日に「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」を公表した。

本報告書では、使用済みペットボトルのリサイクルについて、使用済みペットボトルの引渡価格の影響要因に関する経済分析を実施することなどにより、消費者、市町村、再商品化事業者、飲料メーカー、収集運搬・中間処理業者等の様々な主体が互いに関わりながら、リサイクルの促進に向けた活発な活動を行うことで、使用済みペットボトルのリサイクル市場が成立している実態等を明らかにし、独占禁止法上及び競争政策上の考え方を示した。

(詳細については令和5年10月16日報道発表資料「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231016petbottle.html>



#### 5 電力分野における実態調査（卸分野）

公正取引委員会は、従来から、電力市場における競争環境について実態調査を行ってきたところ、平成24年9月、「電力市場における競争の在り方について」と題する報告書（以下「平成24年報告書」という。）により提言を公表し、平成30年2月、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の「競争的な電力・ガス市場研究会」において、競争政策上の

考え方について意見表明（以下「平成30年意見表明」という。）を行った。

デジタル社会や脱炭素社会において、家庭生活や産業活動の重要な基盤となる電気については、需要家にとって、常に多様な選択肢が確保され、自己のニーズに合った形で電力会社や料金メニューを選択できる利益や、効率化による価格低下等が実現する利益を持続的に享受できることが一層重要になるとの認識の下、平成24年報告書及び平成30年意見表明の時点に比べて、市場を取り巻く状況が大幅に変化したことを踏まえ、公正取引委員会は、現在の電力市場における競争環境の実態や制度上の課題等を把握するため、改めて実態調査を実施し、まずは卸分野のうち、発電事業者と小売電気事業者間の取引に係る内容に関連するものを中心に、調査結果を取りまとめ、令和6年1月17日に「電力分野における実態調査報告書～卸分野について～」を公表した。

本報告書では、新電力の電源アクセス機会の確保について、電源新設が困難な中で、発電分野において高いシェアを占める旧一般電気事業者の既存電源からの調達が高コストとなっており、競争上重要となっている状況及び旧一般電気事業者の既存電源の建設に要した費用や電源維持に係る固定費の負担の状況を考慮すると、旧一般電気事業者の既存電源については、基本的には新電力にもアクセス機会が付与されることが競争政策上望ましいという考え方を示した。また、旧一般電気事業者と新電力間の相対契約について、旧一般電気事業者の小売電気事業者又は小売部門と新電力とで同一条件を設定した場合であったとしても、契約条件による実質的な効果の差についても留意する必要がある旨を示すとともに、具体的な契約条件（転売禁止条項、供給エリア制限条項等）等に係る独占禁止法上及び競争政策上の考え方を示した。さらに、旧一般電気事業者の発電部門と小売部門の在り方について、旧一般電気事業者の発電部門から小売部門への不当な内部補助を防ぐという観点から、旧一般電気事業者の小売料金の設定、持続的な競争環境確保のための実効的方策等に係る独占禁止法上及び競争政策上の考え方を示した。

（詳細については令和6年1月17日報道発表資料「電力分野における実態調査（卸分野）について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13342334/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240117.html>



## 6 コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査

近年、若年層を中心に、テレビ放送の視聴時間が大きく減少する一方、動画配信サービス等の利用が増加する中で、「コネクテッドTV」を利用して動画配信サービス等を利用する者が増えている。コネクテッドTVに内蔵されているオペレーティングシステム（以下「テレビ向けOS」という。）を提供している世界規模のデジタルプラットフォーム事業者等の行為によって動画配信サービス提供事業者等が不当に排除されたり、不当に不利益を受けたりする場合には、動画配信サービス提供事業者等による創意工夫の発揮が妨げ

られるとともに、多様で良質なコンテンツの配信が損なわれ、消費者に不利益が生じるおそれがある。こうした状況を踏まえ、公正取引委員会は、コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査を実施し、令和6年3月6日に「コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書」を公表した。

本報告書では、動画配信サービス等を介したコンテンツの流通における公正な競争環境を確保することにより、消費者が多様で良質な動画コンテンツを享受することができる環境の整備を図る観点から、一旦寡占化が進行するとそれが維持されやすく、将来的には、主要なテレビ向けOS提供事業者の市場における影響力が更に強まる蓋然性が認められるテレビ向けOS市場等に関して、独占禁止法上問題となるおそれのある行為についての考え方と競争政策の観点から関係する当事者に望まれる取組についての考え方を取りまとめた。

(詳細については令和6年3月6日報道発表資料「コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13481826/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240306ctv.html>



### 第3 イノベーションと競争政策に関する検討会

我が国の持続的な経済成長のためには、新たなサービスや新市場の創出につながるイノベーションの達成が不可欠である。また、デジタル経済の進展やビジネスのプラットフォーム化・エコシステム化に伴って、市場の独占・寡占化や固定化が進み、競争のダイナミズムが低下し得るとの懸念も指摘されている。このような経済環境の下で、イノベーションを促進し得る競争環境を確保することは、競争政策における重要かつ現代的な政策課題である。

企業行動がイノベーションへ与える影響は複雑かつ動的であるところ、競争政策においても、将来起こり得るイノベーションという長期的な競争環境に対する影響を適切に評価していくことが重要である。

公正取引委員会は、このような認識の下、それら実態に係るより深い理解や知見を得るため、企業行動等がイノベーションに与える影響メカニズム等について、経済学的知見等に基づき理論的・体系的に整理することを目的として、令和5年3月以降、経済取引局長主催の「イノベーションと競争政策に関する検討会」(座長 岡田羊祐 成城大学社会イノベーション学部教授(役職は令和6年3月14日時点))を開催し、令和5年6月30日に、経済学的知見等に基づき、各種の企業行動等がイノベーションに与える影響メカニズム等について理論的・体系的な整理を取りまとめた中間報告書を公表した。

また、中間報告書において、本整理の実務での活用を仮定した場合、現行独占禁止法体系・制度や運用解釈など法律面・実務面との関係で、法的取扱いを含めた基本的な捉え

方・着眼点等を更に整理・検討する必要があるとされたことを踏まえ、イノベーションの問題について、独占禁止法の適用に際しての法的枠組み上の基本的な考え方等について更なる整理・検討を行うため、令和5年10月27日から同検討会を再開した。

(詳細については後記を参照のこと。)

○公正取引委員会ウェブサイト「イノベーションと競争政策に関する検討会」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.iftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/innovation/index.html>



○令和5年6月30日公表「「イノベーションと競争政策に関する検討会」中間報告書について」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230630keitorikikaku.html>



## 第4 独占禁止法適用除外の見直し等

### 1 独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし、これを達成するために、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。他方、他の政策目的を達成する観点から、特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

#### (1) 独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は、知的財産権の行使行為（同法第21条）、一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）をそれぞれ同法の規定の適用除外としている。

#### (2) 個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において、特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては、令和5年度末現在、保険業法等の16法律がある。

## 2 適用除外の見直し等

適用除外の多くは、昭和20年代から昭和30年代にかけて、産業の育成・強化、国際競争力強化のための企業経営の安定、合理化等を達成するため、各産業分野において創設されてきたが、個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず、事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから、その見直しが行われてきた。

平成9年7月20日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成9年法律第96号）が施行され、個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで、平成11年7月23日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され、不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに、平成12年6月19日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され、自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては、平成25年10月1日、消費税転嫁対策特別措置法が施行され、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また、平成26年1月27日、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され、認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

その後、令和2年11月27日に、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）が施行され、地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行等（特定地域基盤企業等）の合併その他の行為について、適用除外の規定が設けられた。

なお、令和4年1月1日に、著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）が施行され、これまで適用除外の対象であった商業用レコードの二次使用料等に関する取決めに加え、放送番組のインターネット同時配信等（注）を行うに当たり、集中管理等が行われておらず、文化庁長官が定める方法により円滑な許諾に必要な情報が公開されていない商業用レコードや映像実演等について権利者に支払う通常の使用料額に相当する補償金等に関する取決めにしても適用除外の対象となった。

これらの措置により、平成7年度末において30法律89制度存在した適用除外は、令和5年度末現在、17法律23制度となっている。

（注）「同時配信」のほか、「追っかけ配信」（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）、一定期間の「見逃し配信」（番組の放送間隔・有線放送間隔に応じて文化庁長官が定める期間内に行われるもの）

### 3 適用除外カルテル等

#### (1) 概要

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、価格、数量、販路等のカルテルを禁止しているが、その一方で、他の政策目的を達成するなどの観点から、個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で、特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは、当該事業の特殊性のため（保険業法（平成7年法律第105号）に基づく保険カルテル）、地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法（昭和26年法律第183号）等）に基づく運輸カルテル）など、様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては、一般に、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行って、主務大臣が認可を行うこととなっている。

また、適用除外カルテルの認可に当たっては、一般に、当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか、当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう、カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと、不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに、このような適用除外カルテルについては、不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする、いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し、又は当委員会の同意を得、若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は、昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づくカルテルのように、同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に、同一業種についてのカルテルを1件として算定すると、件数は415件）をピークに減少傾向にあり、また、適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり、令和5年度末現在、36件となっている（内訳は附属資料3-2表を参照）。

#### (2) 個別法に基づく適用除外カルテル等の動向

令和5年度において、個別法に基づき主務大臣が公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行うこととされている適用除外カルテル等の処理状況及びこのうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテル等の動向は、第1表のとおりである。

第1表 令和5年度における適用除外カルテル等の処理状況

法律名	カルテル等の内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結果	
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条第1項、第1号、第102条	第101条	同意 (第105条第1項)	0	所要の検討を行った結果、同意した。
		原子力保険				0	
		自動車損害賠償責任保険				2 (変更2)	
		地震保険				1 (変更1)	
		船舶保険	第101条第1項、第2号、第102条			0	
		外航貨物保険				0	
		自動車保険(対人賠償、自損事故及び無保険車傷害保険部分)				0	
		住宅瑕疵担保責任保険				0	
損害保険料率算出団体に関する法律	算出基準料率の	自動車損害賠償責任保険	第7条の2第1項、第2号、第9条の3	第7条の3	通知 (第9条の3第3項)	1 (変更1)	-
		地震保険				0	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	施設、容器その他の販売方法の規制	第42条第5号、第43条	第93条	協議 (第94条第1項)	0	-	
著作権法	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	第93条の3、第94条、第94条の3、第95条、第95条の3、第96条の3、第97条、第97条の3	第93条の3、第95条	通知 (施行令第45条の6第2項、第49条の2第2項)	10	-	
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	料金、価格、営業方法の制限	第8条、第9条	第10条	協議 (第13条第1項)	0	-	
輸出入取引法	輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の協定等	第5条、第11条第2項	第33条	通知 (第34条第1項)	0	-	



法律名	カルテル等の内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結果
道路運送法	生活路線確保のための共同経営、旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営	第18条、第19条	第18条	協議 (第19条の3第1項)	3 (締結3)	所要の検討を行った結果、異議ない旨回答した。
航空法	<国内>生活路線確保のための共同経営	第110条第1号、第111条	第110条	協議 (第111条の3第1項)	0	—
	<国際>公衆の利便を増進するための連絡運輸、運賃その他の運輸に関する協定	第110条第2号、第111条	第110条	通知 (第111条の3第2項)	1 (変更1)	—
海上運送法	<内航>生活航路確保のための共同経営、利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営	第28条第1～3号、第29条	第28条	協議 (第29条の3第1項)	1 (締結1)	所要の検討を行った結果、異議ない旨回答した。
	<外航>運賃、料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条第4号、第29条の2	第28条	通知 (第29条の4第1項)	22 (締結5) (変更17)	—
内航海運組合法	運賃、料金、運送条件、配船船腹、保有船腹等の調整等	第8条第1項第1～6号、第10条、第12条	第18条	協議 (第65条第1項)	1 (廃止1) ※	※第65条第2項に規定される、第15条の届出の通知。
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知 (第8条の6第1項)	0	—

法律名	カルテル等の内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結果
地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律	特定地域基盤企業等の合併等	第3条、第5条	第3条第1項	協議 (第5条第2項)	1	所要の検討を行った結果、異議ない旨等回答した。
	地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営	第9条、第11条、第13条第2項	第9条第2項	協議 (第11条第2項)	4 (変更4)	所要の検討を行った結果、異議ない旨等回答した。

#### ア 保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は

- ① 航空保険事業、原子力保険事業、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

- ② ①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為を行う場合又はその内容を変更しようとする場合には、金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は、認可をする際には、公正取引委員会の同意を得ることとされている。

また、損害保険会社は、①及び②の保険について、共同行為を廃止した場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和5年度において、金融庁長官から同意を求められたものは3件であった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは8件である。

#### イ 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は、自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合又は変更しようとする場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和5年度において、金融庁長官から通知を受けたものは1件であった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

## ウ 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については、毎年、その請求額を文化庁長官が指定する著作権等管理事業者又は団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めるとされており、指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和5年度において、文化庁長官から通知を受けたものは10件であった。

## エ 道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の一般乗合旅客自動車運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和5年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは3件であった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

## オ 航空法に基づくカルテル

### (7) 国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和5年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づく国内航空カルテルはない。

### (4) 国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和5年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは1件であった。

## カ 海上運送法に基づくカルテル

### (7) 内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため、又は貨物の運送

の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、定期航路事業者は、他の定期航路事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和5年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは1件であった。また、同年度末における同法に基づく内航海運カルテルは3件である。

#### イ) 外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者は、他の船舶運航事業者と、運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和5年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは22件であった。

#### キ 内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には、調整規程又は団体協約を設定し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。また、国土交通大臣は、調整規程について内容の変更を命じたとき若しくは認可を取り消したとき又は内航海運組合から調整規程の廃止に係る届出を受理したときは、当委員会に通知することとされている。

令和5年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなく、調整規程の廃止の通知を受けたものは1件であった。また、同年度末における同法に基づくカルテルはない。

#### ク 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰であると認められる特定地域において、一般乗用旅客自動車運送事業者等により組織された協議会は、当該地域において削減すべき供給輸送力やその削減方法等を定める特定地域計画を作成し、当該計画に合意した一般乗用旅客自動車運送事業者はこれに従い、供給輸送力の削減を行わなければならない。この計画の作成・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和5年度において、国土交通大臣から通知を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

ケ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律に基づく合併等及び共同経営

(7) 特定地域基盤企業等の合併等

特定地域基盤企業等が合併等を行う場合には、主務大臣の認可を受けなければならない。主務大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和5年度において、主務大臣から協議を受けたものは1件であった。また、同年度末において実施期間内にある同法に基づく合併等に係る基盤的サービス維持計画は2件である。

(4) 地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営

地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が、共同経営に関する協定の締結等を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和5年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは4件であった。また、同年度末における同法に基づく共同経営に関する協定は6件である。

#### 4 協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第1号）等同条各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、独占禁止法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は、その組合員たる事業者が、①資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合、独占禁止法の適用に際しては、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされる（中協法第7条第1項）。

一方、協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には、公正取引委員会は、その協同組合が独占禁止法第22条第1号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第7条第2項）、これらの協同組合に対し、当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第7条第3項）。

この中協法第7条第3項の規定に基づく届出件数は、令和5年度において、253件であった（第2表及び附属資料3-10表参照）。

第2表 協同組合届出件数の推移

年度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
協同組合届出件数	227	235	273	240	294	304	214	211	206	253

## 5 著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し、これを遵守させることは、原則として、独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束）に該当し、同法第19条に違反するものであるが、同法第23条第4項の規定に基づき、著作物6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDをいう。以下同じ。）については、例外的に同法の適用が除外されている。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外の取扱いについて、国民各層から意見を求めるなどして検討を進め、平成13年3月、当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えたとの結論を得るに至った（第3表参照）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう、著作物6品目の流通・取引慣行の実態を調査し、関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに、関係業界における運用の弾力化の取組等、著作物6品目の流通についての意見交換を行うため、当委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け、平成13年12月から平成20年6月までの間に8回の会合を開催した。平成22年度からは、著作物再販協議会に代わって、関係業界に対する著作物再販ヒアリング等を実施し、関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第3表 著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年3月23日）

(1) 著作物再販制度は、独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり、競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考ええる。

しかしながら、国民各層から寄せられた意見をみると、著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面、文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし、同制度の廃止に反対する意見も多く、なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって、現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考ええる。

(2) 著作物再販制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう、関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請する。また、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し、より効果的な方途を検討するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、公正取引委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されることがないように著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

(3) また、著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については、従来公正取引委員会が解釈・運用してきた6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）に限ることとする。

## 第5 競争評価に関する取組

---

### 1 競争評価の本格的実施

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする場合、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、規制の事前評価において、競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）も行うこととされ、平成22年4月から試行的に実施されてきた。

平成29年7月28日、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され、競争評価については、公正取引委員会が定める手法により把握すること、また、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要であるなどとされたことを受け、当委員会は、競争評価の手法として、同月31日に「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」及び競争評価の具体的な手法である「競争評価チェックリスト」を作成し、公表した。また、これらを補完するものとして「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」を同年9月26日に公表し、その後、令和元年6月27日に、各府省における競争評価の実施状況を踏まえ、説明を追加する等の改訂を行った。改正された「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等が平成29年10月1日に施行されたことに伴い、競争評価も同日から本格的に実施された。規制の事前評価における競争評価において、各府省は、競争評価チェックリストを作成し、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、受領した競争評価チェックリストを当委員会へ送付することとされている。

公正取引委員会は、令和5年度においては、総務省から競争評価チェックリストを139件受領し、その内容を精査した。また、各府省における競争評価のより適切な実施の促進を目的として、競争評価の手法の改善等を検討するため、経済学や規制の政策評価の知見を有する有識者による競争評価検討会議を同年度において1回開催した。

### 2 競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は、競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について、随時、相談を受け付けている。

## 第6 入札談合の防止への取組

---

公正取引委員会は、以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止の徹底を図っている。

また、入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、各発注官庁等において、公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。



公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。令和5年度においては、国の本府省庁との連絡担当官会議を令和5年12月5日に開催するとともに、国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

また、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。令和5年度においては、研修会を全国で43回開催するとともに、国、地方公共団体等に対して264件の講師の派遣を行った。

## 第7 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

我が国の市場における公正かつ自由な競争を促進していくためには、個々の企業が独占禁止法に関するコンプライアンスを推進することにより、競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現していくことが必要である。公正取引委員会は、これまで実施してきた独占禁止法コンプライアンスに関する調査結果や各国・地域競争当局等における同様の取組を踏まえ、主にカルテル・談合に関して、個々の企業が実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムを整備・運用する上で参考となるベストプラクティスを整理した、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」を作成し、令和5年12月21日に公表した。

本ガイドでは、実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素やその意義・本質・留意点等を網羅的・体系的に整理するとともに、公正取引委員会が過去に実施した調査においてみられた、独占禁止法コンプライアンスに積極的に取り組んでいる企業等の「生の声」を好取組事例として紹介している。

(詳細については令和5年12月21日報道発表資料「「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」の作成について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231221compliance.html>





## 第5章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備等

### 第1 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

#### 1 はじめに

いわゆる経済の高度化、ボーダーレス化等が進展する中で、公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し、経済学的、あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中、公正取引委員会は、平成15年6月、事務総局内に「競争政策研究センター」(CPRC: Competition Policy Research Center)を発足させた。同センターでは、中長期的観点から、独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するため、独占禁止法や経済学等の専門家等の参画を得て、研究活動を行うほか各種セミナー等を開催している。

#### 2 ディスカッション・ペーパーの公表

競争政策研究センターでは、競争政策上の先端的な課題について、学識経験者等が、所長、主任研究官、公正取引委員会の職員等と議論しながら、執筆者の名義・責任の下にディスカッション・ペーパーを公表してきている。令和5年度においては、2本のディスカッション・ペーパーを公表した(第1表参照)。その内容は競争政策研究センターのウェブサイト(<https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>)上に全文が掲載されている。

第1表 ディスカッション・ペーパー(令和5年度公表分)

	公表年月日	タイトル・執筆者(注)
1	5. 6. 30	「アルゴリズムに基づく協調的行為に対する規制可能性」 土佐 和生(甲南大学法学部教授・競争政策研究センター客員研究員)
2	6. 3. 25	「Diffusion and Adaptation of Competition Policy in Asia」 青木 玲子(公正取引委員会委員) 五十嵐 俊子(公正取引委員会事務総局官房国際課長) 甲斐 隆之(元アジア開発銀行研究所リサーチフェロー) 佐武 恵梨(元東京大学経済学部リサーチアシスタント) 園部 哲史(アジア開発銀行研究所長) 澤田 康幸(東京大学大学院経済学研究科附属政策評価研究教育センターセンター長・同研究科教授) 植田 真太郎(公正取引委員会事務総局官房総務課経済分析室)

(注) 執筆者の役職は公表時点のものである。

#### 3 イベントの開催

##### (1) シンポジウム

競争政策研究センターでは、競争政策に関する国内外との交流拠点の機能を果たすため、海外の競争当局担当者や国内外の学識経験者を迎えたシンポジウムを開催している。令和5年度においては、2件のシンポジウムを開催した(第2表参照)。

第2表 シンポジウムの開催状況（令和5年度）

開催年月日	主催者・共催者等	テーマ・講演者等（注）
1 5. 11. 9	[主催者] 公正取引委員会	第22回国際シンポジウム「変化する社会経済におけるG7競争当局の役割」 [モデレーター] 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・競争政策研究センター所長） 青木 玲子（公正取引委員会委員） [パネリスト] Benoît Cœuré（フランス競争委員会委員長） Andreas Mundt（ドイツ連邦カルテル庁長官） 古谷 一之（公正取引委員会委員長） Marcus Bokkerink（英国競争・市場庁議長） Joshua E. Tzucker（米国司法省反トラスト局首席補佐官） Ori Schwartz（OECD競争課課長） Matthew Boswell（カナダ競争局長官） Inge Bernaerts（欧州委員会競争総局戦略・政策局長） Rebecca Kelly Slaughter（米国連邦取引委員会委員）
2 6. 3. 15	[主催者] 公正取引委員会 [共催者] ㈱日本経済新聞社、 大阪弁護士会、大阪 商工会議所、(一社) 電子情報技術産業協 会、(公財)公正取引 協会、神戸大学科研 「プラットフォーム の影響力拡大に伴う 多元的リスクに対応 した次世代規制の包 括デザイン」 [後援] (公社)関西経済連 合会	第6回大阪シンポジウム「生成AIと競争政策～イノベーションのために競争政策が果たす役割とは？～」 [講演者] 品川 武（公正取引委員会事務局官房政策立案総括審議官・競争政策研究センター次長） 高宮 雄介（森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士） 折原 大樹（SB Intuitions 株式会社取締役兼CTO） Ariel Ezrachi（オックスフォード大学教授） [モデレーター] 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・競争政策研究センター所長） [パネリスト] 高宮 雄介（森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士） 折原 大樹（SB Intuitions 株式会社取締役兼CTO） Ariel Ezrachi（オックスフォード大学教授） Christina Shin（マイクロソフトコーポレーションアジア競争法 法務主任） 澁川 和彦（大阪公立大学大学院法学研究科准教授）

（注）講演者等の役職は開催時点のものである。

## (2) 公開セミナー

競争政策研究センターは、国内外の学識経験者・有識者を講演者とし、主として学術関係者を対象として、アカデミックな議論を深めることを目的として、公開セミナーを開催している。令和5年度においては、1件の公開セミナーを開催した（第3表参照）。

第3表 公開セミナーの開催状況（令和5年度）

開催年月日	主催者	テーマ・講演者等（注）
1 5. 6. 21	[主催者] 公正取引委員会	第52回公開セミナー（CPRC設立20周年記念シンポジウム）「個人データの利用に関する競争政策・消費者保護政策・個人情報保護政策の交錯」 [講演者] 石井 夏生利（中央大学国際情報学部教授） カライスコス アントニオス（龍谷大学法学部教授） 和久井 理子（京都大学大学院法学研究科教授） 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・競争政策研究センター所長） [モデレーター] 和久井 理子（京都大学大学院法学研究科教授） [パネリスト] 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・競争政策研究センター所長） 石井 夏生利（中央大学国際情報学部教授） カライスコス アントニオス（龍谷大学法学部教授）

（注）講演者等の役職は開催時点のものである。

### (3) CPRCセミナー

競争政策研究センターは、競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資するために、有識者による講演（CPRCセミナー）を随時開催している。

### (4) BBL（Brown Bag Lunch）ミーティング

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、昼食時間等を利用して、有識者による講演（BBLミーティング）を随時開催している。

### (5) 事件等解説会

競争政策研究センターは、公正取引委員会が実施した事件審査や実態調査等について担当者が解説する事件等解説会を随時開催している。

## 第2 競争政策・法執行における経済分析の活用

### 1 経済分析の活用状況

公正取引委員会では、独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等において、経済分析の活用を図っている。

令和5年度に結果を公表した独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等のうち、経済分析を活用し、かつ、その内容を公表したものは、次のとおりである。

#### <企業結合審査>

- 古河電池㈱による三洋電機㈱のニカド電池事業の譲受けについて（令和5年6月28日公表）

- (株)大韓航空によるアジアナ航空(株)の株式取得に関する審査結果について（令和6年1月31日公表。第6章第6 **1** 参照）

#### <各種実態調査>

- ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書について（令和5年9月21日公表。第4章第2 **3** 参照）
- 使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査について（令和5年10月16日公表。第4章第2 **4** 参照）
- コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書について（令和6年3月6日公表。第4章第2 **6** 参照）

#### <事後評価>

- 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について（令和5年10月23日公表。第5章第3 **2** (3)参照）

## 第3 政策評価等

### 1 政策評価

公正取引委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施している。

令和5年度においては、「企業結合の迅速かつ的確な審査」及び「独占禁止法違反行為への厳正な対処」の計2件の事後評価を実施し、政策評価書を公表した。

### 2 証拠に基づく政策立案

#### (1) 概要

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、合理的証拠の活用等を通じて政策課題を迅速かつ的確に把握して、有効な対応策を選択し、その効果を検証することが必要である。そのため、政府全体で証拠に基づく政策立案（EBPM）が推進されており、公正取引委員会においても、その実践に取り組んでいる。

令和5年度においては、行政事業レビューの実施を通じて当委員会の予算事業にEBPMを導入し、予算編成過程で活用するなどの取組並びに、後記(2)の「排除措置命令における再発防止策に関する効果検証」及び後記(3)の「学校制服の取引実態に関する事後検証」を行った。

#### (2) 排除措置命令における再発防止策に関する効果検証

公正取引委員会が過去に行った排除措置命令のうち、再発防止策について、その効果を検証するとともに、より効果的な再発防止策の検討に資する有用な示唆を得ることを目的として、過去に不当な取引制限（独占禁止法第3条違反）に係る排除措置命令を受けたことのある事業者に対するアンケート調査等を実施し、令和5年6月28日にアンケート

調査結果を取りまとめた「排除措置命令における再発防止策に関する効果検証報告書」を公表した。

本報告書では、ロジックモデル（政策に投入されたインプットからアウトカムまでを論理的な「因果の流れ」として整理したもの）を作成し、ロジックモデルで記載した論理的因果関係に基づいて、特に、違反事業者の従業員等の行動変容が実際に生じたかどうか（中間アウトカム）に着目した分析を行った。

本アンケート調査の結果、本件再発防止策（効果検証の対象とした①研修、②監査、③行動指針、④処分規程及び⑤社内通報制度をいう。以下同じ。）全体として、その効果はあったといえる。また、同一事業者における個別の本件再発防止策の相対的な効果をみると、「行動指針の作成等」及び「研修」が、他の本件再発防止策と比較して、独占禁止法違反行為の再発防止への寄与度が高いと評価されていることが分かった。

本アンケート調査の結果を踏まえると、今後、より効果的な再発防止策を検討するに当たっては、再発防止策の実効性を確保する観点から、経営トップの関与、及び研修を軸とした再発防止策間の連携を考慮することが有益であるといった示唆が得られた。

（詳細については令和5年6月28日報道発表資料「排除措置命令における再発防止策に関する効果検証報告書について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/ebpm/230628.html>



### (3) 学校制服の取引実態に関する事後検証

平成29年11月に公表した「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（以下「平成29年報告書」という。）及び令和2年7月に行った制服販売業者に対する排除措置命令等（以下「令和2年命令」という。）について、学校における対応状況や学校制服価格の変化を確認することにより事後検証を行い、令和5年10月23日に「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書」を公表した。

平成29年報告書に係る事後検証の結果、①平成29年報告書の提言事項（「コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと」、「制服の仕様が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においてその指定の必要性を見直すこと」等）について、学校における実施が一定程度進展していること、②こうした提言事項の実施が学校制服価格を低減させる効果（何らかの提言を実施した場合、実施から3年後には6.9%の価格低減効果）があること等が確認された。

令和2年命令に係る事後検証の結果、①愛知県豊田市に所在する県立高校6校において制服販売店の情報交換の契機とならないよう行動が取られていること、②学校制服の販売店における価格カルテルに係る合意の消滅後に、豊田各校における学校制服価格が全国の平均価格と比較して相対的に下落していること等が確認された。

近年は物価上昇の影響により家計の負担が大きくなる傾向にあることに鑑みれば、学

校制服購入に係る保護者負担が軽減される意義は大きいと考えられる。本事後検証結果を踏まえると、学校関係者においては、制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、平成 29 年報告書における提言事項の実施を引き続き進めていくこと、また、販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないようにすることが有効・重要であり、これらを踏まえ取組を行うことが期待される。

(詳細については令和 5 年 10 月 23 日報道発表資料「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231023seihuku.html>





## 第6章 株式取得、合併等に関する業務

### 第1 概説

独占禁止法第4章は、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（同法第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（同法第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（同法第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っている。個別事案の審査に当たっては、必要に応じ経済分析を積極的に活用している。

また、公正取引委員会は、いわゆる第2次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について、当該審査結果を公表するほか、届出を受理した事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し、その内容を公表している。

### 第2 デジタル分野の企業結合審査への対応

公正取引委員会は、令和4年6月16日に公表した「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて―アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化―」において、デジタル市場等における企業結合案件について、第三者からの情報・意見の募集等の取組により迅速かつ的確なエンフォースメントを推進していくことを明らかにしている。

具体的には、デジタル分野の案件を中心に、複雑かつ急速に変化する市場状況において、より広く第三者からの意見を収集する必要があると考えられるような案件もあり得ることから、公正取引委員会は、個別の案件について、第2次審査の開始の如何を問わず、必要に応じて、第三者から情報・意見を募集することとしている。令和5年度においては、令和5年4月10日から同年5月9日にかけて、アドビ・インク及びフィグマ・インクの統合について第三者からの情報・意見の募集を行った。

なお、当該案件については、令和5年12月18日に両社が統合に係る契約を解除したため、審査を終了し、同月21日にその旨公表した（後記第6参照）。

### 第3 独占禁止法第9条の規定による報告・届出

---

独占禁止法第9条第1項及び第2項は、他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社を設立すること及び会社が他の国内の会社の株式を取得し又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社に転化することを禁止しており、会社及びその子会社（注）の総資産合計額が、①持株会社については6000億円、②銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については8兆円、③一般事業会社（①及び②以外の会社）については2兆円を超える場合には、(i)毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（同条第4項）、(ii)当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（同条第7項）を義務付けている。

令和5年度において、独占禁止法第9条第4項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は121件であり、同条第7項の規定に基づく会社設立届出書の件数は1件であった。

（注）会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

### 第4 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

---

独占禁止法第11条第1項の規定では、銀行業又は保険業を営む会社は他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて取得・保有してはならないとされている。ただし、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満たした場合は、同項の規定の適用を受けない（同条第1項ただし書、第2項）。

令和5年度において、公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は20件であった。このうち、独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づくものが17件（銀行業を営む会社に係るもの16件、保険業を営む会社に係るもの1件）、同条第2項の規定に基づくものが3件（銀行業を営む会社に係るもの）であった。また、外国会社に係るものはなかった（銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は、附属資料4-1表参照）。

### 第5 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

---

#### 1 概要

(1) 一定の条件を満たす会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には、それぞれ独占禁止法第10条第2項、第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、第15条の3第2項又は第16条第2項の規定により、公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし、合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は、具体的には次のとおりである。

## ア 株式取得の場合

会社の属する企業結合集団（注1）の国内売上高合計額（注2）が200億円を超える会社が、他の会社であって、その国内売上高と子会社（注3）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において、当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20%又は50%を超えることとなる場合（注4）

（注1）会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の最終親会社（親会社であって他の会社の子会社でないものをいう。）及び当該最終親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除く。）から成る集団をいう。

（注2）会社の属する企業結合集団に属する会社等の国内売上高を合計したものをいう。

（注3）会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。

（注4）ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、届出が不要である。

## イ 合併の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

## ウ 共同新設分割の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

## エ 吸収分割の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

## オ 共同株式移転の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の会社の場合

## カ 事業譲受け等の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合

- (2) 過去3年度に受理した届出及び過去3年度における第2次審査の処理状況は第1表及び第2表のとおりである。
- (3) 令和5年度において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第25条第1項の規定に基づく協議を受けた件数は1件であった。
- (4) 令和5年度において、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第20条第1項の規定に基づく協議を受けたものはなかった。
- (5) 令和5年度において、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）第5条第2項の規定に基づく協議を受けた件数は1件であった。

**第1表 過去3年度に受理した届出の処理状況**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
届出件数	337	306	345
第1次審査で終了したもの	328	299	335
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(248)	(243)	(262)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	8	7	10
第2次審査に移行したもの	1	0	0

**第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2次審査で終了した件数	1	0	0
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	0	0	0
排除措置命令を行った件数	0	0	0

(注) 当該年度に受理したか否かにかかわらず、当該年度において処理したものについて記載している。

**2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向**

令和5年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別、議決権取得割合別、業種別及び形態別でみると、第3表から第11表までのとおりである。

**第3表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数**

株式発行会社の 国内売上高 合計額 株式取得 会社の国内 売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	45	4	0	0	0	49
500億円以上 1000億円未満	27	8	4	1	0	40
1000億円以上 5000億円未満	47	23	7	8	0	85
5000億円以上 1兆円未満	31	11	2	6	1	51
1兆円以上 5兆円未満	27	6	4	3	0	40
5兆円以上	5	10	5	4	1	25
合計	182	62	22	22	2	290

第4表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 ／ 存続会社 の国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0	1	0	1	0	2
200億円以上 500億円未満	1	2	2	0	1	6
500億円以上 1000億円未満	1	0	1	0	0	2
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	1	1
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	1	1
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	2	3	3	1	3	12

(注) 3社以上の合併、すなわち消滅会社が2社以上である場合には、国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第5表 国内売上高合計額等別共同新設分割届出受理件数

分割する会社2の 国内売上高合計額（又は 分割対象部分に係 る国内売上高）	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
分割する 会社1の 国内売上高 合計額（又は 分割対象部分に 係る国内売上高）						
50億円以上 200億円未満	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
200億円以上 500億円未満	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
500億円以上 1000億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1000億円以上 5000億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5000億円以上 1兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1兆円以上 5兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)

(注) 共同新設分割をする会社のうち、国内売上高合計額又は分割対象部分に係る国内売上高が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。また、( ) 外は事業の全部を承継させようとする会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり、( ) 内は事業の重要部分を承継させようとする会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない）。

第6表 国内売上高合計額等別吸収分割届出受理件数

分割する会社の 国内売上高合 計額（又は 分割対象部 分に係る 国内売 上高）  承継する 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
500億円以上 1000億円未満	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
1000億円以上 5000億円未満	0 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (5)
5000億円以上 1兆円未満	0 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (4)
1兆円以上 5兆円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
5兆円以上	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
合計	0 (12)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (14)

(注) ( ) 外は事業の全部を承継させようとする会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり、  
( ) 内は事業の重要部分を承継させようとする会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数  
である（内数ではない。）。



第7表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転 会社2の 国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
株式移転 会社1の 国内売上 高合計額						
200億円以上 500億円未満	2	1	0	0	0	3
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0
1000億円以上 5000億円未満	0	0	1	0	0	1
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	1	0	1
合計	2	1	1	1	0	5

(注) 共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」、その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第8表 国内売上高合計額等別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	5	0	0	0	0	5
500億円以上 1000億円未満	2	0	0	0	0	2
1000億円以上 5000億円未満	6	0	0	0	0	6
5000億円以上 1兆円未満	5	0	2	0	0	7
1兆円以上 5兆円未満	1	0	0	0	0	1
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	19	0	2	0	0	21

(注) 2社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が2社以上である場合には、譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第9表 議決権取得割合別の株式取得届出受理件数

20%超50%以下	50%超	合計
72	218	290

第10表 業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農林・水産業	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	12	0	2	0	0	14
製造業	27	4	5	2	6	44
食料品	3	0	2	1	1	7
繊維	0	0	0	0	0	0
木材・木製品	0	0	0	0	1	1
紙・パルプ	1	0	0	0	0	1
出版・印刷	1	0	0	0	0	1
化学・石油・石炭	4	1	1	0	4	10
ゴム・皮革	0	0	0	0	0	0
窯業・土石	0	0	0	0	0	0
鉄鋼	0	0	0	0	0	0
非鉄金属	0	1	0	0	0	1
金属製品	0	0	0	0	0	0
機械	16	2	2	1	0	21
その他製造業	2	0	0	0	0	2
卸・小売業	48	2	1	2	5	58
不動産業	9	0	0	1	0	10
運輸・通信・倉庫業	30	1	1	0	1	33
サービス業	13	0	4	0	0	17
金融・保険業	9	1	0	0	1	11
電気・ガス 熱供給・水道業	1	1	0	0	0	2
その他	141	3	4	0	8	156
合計	290	12	17	5	21	345

(注) 業種は、株式取得の場合には株式を取得する会社の業種に、合併の場合には合併後の存続会社の業種に、共同新設分割の場合には分割する会社の業種に、吸収分割の場合には事業を承継する会社の業種に、共同株式移転の場合には新設会社の業種に、事業譲受け等の場合には事業等を譲り受ける会社の業種によった。

第11表 形態別届出受理件数

形態別		株式取得	合併	共同新設分割	吸収分割	共同株式移転	事業譲受け等
水平関係		182	4	2	11	5	15
垂直関係	前進	85	2	0	3	0	8
	後進	79	3	0	3	0	3
混合関係	地域拡大	49	2	0	3	1	3
	商品拡大	49	0	0	2	0	1
	純粹	38	6	0	1	0	1
届出受理件数		290	12	2	15	5	21

(注1) 企業結合の形態の定義については、附属資料4-2(3)参照。

(注2) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。  
そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

## 第6 審査結果の公表

公正取引委員会は、令和6年1月に㈱大韓航空によるアジアナ航空㈱の株式取得に関する審査結果について公表した。

このほか、令和5年12月にアドビ・インク及びフィグマ・インクの統合に関する審査の終了について、令和6年1月にアマゾン・ドット・コム・インク及びアイロボット・コーポレーションの統合に関する審査の終了について公表した。

### 1 ㈱大韓航空によるアジアナ航空㈱の株式取得に関する審査結果（令和6年1月31日公表）

公正取引委員会は、㈱大韓航空（以下「大韓航空」という。）によるアジアナ航空㈱（以下同社及び大韓航空を併せて「当事会社」という。）の株式取得（以下「本件行為」という。）について、大韓航空に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、当事会社が申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

（詳細については令和6年1月31日報道発表資料「㈱大韓航空によるアジアナ航空㈱の株式取得に関する審査結果について」を参照のこと。）

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240131\\_kiketsu\\_daikan.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240131_kiketsu_daikan.html)



### 2 アドビ・インク及びフィグマ・インクの統合に関する審査の終了（令和5年12月21日公表）

公正取引委員会は、アドビ・インク（本社米国）及びフィグマ・インク（本社米国）が計画した統合について企業結合審査を行ってきたところ、令和5年12月18日に両社が本件統合に係る契約を解除したため、本件審査を終了した。

（詳細については令和5年12月21日報道発表資料「アドビ・インク及びフィグマ・インクの統合に関する審査の終了について」を参照のこと。）

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/kiketsu\\_231221.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/kiketsu_231221.html)



**3** アマゾン・ドット・コム・インク及びアイロボット・コーポレーションの統合に関する審査の終了（令和6年1月31日公表）

公正取引委員会は、アマゾン・ドット・コム・インク（本社米国）及びアイロボット・コーポレーション（本社米国）が計画した統合について企業結合審査を行ってきたところ、令和6年1月29日に両社が本件統合に係る契約を解除したため、本件審査を終了した。

（詳細については令和6年1月31日報道発表資料「アマゾン・ドット・コム・インク及びアイロボット・コーポレーションの統合に関する審査の終了について」を参照のこと。）

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240131\\_kiketsu\\_finish.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240131_kiketsu_finish.html)



## 第7章 不公正な取引方法への取組

### 第1 概説

独占禁止法は、第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか、事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること、事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること、会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること、会社が不公正な取引方法により役員の兼任を強制すること、会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（同法第6条、第8条第5号、第10条第1項、第13条第2項、第14条、第15条第1項、第15条の2第1項第2号及び第16条第1項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は、公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「平成21年独占禁止法改正法」という。）により、これまで不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（独占禁止法第2条第9項第1号から第5号まで）、新たに課徴金納付命令の対象となった（同法第20条の2から第20条の6まで）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては、前記規定に違反する事件の処理のほか、不公正な取引方法の指定に関する調査、不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動、不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また、不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている（優越的地位の濫用の未然防止に向けた取組については、第9章参照）。

### 第2 不当廉売に対する取組

企業が効率化によって達成した低価格で商品を供給するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは、不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は、不当廉売に対し、厳正かつ積極的に対処することとしている。

#### 1 不当廉売事案への対処

##### (1) 処理方針

小売業における不当廉売事案については、①申告のあった事案に関しては、処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内として迅速処理（注）することとし、繰り返し注意を受ける事業者に対しては、事案に応じて、責任者を招致した上で直接注意を行うほか、②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案であって、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについて、周辺の販売業者の事

業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

(注) 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

## (2) 処理の状況

### ア 警告

令和5年度においては、1件の不当廉売事件について警告・公表を行った。具体的には、石油製品小売業者が、茨城県土浦市に所在する1給油所において、令和5年1月31日から同年3月7日までの36日間、レギュラーガソリンを、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いのある事実が認められたことから、当該小売業者に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

### イ 注意

令和5年度においては、酒類、石油製品等の小売業に係る不当廉売の申告等に対し迅速処理を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして合計317件の事案に関して注意を行った（第1表参照）。

例えば、酒類について、供給に要する費用を著しく下回る対価で販売した大規模小売事業者の責任者に対し、不当廉売につながるおそれがあるとして直接注意した事例があった。石油製品について、繰り返し注意を受けていた大規模な給油所を含む複数の給油所を運営する事業者の本社の責任者に対し、供給に要する費用を下回る対価で販売したとして直接注意した事例があった。また、繰り返し注意を受けた事業者には、注意後の価格動向について情報収集を行うために、販売価格、仕入価格等の報告を求めた。

**第1表 令和5年度における小売業に係る不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）**

(単位：件)

	酒類	石油製品	家庭用電気製品	その他	合計
注意件数	29	233	0	55	317

## 2 規制基準の明確化等

公正取引委員会は、昭和59年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を公表し、その後、個別の業種（酒類、ガソリン等及び家庭用電気製品）についてその取引実態を踏まえたガイドラインを順次公表することにより、不当廉売規制の考え方を明らかにしてきた。

平成21年独占禁止法改正法により、不当廉売が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等に伴い、公正取引委員会は、不当廉売の要件に関する解釈を更に明確化すること等に



より、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、これらのガイドラインを改定し、平成21年12月18日に公表した。

また、公正取引委員会は、ガソリン等販売業を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、当委員会における法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより高めるため、「ガソリン等の流通における不当廉売，差別対価等への対応について」を改定し、令和4年11月11日に公表した。

### 第3 優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為に対し、厳正かつ効果的に対処することとしている（優越的地位の濫用の未然防止に向けた取組については、第9章参照）。

#### 1 優越的地位の濫用への対処

公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し（平成21年11月）、調査を行っているところ、令和5年度においては、67件の注意を行った。注意の内訳（行為類型）は第2表のとおりであり、取引の対価の一方的決定が45件、不当な給付内容の変更及びやり直しの要請が12件、減額が11件、その他経済上の利益の提供の要請が7件、購入・利用強制が4件、支払遅延が3件、従業員等の派遣の要請が3件、返品が2件、協賛金等の負担の要請が1件となっている（注）。

（注）独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法である下請法において勧告又は指導が行われた違反行為等は、後記第8章第2 **3** 違反行為類型別件数のとおりである。下請法においては、独占禁止法の優越的地位の濫用規制とは異なり、支払遅延、減額及び買ったたきの3類型が違反行為類型別の実体規定違反件数の約9割を占めている。ただし、下請法の対象は、親事業者と下請事業者との間の一定の委託取引に限られており（後記第8章第1参照）、そのような限定がない優越的地位の濫用規制とは異なる。

第2表 注意事項の行為類型一覧

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取 引	飲食業者 に対する 納入等取 引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引	その他 の取引	合計
購入・利用強制	1	3	0	0	0	0	0	4
協賛金等の負担 の要請	0	0	0	0	1	0	0	1
従業員等の派遣 の要請	3	0	0	0	0	0	0	3
その他経済上の 利益の提供の要 請	0	7	0	0	0	0	0	7
受領拒否	0	0	0	0	0	0	0	0
返品	2	0	0	0	0	0	0	2
支払遅延	0	3	0	0	0	0	0	3
減額	2	8	0	0	0	0	1	11
取引の対価の一 方的決定	5	2	0	0	0	0	38	45
不当な給付内容の 変更及びやり直し の要請	0	12	0	0	0	0	0	12
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	13	35	0	0	1	0	39	88

(注) 一つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(67件)と行為類型の内訳の合計数(88件)とは一致しない。

## 2 インボイス制度に係る対応

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施に際しては、免税事業者を始めとした事業者の取引環境の整備が求められているところ、これへの対応として、公正取引委員会では、インボイス制度の実施に際して起こり得る、免税事業者に対する一方的な取引価格の引下げや、課税事業者に転換した者に対する一方的な価格の据置きといった行為等、どのような行為が独占禁止法や下請法上問題となるかについての考え方をQ&Aの形で明らかにした。このQ&Aは、令和4年1月19日に関係省庁連名で公表し、その後、同年3月8日に改正を行った。

また、一部の発注事業者が、経過措置(注)により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げ

ると文書で伝えるなど一方的に通告を行ったことについて、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、令和5年度においては40件の注意を行った。

(注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。

(インボイス制度に係る対応については、下記リンクを参照のこと。)

<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>



### 3 中小企業等の価格転嫁円滑化に向けた取組

中小企業等が労務費、原材料価格、エネルギーコストの上昇分を取引価格に適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月27日)が取りまとめられた。そして、同パッケージの内容を踏まえ、後記第9章のとおり、公正取引委員会は各種の取組を実施してきた。

また、取引先の中小企業等からの労務費、原材料価格及びエネルギーコストの上昇による取引価格の引上げ要請について、一部の品目の値上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがある発注事業者に対して、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、令和5年度においては5件の注意を行った。



## 第8章 下請法に関する業務

### 第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（同法第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（同法第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（同法第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買ったたき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講ずるよう勧告する旨を定めている（同法第7条）。

なお、公正取引委員会は、こうした下請法違反行為の未然防止を図る観点から、下請法の普及啓発に関する取組を行っている（第9章参照）。

### 第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的な調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5-1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表及び附属資料5-2表参照）。

#### 1 定期調査

公正取引委員会は、令和5年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者8万名（製造委託等（注1）4万6900名、役務委託等（注2）3万3100名）及びその下請事業者33万名（製造委託等19万9138名、役務委託等13万862名）を対象に定期調査を実施した（第1表参照）。

(注1) 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	定期調査実施件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
令和5年度		80,000	330,000
	製造委託等	46,900	199,138
	役務委託等	33,100	130,862
令和4年度		70,000	300,000
	製造委託等	37,993	176,799
	役務委託等	32,007	123,201
令和3年度		65,000	300,000
	製造委託等	37,280	169,318
	役務委託等	27,720	130,682
令和2年度		60,000	300,000
	製造委託等	36,128	196,879
	役務委託等	23,872	103,121
令和元年度		60,000	300,000
	製造委託等	35,810	200,190
	役務委託等	24,190	99,810

## 2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

### (1) 新規着手件数

令和5年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は8,232件である。このうち、定期調査により職権探知したものは8,120件、下請事業者等からの申告によるものは112件である（第2表及び附属資料5-2表参照）。

### (2) 処理件数

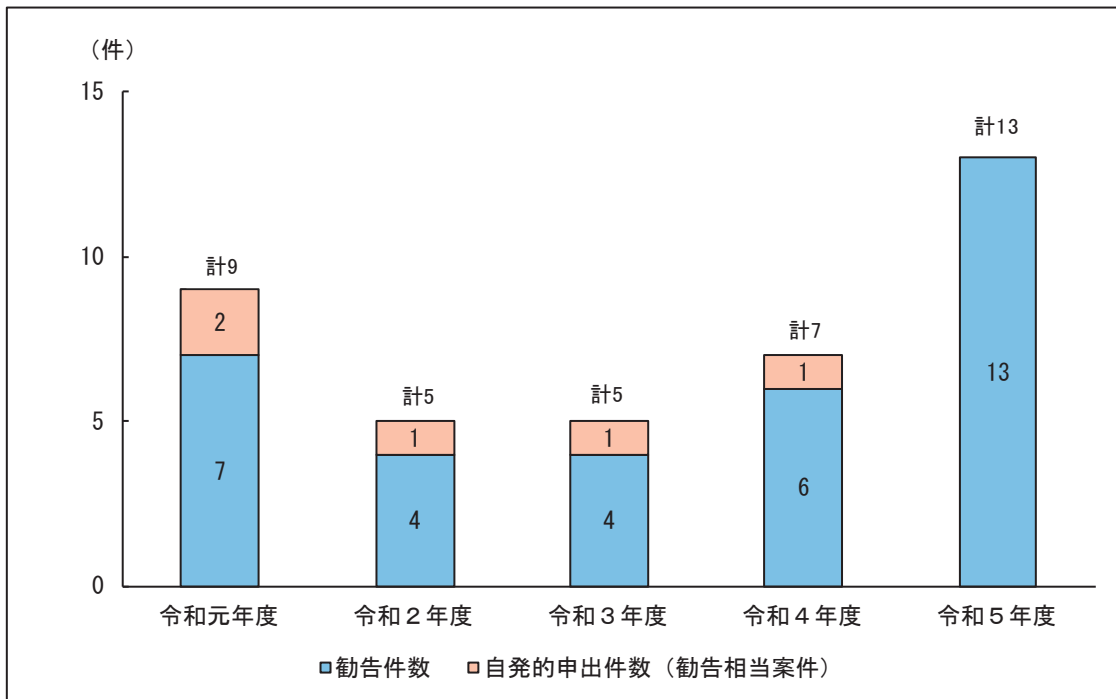
令和5年度においては、公正取引委員会は、8,328件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、8,281件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち13件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、8,268件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第2表、第1図及び附属資料5-2表参照）。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

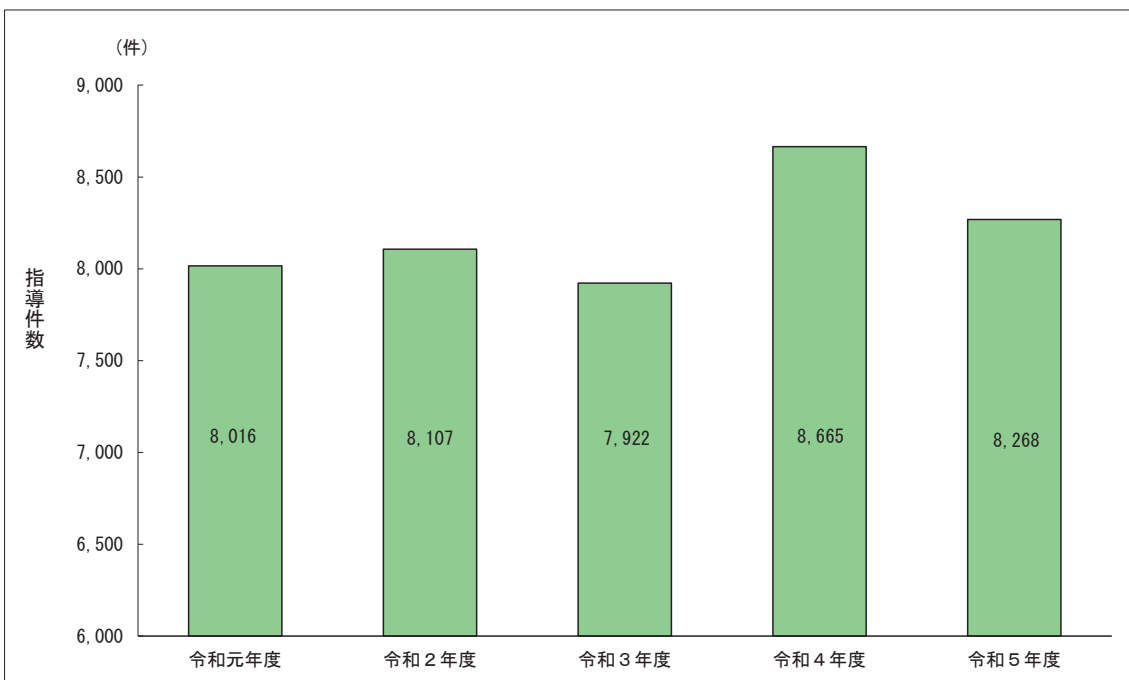
(単位：件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
令和5年度	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605

第1図 下請法の事件処理件数の推移



(注) 自発的の申出事案については後記 5 参照。



### 3 違反行為類型別件数

令和5年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条、第5条又は第9条違反）は6,710件（違反行為類型別件数の延べ合計の49.8%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（同法第3条違反）が



6,151件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（同法第5条違反）が556件、同法第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したもの（同法第9条第1項違反）が3件である。また、実体規定違反（同法第4条違反）は、6,753件（違反行為類型別件数の延べ合計の50.2%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が3,995件（実体規定違反件数の合計の59.2%）、下請代金の減額（同項第3号違反）が1,090件（同16.1%）、買ったたき（同項第5号違反）が879件（同13.0%）となっている（第3表及び附属資料5-3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

（単位：件、％）

違反行為類型	年度	令和5年度			令和4年度			令和3年度		
		製造委託等	役務委託等		製造委託等	役務委託等		製造委託等	役務委託等	
実体規定違反	受領拒否 （第4条第1項第1号違反）	48 (0.7)	43 (1.0)	5 (0.2)	49 (0.7)	36 (0.8)	13 (0.5)	48 (0.6)	40 (0.8)	8 (0.3)
	下請代金の支払遅延 （第4条第1項第2号違反）	3,995 (59.2)	2,352 (53.5)	1,643 (69.7)	4,069 (57.3)	2,273 (52.3)	1,796 (65.3)	4,900 (62.2)	2,909 (57.9)	1,991 (69.9)
	下請代金の減額 （第4条第1項第3号違反）	1,090 (16.1)	827 (18.8)	263 (11.2)	1,273 (17.9)	860 (19.8)	413 (15.0)	1,195 (15.2)	826 (16.4)	369 (12.9)
	返品 （第4条第1項第4号違反）	21 (0.3)	20 (0.5)	1 (0.0)	22 (0.3)	19 (0.4)	3 (0.1)	11 (0.1)	9 (0.2)	2 (0.1)
	買ったたき （第4条第1項第5号違反）	879 (13.0)	558 (12.7)	321 (13.6)	913 (12.9)	524 (12.1)	389 (14.1)	866 (11.0)	493 (9.8)	373 (13.1)
	購入・利用強制 （第4条第1項第6号違反）	41 (0.6)	20 (0.5)	21 (0.9)	50 (0.7)	31 (0.7)	19 (0.7)	48 (0.6)	29 (0.6)	19 (0.7)
	報復措置 （第4条第1項第7号違反）	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.1)	3 (0.1)	1 (0.0)	12 (0.2)	9 (0.2)	3 (0.1)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 （第4条第2項第1号違反）	61 (0.9)	60 (1.4)	1 (0.0)	71 (1.0)	61 (1.4)	10 (0.4)	72 (0.9)	62 (1.2)	10 (0.4)
	割引困難な手形の交付 （第4条第2項第2号違反）	197 (2.9)	187 (4.3)	10 (0.4)	225 (3.2)	211 (4.9)	14 (0.5)	293 (3.7)	282 (5.6)	11 (0.4)
	不当な経済上の利益の提供要請 （第4条第2項第3号違反）	348 (5.2)	292 (6.6)	56 (2.4)	349 (4.9)	278 (6.4)	71 (2.6)	332 (4.2)	290 (5.8)	42 (1.5)
不当な給付内容の変更・やり直し （第4条第2項第4号違反）	73 (1.1)	38 (0.9)	35 (1.5)	73 (1.0)	52 (1.2)	21 (0.8)	101 (1.3)	79 (1.6)	22 (0.8)	
小計（注）	6,753 (100)	4,397 (100)	2,356 (100)	7,098 (100)	4,348 (100)	2,750 (100)	7,878 (100)	5,028 (100)	2,850 (100)	
手続規定違反	発注書面不交付・不備 （第3条違反）	6,151	4,149	2,002	6,697	4,271	2,426	5,401	3,703	1,698
	書類不保存等 （第5条違反）	556	335	221	834	492	342	732	450	282
	虚偽報告等 （第9条第1項違反）	3	3	0	0	0	0	0	0	0
	小計	6,710	4,487	2,223	7,531	4,763	2,768	6,133	4,153	1,980
合計	13,463	8,884	4,579	14,629	9,111	5,518	14,011	9,181	4,830	

（注）（ ）内の数値は、実体規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計

は必ずしも100.0とならない。

#### 4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和5年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者174名から、下請事業者6,122名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額37億2789万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては、①下請代金の減額事件において、親事業者は総額33億2274万円を下請事業者に返還し、②下請代金の支払遅延事件において、親事業者は遅延利息等として総額2億4795万円を下請事業者に支払い、③返品事件において、親事業者は総額6968万円相当の商品を下請事業者から引き取るなどし、④不当な経済上の利益の提供要請事件において、親事業者は総額4770万円の利益提供分を下請事業者に返還した（第4表及び第2図参照）。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数(注1)	返還等を受けた下請事業者数(注1)	原状回復の金額(注2)
減額	令和5年度	57名	3,747名	33億2274万円
	令和4年度	64名	4,046名	8億5561万円
	令和3年度	65名	2,561名	3億3909万円
	令和2年度	71名	3,858名	3億7155万円
	令和元年度	104名	4,087名	17億6191万円
支払遅延	令和5年度	87名	1,800名	2億4795万円
	令和4年度	95名	1,836名	1億4064万円
	令和3年度	105名	2,970名	1億2035万円
	令和2年度	126名	2,340名	9364万円
	令和元年度	132名	2,931名	3億2026万円
返品	令和5年度	10名	330名	6968万円
	令和4年度	8名	266名	1億1512万円
	令和3年度	3名	3名	5676万円
	令和2年度	4名	33名	1168万円
	令和元年度	11名	106名	6億6438万円
不当な経済上の利益の提供要請	令和5年度	14名	201名	4770万円
	令和4年度	9名	140名	1865万円
	令和3年度	7名	58名	978万円
	令和2年度	10名	84名	5923万円
	令和元年度	8名	229名	2556万円
やり直し等	令和5年度	2名	2名	3136万円
	令和4年度	1名	3名	16万円
	令和3年度	2名	10名	488万円
	令和2年度	3名	37名	323万円
	令和元年度	2名	4名	49万円
購入等強制	令和5年度	2名	40名	844万円
	令和4年度	(注3) -	-	-
	令和3年度	-	-	-
	令和2年度	-	-	-
	令和元年度	4名	94名	61万円
有償支給原材料等の対価の早期決済	令和5年度	2名	2名	1万円
	令和4年度	1名	1名	1万円
	令和3年度	4名	14名	138万円
	令和2年度	1名	1名	50万円
	令和元年度	3名	5名	6万円

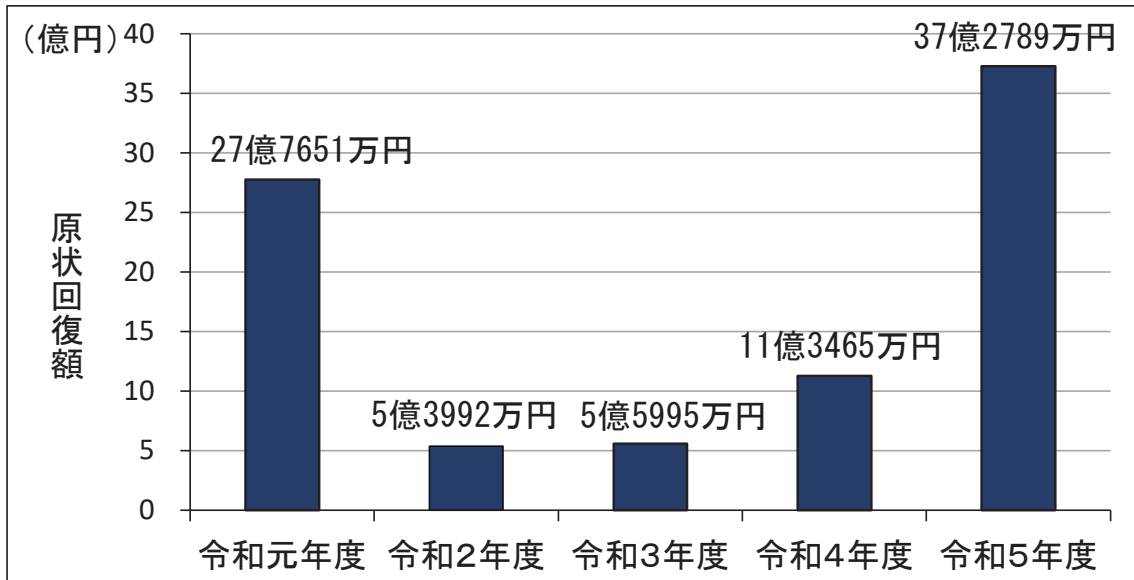
違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数(注1)	返還等を受けた下請事業者数(注1)	原状回復の金額(注2)
買ったたき	令和5年度	-	-	-
	令和4年度	1名	1名	302万円
	令和3年度	-	-	-
	令和2年度	-	-	-
	令和元年度	2名	2名	3万円
受領拒否	令和5年度	-	-	-
	令和4年度	1名	1名	139万円
	令和3年度	1名	9名	2767万円
	令和2年度	1名	1名	5万円
	令和元年度	1名	1名	208万円
割引困難な手形の交付	令和5年度	-	-	-
	令和4年度	-	-	-
	令和3年度	-	-	-
	令和2年度	-	-	-
	令和元年度	1名	10名	109万円
合計	令和5年度	174名	6,122名	37億2789万円
	令和4年度	180名	6,294名	11億3465万円
	令和3年度	187名	5,625名	5億5995万円
	令和2年度	216名	6,354名	5億3992万円
	令和元年度	268名	7,469名	27億7651万円

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注2) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。

第2図 原状回復の状況



## 5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表（[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\\_tetsuduki/081217.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html)））。

令和5年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は39件であり（第5表参照）、同年度に処理した自発的な申出は39件であった。同年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者2,158名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額7770万円相当の原状回復が行われた（注）。

（注）前記4記載の金額に含まれている。

第5表 自発的な申出の件数

（単位：件）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
78	24	32	23	39

## 6 勧告事件及び主な指導事件

令和5年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

### (1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
家庭電気製品の販売業 (5.6.29勧告)	<p>㈱ノジマは、令和元年7月から令和4年10月までの間、次のアからカまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 「拡売費」の額</li> <li>イ 「物流協力金」の額</li> <li>ウ 「セールリベート」の額</li> <li>エ 「キャッシュリベート」の額</li> <li>オ 「オープンセール助成」の額</li> <li>カ 「発注手数料」の額</li> </ul> <p>減額金額は、下請事業者2名に対し、総額7310万9046円であり、㈱ノジマは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
パワー半導体製品の販売業 (5.11.30勧告)	<p>サンケン電気㈱は、遅くとも令和3年7月1日から令和5年10月27日までの間、一部の下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由に廃棄等の希望を伝えられる等していたにもかかわらず、自社が所有する金型を下請事業者は無償で保管させるとともに金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>サンケン電気㈱は勧告前に、下請事業者16名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、総額1136万9160円を下請事業者に支払っている。</p>	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
菓子等の製造販売業 (5.12.22勧告)	<p>㈱伊藤軒は、令和4年6月から令和5年5月までの間、次の行為を行っていた。</p> <p>① 下請代金の減額 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、次のアからオまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「春夏協賛」の額 イ 「秋冬協賛」の額 ウ 「支払手数料」の額のうち下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、伊藤軒が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額 エ 「特別値引き」の額 オ 「クレーム処理代」の額</p> <p>② 返品 ア 下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。 イ 下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者66名に対し、総額837万460円であり、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者50名に対し、総額66万1650円であり、㈱伊藤軒は勧告前にこれらの金額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>①第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ②第4条第1項第4号（返品の禁止）</p>
自動車部品の製造販売業 (6.1.23勧告)	<p>㈱メタルテックは、令和4年5月から令和5年6月までの間、原材料を加工する際に生じる鉄スクラップを下請事業者が売却すれば得られるであろう対価の一部を、「屑（くず）費」と称して、下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者5名に対し、総額6193万7555円である。</p>	<p>第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p>
紙パルプ加工品等の製造販売業 (6.2.15勧告)	<p>王子ネピア㈱は、令和3年度分の発注において、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>発注取消しにより下請事業者が負担した費用相当額は、下請事業者1名に対し、2622万7735円超であり、王子ネピア㈱は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>第4条第2項第4号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）</p>
一般貨物自動車運送、貨物利用運送業 (6.2.21勧告)	<p>ダイオーロジスティクス㈱は、令和3年1月から令和4年8月までの間、下請事業者に委託する貨物の運送と直接関係がないにもかかわらず、自社が提供する貨物の運送の利用を余儀なくさせていた。</p> <p>利用させた金額は、下請事業者2名に対し、総額6995万7800円であり、ダイオーロジスティクス㈱は勧告前に、自社が提供する貨物の運送を利用させることにより得ていた利益相当額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）</p>
自動車空調システム等の製造販売業 (6.2.28勧告)	<p>サンデン㈱は、遅くとも令和4年1月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型及び治具について、当該金型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自社が所有する金型及び治具を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>サンデン㈱は勧告前に、無償保管を行わせたことによる費用相当額の一部を下請事業者に支払っている。</p>	<p>第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>
自動車等の製造販売業 (6.3.7勧告)	<p>日産自動車㈱は、令和3年1月から令和5年4月までの間、「割戻金」を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者36名に対し、総額30億2367万6843円であり、日産自動車㈱は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p>

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
<p>食料品等の販売業 (6.3.12勧告)</p>	<p>コストコホールセールジャパン(株)は、次の行為を行っていた。</p> <p>① 下請代金の減額 次のア及びイの行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 令和3年11月から令和5年10月までの間、「クーポンサポート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 イ 令和3年11月から令和5年6月までの間、「オープニングサポート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。</p> <p>② 返品 令和3年11月から令和5年12月までの間、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。 減額金額は、下請事業者20名に対し、総額3350万3828円であり、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者11名に対し、総額199万8476円であり、コストコホールセールジャパン(株)は勧告前にこれらの金額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>①第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ②第4条第1項第4号（返品の禁止）</p>
<p>中古自動車の販売業 (6.3.15勧告)</p>	<p>(株)ビッグモーターは、次の行為を行っていた。</p> <p>① 買ったたき 令和3年12月頃、「借入金利、陸送費など事業活動に必要なあらゆる経費は、しつこいぐらい値切る」との方針の下、下請事業者1名に対し、コーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来価格から27.7パーセント引き下げた単価を設定した。</p> <p>② 購入等強制 令和3年12月頃から令和5年4月頃までの間、「取引先には自動車の購入及び車検の紹介をお願いする」との方針の下、下請事業者9名に対し、車両を買い取らせ、又は自社で車検を受けさせたほか、自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険を契約させていた。</p> <p>③ 不当な経済上の利益の提供要請 遅くとも令和3年8月頃から令和5年6月頃までの間、環境整備点検対策として、店舗の掃除、雑草の除去、展示車両のタイヤへのワックスがけなどを無償で行わせていたほか、新店舗オープンに当たって花輪若しくは生花に係る協賛金を提供させ、又は追加作業である車内清掃作業におけるペットの毛の除去を無償で行わせることにより、下請事業者5名に対し、経済上の利益を提供させていた。</p>	<p>①第4条第1項第5号（買ったたきの禁止） ②第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止） ③第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>
<p>中古自動車の販売業 (6.3.15勧告)</p>	<p>(株)ビーエムハナテンは、令和4年4月頃から令和5年1月頃までの間、下請事業者3名に対し、自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険を契約させていた。</p>	<p>第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）</p>
<p>消費者等に販売する婦人服等の製造業 (6.3.19勧告)</p>	<p>(株)Gioは、次の行為を行っていた。</p> <p>① 令和4年1月から令和5年5月までの間、下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引（1.5%）」と称する額を、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>② 令和4年1月から令和5年6月までの間、下請事業者に製造を委託している商品のうち、商品のサンプルが納期に遅延したこと、商品に瑕疵があったこと等を理由として、下請代金の支払を保留した商品について、値引きの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者14名に対し、総額8205万2292円であり、(株)Gioは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p>

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
産業用モータの製造販売業 (6.3.25勧告)	ニデックテクノモータ㈱は、遅くとも令和4年5月1日以降、下請事業者に貸与していた自社等が所有する金型等について、自社も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、無償で保管させるとともに金型等の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 ニデックテクノモータ㈱は勧告前に、下請事業者44名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、総額1812万4480円を支払っている。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

## (2) 主な指導事件

違反行為等の概要	関係法条
仮設ユニットの製造に使用する部材の製造等を下請事業者に委託しているA社は、自社の保管スペースの不足などを理由として、発注時に定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止)
自社が運営するテーマパーク等で販売するPB商品の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者が納入した商品に関して、納入された時点では受領した日とみなさず、一般消費者に販売した時点を受領した日とみなす消化仕入取引を行っていたため、当該商品を受領した日の経過後なお下請代金を支払っていなかった。 (注) 一般消費者に販売した日を下請事業者の給付を受領した日とみなして支払期日を決める消化仕入取引においては、下請代金の支払期日が定められておらず、下請法第2条の2第2項の規定により、下請事業者の給付を受領した日が下請代金の支払期日と定められたものとみなされるため、親事業者はその日のうちに下請代金を支払う必要がある。	第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)
機械工具等の製造等を下請事業者に委託しているC社は、下請代金の支払につき電子記録債権で支払う場合、下請代金の額から電子記録債権の発生記録手数料(電子記録債権の発生記録請求を行った際に金融機関に支払う手数料)を差し引いて支払っていた。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
自社が運営するホームセンターで販売するPB商品の製造等を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者から納入された商品について、販売後、顧客から商品に不具合があると理由で返品を受けた場合、当該商品を下請事業者に返品していた。	第4条第1項第4号 (返品の禁止)
荷主から請け負う食料品の運送を下請事業者に委託しているE社は、一部の事業所において、人件費、燃料費等の運送業務に係るコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で回答することなく取引価格を据え置き、また、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく取引価格を据え置いていた。	第4条第1項第5号 (買ったたきの禁止)
自社が運営する宿泊施設等で販売するオリジナル商品の製造等を下請事業者に委託しているF社は、発注担当部署を通じて、下請事業者に対し、自社が開催事務局を運営しているプロスポーツ大会の観戦チケットを購入させていた。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)
精米の加工を下請事業者に委託しているG社は、一部の発注取引において、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、製造加工し、納品するまでの期間を考慮せずに下請代金の支払期日と有償支給原材料の対価の決済期日を設定していた。	第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)
エアゾール製品、特殊潤滑剤等の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日(繊維業以外の業種において認められる手形期間)を超える手形(最長150日)を交付していた。	第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付の禁止)
原稿の執筆等を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、発注時に発注書面を交付しておらず、納期等の条件が明確でないまま作業を進めさせ、後日になって納期を伝えたところ、その時点で下請事業者が想定していた納期では納品が間に合わないこととなったことから、発注を取り消すこととしたが、当該発注取消しによって下請事業者が生じた費用を一部しか負担していなかった。	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)





## 第9章 適切な価格転嫁の実現に向けた取組

### 第1 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を踏まえた「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」に関する業務

#### 1 概説

公正取引委員会は、令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月30日、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、従来にない取組を進めてきた。その上で、令和5年3月1日、当委員会は、新たに「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適切な価格転嫁の実現に向けて、更なる取組方針を取りまとめた。

具体的には、①独占禁止法の執行強化、②下請法の執行強化等、③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底等を実施した（詳細は後記 2 から 4 までを参照）。

○【特設ウェブサイト】「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13342334/www.jftc.go.jp/partnership\\_package/index.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13342334/www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html)



○令和3年12月27日公表「「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」について」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211227.html>



○令和4年3月30日公表「「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について」

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330\\_kigyoutorihikika\\_01.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330_kigyoutorihikika_01.html)



○令和5年3月1日公表「「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について」

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301\\_r5actionplan.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301_r5actionplan.html)



## 2 独占禁止法の執行強化

### (1) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の実施

公正取引委員会は、令和4年、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇を取引価格に反映しない取引が疑われる事案が発生していると見込まれる22業種について、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査（以下「令和4年緊急調査」という。）を行い、同年12月27日に調査結果を取りまとめ、公表した。

令和5年においては、令和4年緊急調査の結果等を踏まえ、11万名を超える事業者に対して「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和5年特別調査」という。）を行い、同年12月27日に結果を取りまとめ、公表した。

具体的には、令和5年5月に受注者・発注者の双方の立場での回答を求める第1回書面調査（11万名）を、同年8月に当該書面調査の結果を踏まえた第2回書面調査（受注者から名前の挙げた発注者3,064名）を実施した。また、令和4年緊急調査において注意喚起文書の送付対象となった4,030名に対して、フォローアップ書面調査を実施した。これらの書面調査を踏まえて立入調査を349件実施し、独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ20）に該当する行為が認められた事業者8,175名に注意喚起文書を送付した。さらに、令和4年緊急調査において事業者名公表の対象となった13名に対して、フォローアップ調査を実施した。当該フォローアップ調査の結果、当該13名は、価格転嫁に関する取組により、全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めているものと認められるが、その取組の現場への浸透が不十分な事業者も認められるところ、そのような事業者にあっては、事業者全体としての価格転嫁円滑化に関する方針の徹底（ガバナンスの改善）が求められることから、当該13名に対し、各事業者における価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）の内容等を個別に説明した。

令和5年特別調査の結果を踏まえた事業者名の公表については、令和5年11月8日に公表した「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」（以下「公表方針」という。）に基づき、事業者名公表に係る個別調査の対象となり得ると認められる発注者に対し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で個別調査を実施し、当該個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表することとした。

公表方針に基づき、令和5年特別調査において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙げた発注者に対して、令和5年11月以降、その旨を説明し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等による個別調査を実施した。

個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者10名については、令和6年3月15日、独占禁止法第43条の規定に基づき、そ

の事業者名を公表した。

○令和5年12月27日公表「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について」



[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227\\_tokubetucyosakekka.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227_tokubetucyosakekka.html)

○令和5年11月8日公表「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」



[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.iftc.go.jp/partnership\\_package/231108hoshin.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.iftc.go.jp/partnership_package/231108hoshin.pdf)

○令和6年3月15日公表「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表について」



<https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240315kaka-kutenka.html>

## (2) 荷主と物流事業者との取引に関する調査の実施

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を行っている。当委員会は、荷主3万名、物流事業者4万名を対象とした書面調査をそれぞれ実施し、さらに、コスト上昇分の協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について、荷主101名に対する立入調査を実施し、令和4年9月に開始した荷主と物流事業者との取引に関する調査の結果を取りまとめ、令和5年6月1日に公表した。当委員会は、同調査において、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主777名に対し、注意喚起文書を送付した。

また、令和5年においても荷主と物流事業者との取引に関する調査を実施しており、同年9月29日に荷主を対象とした調査票を3万通送付し、令和6年1月12日に物流事業者を対象とした調査票を4万通送付した。

○令和5年6月1日公表「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について」



[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230601\\_r4buttokuchousakekka.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230601_r4buttokuchousakekka.pdf)

### 3 下請法の執行強化等

#### (1) 重点業種における立入調査の実施

公正取引委員会は、令和5年5月30日、令和4年度における下請法の処理状況等を踏まえ、令和5年度における下請法上の重点立入業種として、情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の5業種を選定した。

また、公正取引委員会は、令和5年5月30日から令和6年3月末日までの間、これらの業種の事業者に対し、138件の重点的な立入調査を実施した。

○令和5年5月30日公表「令和5年度における重点立入業種の選定について」



<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/may/230530r5juten.html>

#### (2) 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組の実施

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法違反行為の再発防止が不十分と認められる事業者に対し指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていることとしている。

公正取引委員会は、令和5年度において、14件、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めた。

#### (3) 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

法違反等が多く認められる27業種における取引適正化に向けた取組強化の把握のため、令和5年9月20日、公正取引委員会及び中小企業庁は、事業所管省庁と連名により、当該業種の関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検の実施を要請し、令和6年1月18日、法遵守状況の自主点検フォローアップ結果として取りまとめた。

○令和6年1月18日公表「法遵守状況の自主点検フォローアップ結果について」



[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240118\\_jisyutenkenfollowup.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240118_jisyutenkenfollowup.html)

#### 4 独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

##### (1) 法律上問題となり得る取引価格の据置きに関する考え方の周知

公正取引委員会は、令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）を改正するとともに、同年2月16日、当委員会ウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」に新たにQ&Aを追加し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、下請法上の買ったとき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあり、後記の①及び②の二つの行為がこれに該当することを明確化した。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと  
（注）下請法運用基準は、前記の「取引の相手方」を「下請事業者」としている。

前記の下請法運用基準の改正等において、

- ・ ①に該当する行為については、多くの場合、発注者のほうが取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であることから、明示的に協議を行わないことを、
- ・ ②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であることから、書面等による回答を行わないことを、

それぞれ下請法上の買ったとき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがある行為として挙げている。

公正取引委員会は、発注側の大企業、受注側の中小事業者等を含め、取引の当事者となる事業者への周知徹底を図るため、経済団体等との意見交換の場を設けて、傘下の団体・事業者等への周知について働きかけを行った。

## (2) 相談対応及び情報収集の実施

公正取引委員会では、全国の相談窓口において、下請法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和5年度においては、下請法に関する相談1万6204件、優越的地位の濫用に関する相談4,813件の合計2万1017件の相談に対応した。また、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を通じ、フリーダイヤル経由でも電話相談に対応した。さらに、中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を実施した。

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年に中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」を設置し、買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を受け付けているところ、令和5年度は、当委員会に対して891件の情報が寄せられた。

○違反行為情報提供フォーム（買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/sou/dan/jyohoteikyo/kaitataki.html>



## (3) 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

### ア 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。令和5年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

○下請取引適正化推進講習動画について

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13481826/www.jftc.go.jp/event/kousyukai/r3\\_suishinkousyuukai\\_douga.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13481826/www.jftc.go.jp/event/kousyukai/r3_suishinkousyuukai_douga.html)



### イ 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、公正取引委員会及び経済産業省は、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。令和5年度においては、関係事業者団体約1,700団体に対し、令和5年12月8日に要請を行った。

○令和5年12月8日公表「下請取引の適正化について」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231208/nenmatuyousei.html>



#### ウ 下請代金の支払の適正化に向けた取組

公正取引委員会は、手形、一括決済方式又は電子記録債権（以下「手形等」という。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められるサイトの基準について、繊維業は90日、その他の業種は120日とし、親事業者がこれを超える長期の手形等を支払手段として用いる場合、割引困難な手形（一括決済方式又は電子記録債権の場合は支払遅延）に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきた。

今般、公正取引委員会は、業界の商慣行、親事業者と下請事業者との取引関係、近年の金融情勢等を総合的に勘案し、手形等が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準及び指導方針を変更し、ほぼ妥当と認められるサイトの基準について60日にすることとし、令和6年2月28日から同年3月28日まで、関係各方面から意見を募集した。

#### エ コンプライアンス確立への積極的支援・下請取引等改善協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、①下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習、②下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした事例研究を中心とした応用的な内容に関する応用講習、③業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習、④事業者団体が開催する研修会等への出講を実施しているところ、令和5年度においても、これらの取組を実施した。

また、公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱しているところ、令和5年度においては、下請取引等改善協力委員から、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇に伴う下請代金の見直し等について意見聴取を行った。

## 第2 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に関する業務

### 1 概説

公正取引委員会は、令和5年5月から労務費の転嫁に重点を置いた令和5年特別調査を行い、これを踏まえて、同年11月29日、内閣官房とともに「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「本指針」という。）を策定、公表した。

本指針では、発注者と受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針

として取りまとめた。また、留意すべき点として、本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処していく旨明記した。

## 2 周知徹底

公正取引委員会は、内閣官房及び中小企業庁とともに、令和5年12月から令和6年1月までにかけて、全国8ブロックで本指針の内容・活用方法に関する事業者向けの説明会を実施するなどの取組を行った。

また、公正取引委員会は、令和5年12月27日、労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を広く受け付けるため、受注者が匿名で情報提供できる「労務費の転嫁に関する情報提供フォーム」を設置し、令和6年3月末までに69件の情報が寄せられた。

○令和5年11月29日公表「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について」

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129\\_romuhitenka.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129_romuhitenka.html)



○「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



○労務費の転嫁に関する情報提供フォーム

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/romuhitenka.html>





## 第10章 フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する業務

### 第1 概説

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、令和5年4月28日に成立し、同年5月12日に公布された。同法は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合、業務委託事業者に特定受託事業者への給付の内容等の明示（同法第3条）を義務付け、特定業務委託事業者に支払期日の設定及び当該期日までの報酬の支払い（同法第4条）を義務付けているほか、特定業務委託事業者が、特定受託事業者に対し、政令で定める期間以上の期間行う業務委託をした場合、特定業務委託事業者の禁止事項として、①受領拒否（同法第5条第1項第1号）、②報酬の減額（同項第2号）、③返品（同項第3号）、④買ったとき（同項第4号）、⑤物の購入強制・役務の利用強制（同項第5号）、⑥不当な経済上の利益の提供要請（同条第2項第1号）及び⑦不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第2号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、業務委託事業者又は特定業務委託事業者に対し、必要な措置を採るべきことを勧告する旨（同法第8条）及び正当な理由なく勧告に従わない場合には命令を行う旨（同法第9条第1項）を定めている。

### 第2 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、特定受託事業者に係る取引の適正化等を図るものであるところ、特定受託事業者に係る取引実態は業種によって様々であることから、各業種に関する取引実態を踏まえ、同法の施行に向けて政令又は公正取引委員会規則で定めることとされている事項について検討を行うことなどを目的として、「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」を開催した。同検討会では、令和5年8月以降、7回にわたって検討を行い、公正取引委員会は、令和6年1月19日に「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」報告書を公表した。

（詳細については令和6年1月19日報道発表資料「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」報告書について」を参照のこと。）

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240119\\_1\\_fl\\_report.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240119_1_fl_report.html)



### 第3 フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発等

---

公正取引委員会は、特定受託事業者に係る取引の適正化等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知等の法違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

#### 1 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る説明会等

##### (1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、令和5年度においては、合計6回の説明会を実施した。

##### (2) 講師派遣

公正取引委員会は、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、令和5年度においては、職員を15回派遣した。

#### 2 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る広報

##### (1) ポスター

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和5年5月に公布されたこと及び令和6年秋頃までに施行されることを広く周知することを目的として、特定受託事業者及び業務委託事業者向けポスターを作成し、事業者団体等に配布した。

##### (2) 動画

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法に対する特定受託事業者及び業務委託事業者の理解を深めることを目的として、同法の内容を解説する動画を作成し、当委員会のウェブサイト上及び公正取引委員会 YouTube 公式チャンネル (<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel/>) に掲載し、配信した。

##### (3) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトに「フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組」を設け、ポスター、動画等の資料、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するQ&A等を掲載した。

## 第11章 消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

### 第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者の禁止行為として、①減額又は買ったとき（同法第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（同条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（同条第3号）、④報復行為（同条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（同法第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（同法第6条）。

なお、消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、同法附則第2条第2項の規定に基づき、失効前に行われた違反行為に対する調査、指導、勧告等の規定については、失効後もなお効力を有するとされていることから、失効前に行われた転嫁拒否行為には、引き続き迅速かつ的確に対処していく。

### 第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

#### 1 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。令和5年度においては、143件の相談に対応した。

#### 2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等

##### (1) 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施し、転嫁拒否行為に対しては、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ的確に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、違反行為を行った特定事業者の名称、違反行為の概要等を公表している。

令和5年度においては、2件について指導を行った（第1表参照）。

第1表 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

(単位：件)

	勧告	指導
令和5年度	0 ( 0 )	2 ( 0 )
令和4年度	0 ( 0 )	161 ( 10 )
累 計 (注1)	59 (13)	3,846 (209)

(注1) 平成25年10月から令和6年3月までの累計である。

(注2) ( ) 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳（業種別）

(単位：件)

業種	令和5年度			令和4年度			累計 (注3)		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	0	0	0	0	23	23	5	457	462
製造業	0	0	0	0	19	19	2	841	843
情報通信業	0	1	1	0	20	20	9	343	352
運輸業（道路貨物運送業等）	0	0	0	0	7	7	2	197	199
卸売業	0	0	0	0	11	11	1	265	266
小売業	0	0	0	0	14	14	13	416	429
不動産業	0	0	0	0	6	6	9	209	218
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	1	1	0	5	5	1	171	172
学校教育・教育支援業	0	0	0	0	12	12	4	128	132
その他 (注4)	0	0	0	0	44	44	13	819	832
合 計	0	2	2	0	161	161	59	3,846	3,905

(注3) 平成25年10月から令和6年3月までの累計である。

(注4) 「その他」は、娯楽業、金融・保険業等である。

(注5) 複数の業種にわたる場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。

## (2) 行為類型別件数

令和5年度において指導が行われた違反行為を行為類型別にみると、買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が2件となっている（第3表参照）。

**第3表 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）**

(単位：件)

行為類型	令和5年度			令和4年度			累計（注6）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	0	0	0	0	19	19	6	433	439
買ったたき	0	2	2	0	157	157	57	3,413	3,470
役務利用又は利益提供の要請	0	0	0	0	0	0	0	70	70
本体価格での交渉の拒否	0	0	0	0	0	0	0	275	275
勧告・指導件数（注7）	0	2	2	0	161	161	59	3,846	3,905

（注6）平成25年10月から令和6年3月までの累計である。

（注7）1事業者に対して複数の行為について措置を採っている場合があるため、各行為類型の件数の合計値は、「勧告・指導件数」と一致しない。

**(3) 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況**

令和5年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者3名から、特定供給事業者104名に対し、総額1257万円の原状回復が行われた（第4表参照）。

**第4表 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況**

	令和5年度	令和4年度	累計（注8）
原状回復を行った特定事業者数	3名	215名	2,487名
原状回復を受けた特定供給事業者数	104名	7,077名	298,338名
原状回復額（注9）	1257万円	4億1497万円	92億1887万円

（注8）平成26年4月から令和6年3月までの累計である。

（注9）原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

**3 消費税の転嫁拒否等の行為に係る考え方の周知**

**(1) 「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の掲載**

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえて、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を作成の上、当委員会ウェブサイト上に掲載している。

**(2) 消費税転嫁対策特別措置法の失効後における転嫁拒否等の行為に係る考え方**

消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月31日をもって失効したが、公正取引委員会は、失効後における転嫁拒否行為に関して、特に注意すべき点について、独占禁止法及び下請法の考え方をQ&A形式で示した「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」を作成し、当委員会ウェブサイト上に掲載している。



## 第12章 国際関係業務

### 第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対して執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。我が国が署名・締結した独占禁止協力協定は、第1表のとおりである。

また、公正取引委員会は、競争当局間の協力・連携の強化に向けて、競争当局間の協力に関する覚書等を締結しており、令和5年度も外国の競争当局との覚書の署名に向けた交渉を行った。

第1表 我が国が署名・締結した独占禁止協力協定

協定名	状況
日米独占禁止協力協定	平成11年10月署名 平成11年10月発効
日欧州共同体独占禁止協力協定	平成15年7月署名 平成15年8月発効
日加独占禁止協力協定	平成17年9月署名 平成17年10月発効

### 第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。令和5年度における協議の開催状況は、第2表のとおりである。

第2表 令和5年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
EU	令和5年4月28日 東京	欧州委員会
フランス	令和5年7月20日 東京	フランス競争委員会
インド	令和5年7月21日 東京	インド競争委員会
韓国	令和5年9月5日 韓国・ソウル	韓国公正取引委員会

### 第3 経済連携協定等への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。

競争政策の観点からは、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。令和5年度においては、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の締結交渉等に参加した。我が国がこれまでに署名・締結した発効済み経済連携協定のうち、第3表に掲げるものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

**第3表 我が国が署名・締結した発効済み経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの**

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	平成14年1月署名 平成14年11月発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	平成16年9月署名 平成17年4月発効
日・マレーシア経済連携協定	平成17年12月署名 平成18年7月発効
日・フィリピン経済連携協定	平成18年9月署名 平成20年12月発効
日・チリ経済連携協定	平成19年3月署名 平成19年9月発効
日・タイ経済連携協定	平成19年4月署名 平成19年11月発効
日・インドネシア経済連携協定	平成19年8月署名 平成20年7月発効
日・ASEAN包括的経済連携協定	平成20年4月署名（注2） 平成20年12月発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	平成20年12月署名 平成21年10月発効
日・スイス経済連携協定	平成21年2月署名 平成21年9月発効
日・インド包括的経済連携協定	平成23年2月署名 平成23年8月発効
日・ペルー経済連携協定	平成23年5月署名 平成24年3月発効



協定名	状況
日・オーストラリア経済連携協定	平成26年7月署名 平成27年1月発効
日・モンゴル経済連携協定	平成27年2月署名 平成28年6月発効
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP協定）	平成30年3月署名（注4） 平成30年12月発効（注5）
日・EU経済連携協定	平成30年7月署名 平成31年2月発効
日・英包括的経済連携協定	令和2年10月署名 令和3年1月発効
地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）	令和2年11月署名（注6） 令和4年1月発効（注7）

（注1）平成19年3月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年9月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

（注2）平成20年4月に我が国及び全ASEAN加盟国の署名が完了した。

（注3）平成20年12月に、我が国、シンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーについて発効した。その後、平成21年1月にブルネイ、同年2月にマレーシア、同年6月にタイ、同年12月にカンボジア、平成22年3月にインドネシア、同年7月にフィリピンについてそれぞれ発効した。

（注4）平成30年3月、我が国、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムにより署名された。その後、令和5年7月に、英国の加入に関する議定書が署名された。

（注5）平成30年12月に、我が国、オーストラリア、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール及びベトナムについて発効した。その後、令和3年9月にペルー、令和4年11月にマレーシア、令和5年2月にチリ、同年7月にブルネイについてそれぞれ発効した。

（注6）令和2年11月に、我が国、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドにより署名された。

（注7）令和4年1月に、我が国、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア及びニュージーランドについて発効した。その後、令和4年2月に韓国、同年3月にマレーシア、令和5年1月にインドネシア、同年6月にフィリピンについてそれぞれ発効した。

## 第4 多国間関係

### 1 国際競争ネットワーク（ICN：International Competition Network）

#### (1) ICNの概要

ICNは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークであり、令和5年度末現在、133か国・地域から145の競争当局が加盟している。また、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（NGA：Non-Governmental Advisors）もICNに参加している。

ICNは、主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により、その活動全体が管理されている。公正取引委員会委員長は、ICNの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

また、公正取引委員会委員が、令和5年6月に、ICNとOECD競争委員会の活動内容の調整役に就任した。同調整役は、ICN及びOECD競争委員会の会合に出席し、相互の活動内容を報告・共有するなどにより、両者の活動内容の重複を防ぐ役割を果たしている。

ICNは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにICNの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、ウェブ会議、質問票、各国・地域の競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、令和2年5月から令和5年10月まで単独行為作業部会の共同議長を務め、同月からはアドボカシー作業部会の共同議長代行を務めている。

また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催している。第22回年次総会は、令和5年10月にスペイン・バルセロナにおいて開催され、公正取引委員会委員及び事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

令和5年度における主な会議の開催状況は、第4表のとおりである。

第4表 令和5年度におけるICNの主な会議の開催状況

会議	期日	場所
チーフ・シニアエコノミストワークショップ	令和5年5月30日～31日	ノルウェー・ベルゲン
第22回年次総会	令和5年10月18日～20日	スペイン・バルセロナ
アドボカシーワークショップ	令和6年2月22日～23日	ケニア・ナイロビ
技術者フォーラム	令和6年3月25日～26日	米国・ワシントンDC

## (2) 各作業部会の活動状況

令和5年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

### ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念等について検討を行う一般的枠組みサブグループ（SG1）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（SG2）が設置されている。

令和5年度、SG1においては、「リニエンシー制度の実務」及び「事件審査における検査妨害」をテーマとしたオンラインセミナーが開催され、公正取引委員会事務総局の職員が参加した。

また、SG2において、公正取引委員会は、平成27年に当委員会の主導により設立された「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」について、引き続きその運用を行った。

## イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の取れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

令和5年度、同作業部会においては、「企業結合審査に関して推奨される慣行」のうち、「非水平型企业結合」の章の作成作業が行われ、公正取引委員会は原案に対して意見の提出を行った。また、「企業結合審査の手法」をテーマとしたオンラインセミナーが開催され、当委員会事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

さらに、公正取引委員会は、平成24年に当委員会の主導により同作業部会の下に設立された「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」について、引き続きその運用を行った。

## ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

令和5年度、同作業部会においては、「支配的地位の濫用に対する緊急的な執行ツール」に係るプロジェクトに基づくアンケート調査が行われ、公正取引委員会からも、我が国の法制度や執行経験について報告した。また、「単独行為に係る競争当局間の協力」をテーマとしたオンラインセミナーが開催され、当委員会事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

## エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、アドボカシー活動（競争唱導・提言）の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

令和5年度、同作業部会においては、世界銀行との共催で、各競争当局のアドボカシー活動の成功例に関する2023年アドボカシーコンテストが開催され、第22回年次総会において授賞式が行われたところ、「競争政策を通じた気候変動課題の解決支援」をテーマとするカテゴリにおいて、公正取引委員会の応募事例である「包括的な競争政策上の取組を通じたGX支援」が、最も優れた取組に選定されて優勝した。

また、第22回年次総会以降、公正取引委員会は、共同議長代行を務めるとともに、「競争当局と規制当局との相互作用プロジェクト」を主導している。

さらに、令和6年2月、アドボカシーワークショップがケニア・ナイロビにおいて開催され、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

## オ 当局有効性作業部会

当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

令和5年度、同作業部会においては、競争当局が明確な目標や戦略を定め、その進捗や有効性を評価する際のベストプラクティスや経験に焦点を当てる「有効性の計

画、監視、測定」に係るプロジェクトに基づくアンケート調査が行われ、公正取引委員会は、当委員会の経験等について報告した。

また、令和5年5月、チーフ・シニアエコノミストワークショップがノルウェー・ベルゲンにおいて開催され、公正取引委員会事務総局の職員が参加した。

## 2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP : Competition Committee)

- (1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、本会合のほか、その下に各種の作業部会を設け、随時会合を行っている。また、競争委員会の各種会合に加え、OECD加盟国以外の国・地域の参加が可能な競争に関するグローバルフォーラムや、アジア太平洋地域の競争当局を対象としたハイレベル会合も随時開催されている。令和5年度における会議の開催状況は、後記(2)及び(3)のとおり（第5表参照）であり、公正取引委員会からは、委員等が出席し、我が国の経験を紹介するなどして、議論に貢献した。

第5表 令和5年度における競争委員会の開催状況

期日	会議
令和5年6月12日～16日	第140回本会合、第75回第2作業部会（競争と規制）、第137回第3作業部会（協力と執行）
令和5年12月4日～8日	第141回本会合、第76回第2作業部会（競争と規制）、第138回第3作業部会（協力と執行）、第22回競争に関するグローバルフォーラム、第8回アジア太平洋競争当局ハイレベル会合

(注) 前記会議の開催場所は、全てフランス・パリである。

- (2) 令和5年6月の第140回本会合においては、①「アルゴリズムと競争」に係るラウンドテーブル、②「消費者厚生基準」に係るラウンドテーブル、③「循環経済における競争」に係るラウンドテーブル、④「デジタル分野の企業結合に係る競争制限のメカニズム」に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年12月の第141回本会合においては、①「競争とイノベーションー競争法執行におけるイノベーションの機能」に係るラウンドテーブル、②「連続買収及びロールアップ」に係るラウンドテーブル、③「競争法執行における市場外の効率性」に係るラウンドテーブル等が行われた。

- (3) 競争委員会に属する各作業部会、競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の令和5年度における主要な活動は、次のとおりである。

ア 第2作業部会では、令和5年6月の会合において、「競争法による介入の利点に関する評価と説明」に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年12月の会合においては、「競争とプロスポーツ」に係るラウンドテーブル等が行われた。

イ 第3作業部会では、令和5年6月の会合において、「将来の効果的なリニエンシー制度：捕捉と抑止の推進」に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年12月の会合においては、「競争当局の最適な設計、組織及び権限」に係るラウンドテーブル等が行われた。

ウ 競争に関するグローバルフォーラム（令和5年12月）においては、①「グローバル化から地域化へ」に係る議論、②「リニエンシー制度の代替手段」に係るラウンドテーブル、③「カルテル審査における経済学的証拠の活用」に係るラウンドテーブル、④「企業結合の問題解消措置の事後評価」に係るラウンドテーブル等が行われた。

エ アジア太平洋競争当局ハイレベル会合（令和5年12月）においては、「競争政策と環境の考慮」に関する議論等が行われた。

### 3 G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット

公正取引委員会は、令和5年11月、東京において、内閣官房デジタル市場競争本部事務局と連携して、G7の競争当局（注1）及び政策立案者（ポリシーメイカー）（注2）（以下まとめて「G7の競争当局等」という。）のトップ等が出席する「G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット」を開催した（注3）。

同サミットでは、公正取引委員会委員長が議長を務めるとともに、当委員会事務総局の幹部が出席した。同サミットにおいては、①デジタル分野における競争当局にとっての優先事項・課題及びアプローチ、②デジタルの競争分野における政策取組と枠組の最新状況、③デジタル分野の競争における法律・規制手段の立案及び執行に係る共通の問題や課題、並びに④活動の場を広げるビッグテックにどう対処するかといった議題について、議論が行われた。

G7の競争当局等は、同サミットにおいて「デジタル競争コミュニケ」を採択した。当該コミュニケでは、デジタル市場における競争を促進し維持するための取組、新たな技術により生じ得る競争上の懸念への取組等についての考え方が示されている。

また、同サミットの開催に当たり、G7の競争当局及びその他の競争当局（注4）は共同で、「デジタル市場における競争を促進するための各当局の取組の要約（コンペンディウム）」を更新した。

（注1）競争・市場保護委員会（イタリア）、競争委員会（フランス）、連邦カルテル庁（ドイツ）、競争局（カナダ）、競争・市場庁（英国）、司法省反トラスト局（米国）、連邦取引委員会（米国）、競争総局（欧州委員会）及び公正取引委員会（日本）が参加。

（注2）連邦経済・気候保護省（ドイツ）、イノベーション・科学経済開発省（カナダ）、科学・イノベーション・技術省（英国）、ビジネス・通商省（英国）、コミュニケーションネットワーク・コンテンツと技術総局（欧州委員会）及び内閣官房デジタル市場競争本部事務局（日本）が参加。

（注3）G7の競争当局及び政策立案者に加えてOECDも参加。

（注4）令和3年のG7エンフォーサーズサミットに招待された、競争・消費者委員会（オーストラリア）、競争委員会（インド）、公正取引委員会（韓国）及び競争委員会（南アフリカ）のことをいう。

(詳細については令和5年11月8日報道発表資料「G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミットの開催結果について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231108G7.html>



#### 4 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域等における競争当局のトップ等が一堂に会し、その時々々の課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東アジア地域等における競争当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局に加え、学界、法曹界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

令和5年度においては、公正取引委員会は、令和5年7月にタイ・バンコクにおいてタイの競争当局等との共催により、第18回東アジア競争政策トップ会合及び第15回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催した。

#### 5 アジア太平洋経済協力（APEC）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、競争政策・競争法グループ（CPLG）が設置されている。公正取引委員会は、平成28年1月からCPLGの副議長を務めるなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

令和5年度においては、公正取引委員会事務総局の職員が、令和5年9月に開催された「デジタル経済及びデジタル市場における競争を改善するための政策及び手段に関するバーチャルセミナー」のうち、「データの収集及び分析から生ずる弊害やリスクに取り組むための競争当局と規制当局の協力」に係るセッションにスピーカーとして参加した。また、令和6年3月にペルー・リマで開催されたCPLG会合において、デジタル市場に関する取組を含む我が国の競争政策の最近の動向について報告した。

#### 6 国連貿易開発会議（UNCTAD）

UNCTADにおいては、国際貿易、特に開発途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的として採択された「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則

と規則」(以下「原則と規則」という。)に基づき、そのような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、競争法・政策に関する政府間専門家会合が設置されている。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

令和5年度には、令和5年7月にスイス・ジュネーブにおいて第21回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され、公正取引委員会事務総局の職員が同会合にスピーカーとして参加した。

## 第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の開発途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制の見直しや法執行の強化の動きが見られ、これらの国に対する技術支援の必要性は依然として高い。公正取引委員会は、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じて、これらの国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また、当委員会は、平成28年9月から日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用した技術支援プロジェクトを実施しており、我が国における研修やASEAN加盟国における現地ワークショップ等を開催している。

公正取引委員会による開発途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

### 1 JICAの枠組みによる技術支援

#### (1) タイに対する技術支援

公正取引委員会は、令和3年11月から、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてタイの競争当局に累次派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、令和5年4月、同年5月、同年9月及び令和6年3月に、タイ・バンコクにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

#### (2) マレーシアに対する技術支援

公正取引委員会は、令和4年11月から、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてマレーシアの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、令和5年9月及び令和6年3月、マレーシア・クアラルンプールにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。さらに、令和6年3月に、マレーシアの競争当局の職員に対してオンライン研修を実施した。

#### (3) 課題別研修

公正取引委員会は、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局の職員等を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。令和5年度においては、開発途上国7か国から7名の参加を得て、令和5年10月に東京及び近畿地区において実施した。

#### (4) その他の開発途上国に対する技術支援

公正取引委員会は、令和6年2月、スリランカ・コロンボにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。また、当委員会は、同月にガーナ、ケニア、タンザニア及びナイジェリアの競争当局の職員等19名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

### 2 J A I F を活用した技術支援

公正取引委員会は、平成28年9月に開始したJ A I Fを活用した技術支援プロジェクトを支援してきたところ、令和5年度においては、令和5年4月からタイの競争当局等の協力の下、当該プロジェクト第3期が開始された。

### 3 開発途上国に対するその他の技術支援

公正取引委員会は、開発途上国に対する技術支援として、国際機関や外国政府が主催する東アジア等における競争法・政策に関するセミナーに当委員会事務総局の職員を積極的に参加させている。

## 第6 海外調査

公正取引委員会は、競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。令和5年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析及びウェブサイト等による紹介に努めた。

## 第7 海外への情報発信

公正取引委員会は、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより当委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、当委員会の英文ウェブサイトに掲載している。令和5年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料等の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、諸外国・地域の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員長、委員、事務総局の幹部及び事務総局の職員を派遣するなどの活動を、第6表のとおり行った。

第6表 令和5年度における諸外国・地域の競争当局、弁護士会等が主催する主要なセミナー等への派遣状況

期日	場所	会議	出席者
令和5年5月18日 ～19日	米国・ロサンゼルス	U S C / Analysis Group Global Antitrust/Competition Law Conference	委員



令和5年6月8日～9日	シンガポール	I B A Competition Mid-Year Conference	事務総局の幹部
令和5年7月21日	東京	I C C 競争法カンファレンス	委員長及び事務総局の職員
令和5年8月3日～4日	オーストラリア・ブリスベン	A C C C / A E R Regulatory Conference	委員
令和5年8月29日～30日	シンガポール	G C R Live Law Leaders Asia-Pacific	事務総局の職員
令和5年9月5日	韓国・ソウル	ソウル国際競争フォーラム	委員長
令和5年9月11日～12日	中国・南京	中国競争政策フォーラム	事務総局の幹部
令和5年9月20日～22日	米国・ニューヨーク	フォーダム競争研究所第50回年次会合	委員
令和5年10月26日	香港	Antitrust in Asia	事務総局の職員
令和5年11月5日	京都	アジア競争法フォーラム年次大会	委員
令和5年11月29日	東京	A B A 反トラスト法部会グローバル・セミナー・シリーズ東京	委員長、事務総局の幹部及び事務総局の職員
令和5年12月15日～17日	香港	Asia-Pacific Industrial Organisation Conference 2023	委員
令和6年1月11日	米国・パロアルト	The Tech Antitrust Conference	委員
令和6年3月11日	香港	H K U S T - U S C Digital Transformation Conference	委員



## 第13章 広報・広聴に関する業務

### 1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法等に対する企業関係者の理解を深めて同法等の違反行為の未然防止を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、広く国民に情報提供を行い、国民各層からの意見、要望の把握、小中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めているところである。広報・広聴業務の主なものは、次のとおりである（海外向け広報については第12章第7参照）。

### 2 記者会見

事務総長定例記者会見を毎週水曜日に開催している。

### 3 報道発表

公正取引委員会は、独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合に係る審査結果、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く報道発表を行っている。令和5年度においては、331件の報道発表を行った。なお、特定のテーマについては、報道発表のほか政府広報を利用した広報を行っている。

### 4 講師派遣

事業者団体等の要請に対応して、講演会、研修会等に職員を講師として派遣し、独占禁止法等について広報を行った。

### 5 各委員制度等及びその運用状況

#### (1) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置し、公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行っている。令和5年度においては、各地域の有識者150名に対して独占禁止政策協力委員を委嘱し、意見聴取等を148件実施した。

#### (2) 消費者アドバイザー

競争政策は、一般消費者に多様な選択肢を提供することを通じ、最終的には一般消費者の利益を確保することを目的とするものであることを踏まえ、平成30年5月以降、主要消費者団体の推薦を得て、消費者アドバイザーを委嘱している。消費者アドバイザーからは、最近の消費者問題の動向や独占禁止法及び競争政策に関連すると思われる消費者問題に関する知見を聴取すること等によって、公正取引委員会の行政運営等にいかすこととしている。令和5年度においては、9名の消費者アドバイザーから意見聴取を実施した。

### (3) その他の制度

公正取引委員会は、独占禁止政策協力委員制度のほか、下請取引等改善協力委員制度、独占禁止法相談ネットワーク制度等を通じて、事業者等に対して当委員会の活動状況等について広報を行うとともに、意見・要望等を聴取し、施策の実施の参考としている。

## 6 各種懇談会等の実施

### (1) 独占禁止懇話会

#### ア 概要

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年度以降、毎年開催している。

#### イ 開催状況

令和5年度においては、独占禁止懇話会を3回開催した。

### (2) 経済団体及び消費者団体との意見交換会

#### ア 概要

経済団体及び消費者団体との意見交換会を通して、公正取引委員会の取組についてより一層の理解を求め、また、幅広く意見及び要望を把握して今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るとともに、これら団体と継続的な関係を構築することを目的として実施している。

#### イ 開催状況

令和5年度においては、経済団体との意見交換会を6回実施したほか、消費者団体10団体と意見交換会を実施した。そのほか、経済団体等に対しガイドラインや実態調査結果等について説明を行った。

### (3) 地方有識者との懇談会

#### ア 概要

地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、昭和47年度以降、毎年、全国各地において開催している。

#### イ 開催状況

令和5年度においては、全国8都市（北海道釧路市、福島市、千葉市、静岡市、神戸市、山口県下関市、松山市及び佐賀市）において、公正取引委員会の最近の活動状況等について、各地の主要経済団体、学識経験者、報道関係者等の有識者と公正取引委員会の委員等との意見交換を行った。

このほか、地方事務所長等の公正取引委員会事務総局の職員と有識者との懇談会

(全国各地)を94回開催した。

#### (4) 弁護士会との懇談会等

独占禁止法等に対する弁護士等の認知度を向上させるとともに、その相談・情報収集体制を強化することを目的として、平成23年度から本格的に行っている。

令和5年度においては、弁護士会との懇談会を17回開催した。

#### (5) 事業者の工場等への訪問及び懇談会

令和5年度においては、現場の事業者の声に耳を傾ける広聴という観点から、公正取引委員会の委員等が地方有識者との懇談会で地方に赴く機会を利用し、事業者の工場等を訪問し懇談する取組を16回行った。

### 7 一日公正取引委員会

#### (1) 概要

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、下請法基礎講習会、入札談合等関与行為防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道機関との懇談会、相談コーナー等を1か所の会場で開催している。

#### (2) 開催状況

令和5年度においては、北海道釧路市、秋田市、甲府市、静岡県沼津市、神戸市、山口県下関市、松山市及び宮崎市において、合計8回の一日公正取引委員会を開催した。

### 8 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、対話型・参加型のイベントとして開催している。

令和5年度においては、合計88回開催した。

### 9 独占禁止法教室（出前授業）

中学校等の授業に職員を講師として派遣し、市場経済の基本的な考え方における競争の必要性等について授業を行っている。また、大学（大学院等を含む。）における独占禁止法等の講義等に職員を講師として派遣し、競争法の目的、公正取引委員会の最近の活動状況等について講義を行っている。

令和5年度においては、中学生向けに合計54回、高校生向けに合計36回、大学生等向けに合計143回開催した。

### 10 庁舎訪問学習

中学校等からの要請を受けて、公正取引委員会の庁舎において、市場経済の基本的な考え方における競争の必要性についての説明を行うとともに、委員会会議室などの職場見学に対応した。

## 11 広報資料の作成・配布

### (1) パンフレット

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、「知ってなっとく独占禁止法」、「知るほどなるほど下請法」等を作成し、事業者、一般消費者等に広く配布しているほか、中学生向け副教材として「わたしたちの暮らしと市場経済」を作成し、中学校等に配布している。

また、競争の大切さや独占禁止法の内容を楽しく学んでもらえるよう「うんこドリル」と連携して「日本一楽しい競争のルールドリル」を作成し、中学校等に配布している。

### (2) 広報用動画

独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を作成し、事業者団体、消費者団体等に対してDVDの貸出しを行っている。

また、これらの動画を公正取引委員会のウェブサイト上及び公正取引委員会 YouTube 公式チャンネルに掲載し、配信している。

YouTube 公式チャンネル

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



### (3) ウェブサイト及びソーシャルメディアによる情報発信

公正取引委員会の活動状況を適切なタイミングで国民の幅広い層に対し積極的に発信することを目的として、ウェブサイトにおいて報道発表資料を含む各種の情報を掲載しているほか、平成26年6月からX（旧 Twitter）及び Facebook の運用を開始し、報道発表等の公正取引委員会に関連する様々な情報を発信している。

さらに、平成27年5月から YouTube の運用を開始し、独占禁止法、下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の概要を紹介する動画を配信している。

また、令和6年3月からは、事業者に独占禁止法及び下請法に沿った適切な取引を促すため、独占禁止法及び下請法で問題となるおそれがある行為や相談窓口をまとめたショート動画を制作し、各ソーシャルメディアで発信している。

### 第1 概説

景品表示法は、平成21年9月、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うことを目的として消費者庁が設置されたことに伴い、公正取引委員会から消費者庁に移管された。消費者庁への移管に伴い、景品表示法の目的は、「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」とされた。

平成26年の景品表示法の改正から、一定期間が経過したことに加え、デジタル化の進展等の景品表示法を取り巻く社会環境の変化等を踏まえた消費者利益の保護を図る観点から、令和5年2月28日、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案が第211回通常国会に提出され、同年5月10日に成立し、同月17日に公布された（令和5年法律第29号。以下「令和5年景品表示法改正法」という。）。

令和5年景品表示法改正法により、事業者の自主的な取組を促進し、迅速に問題を是正するための確約手続、違反行為に対する抑止力を強化するため、繰り返し違反行為を行う事業者に対する課徴金額の加算規定、悪質な不当表示に対する直罰規定、円滑な法執行の実現に向けた規定の整備等として、適格消費者団体による開示要請規定等が新設された。

令和5年景品表示法改正法は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされている。

#### 1 景品表示法違反被疑事件の調査

景品表示法は、不当な顧客の誘引を防止するため、景品類の提供について、必要と認められる場合に、内閣府告示（注）により、景品類の最高額、総額、種類、提供の方法等について制限又は禁止し（同法第4条）、また、商品又は役務の品質、規格その他の内容又は価格その他の取引条件について一般消費者に誤認される不当な表示を禁止している（同法第5条）。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限の委任を受け、景品表示法の規定に違反する行為について必要な調査等を行っている。

調査の結果、景品表示法の規定に違反する行為があるときは、消費者庁長官は措置命令を行う（同法第7条第1項）ほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

また、事業者が、同法第5条の規定に違反する行為（同条第3号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、消費者庁長官は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額に3%を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない（同法第8条第1項）。

さらに、消費者庁長官は、同法第26条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関

して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる（同法第27条）。また、消費者庁長官は、事業者が正当な理由がなく同法第26条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるとともに（同法第28条第1項）、勧告を行った場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる（同条第2項）。

（注）消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の景品表示法に基づく従来の公正取引委員会告示は、経過措置により引き続き効力を有する。

## 2 公正競争規約制度

景品表示法第31条の規定に基づき、事業者又は事業者団体は、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択と、事業者間の公正な競争を確保するため、協定又は規約を締結し、又は設定することができる。当委員会は、協定又は規約（以下これらを総称して「公正競争規約」という。）の認定に当たり、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

## 第2 景品表示法違反被疑事件の処理状況

令和5年度において、消費者庁が措置命令を行った44件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは8件であり、消費者庁が指導を行った85件のうち、当委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは20件である（第1表及び第2表参照）。

また、令和5年度において、消費者庁が課徴金納付命令を行った12件（20億4419万円）のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは3件（5251万円）である（第1表及び第3表参照）。

さらに、令和5年度において、景品表示法第26条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、消費者庁が行った勧告は0件であり、消費者庁が指導を行った45件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは18件である。

第1表 令和5年度において公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況



事件	措置命令	指導	合計	課徴金納付命令	
				件数	課徴金額
表示事件	8 (44)	20 (82)	28 (126)	3 (12)	5251万円 (20億4419万円)
景品事件	0 (0)	0 (3)	0 (3)		
合計	8 (44)	20 (85)	28 (129)	3 (12)	5251万円 (20億4419万円)


（注）（ ）内は消費者庁が行った措置件数の総数・課徴金の総額





第2表 令和5年度に消費者庁により措置命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの


一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
1	令和5年6月14日 (株)バウムクーヘン	<p>(株)バウムクーヘンは、「アイズワン」と称するペット用サプリメント（以下本事件概要欄において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>(1)ア 令和4年6月8日、同月13日、同月15日、同月22日、同月29日、同年7月5日から同月7日、同月13日、同月20日、同月27日、同月29日及び同年8月3日に、本件商品のインターネット広告用に開設している自社ウェブサイトにおいて、目が白濁している犬のイラストと共に、「年齢とともに不自由になっていくココ・・・若々しかった目の輝きもなくなったような・・・」、犬の飼い主が目が白濁している犬を抱えているイラストと共に、「ココ・・・」及び「私にもできることが何かあるはず!!」、本件商品の容器包装の画像を掲載した上で、犬を抱えた犬の飼い主のイラストと共に、「私も試してみます!」、目の周りにキラキラした光の加工を施した犬の画像と共に、「クリアで綺麗な透き通った気分!」等と表示することにより、あたかも、本件商品を犬に摂取させることにより、犬の白濁した瞳が改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>イ 例えば、令和4年6月8日、同月13日、同月15日、同月22日、同月29日、同年7月5日から同月7日、同月13日、同月20日、同月27日、同月29日、同年8月3日、同月10日、同月17日及び同月25日に、「愛犬と満喫ライフ」と称するアフィリエイトサイトにおいて、「【まとめ】犬の白内障サプリ・アイズワンの口コミや評判をおさらい! 目薬よりおすすめな理由も!」と記載した上で、「アイズワンの口コミや評判は? ・アイズワンを使い始めて目の濁りが少なくなった ・獣医さんから目が良くなっていると褒められた ・目が濁り出してから散歩を嫌がっていた愛犬が散歩に行くようになった」、「私が白内障のワンちゃんにオススメしているのはアイズワンです。」等と表示するなど、あたかも、本件商品を犬に摂取させることにより、犬の白内障が治る効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。</p> <p>(2) 本件商品の通信販売用に開設している自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和4年7月7日、同月13日、同月20日、同月27日、同月29日、同年8月3日、同月10日及び同月17日に、「皆様に選ばれて 7冠達成!」、「No.1 日本トレンドリサーチ 初めてでも安心の愛犬のアイケアサプリ」、「No.1 日本トレンドリサーチ 愛犬のアイケアサプリ 口コミ人気」、「No.1 日本トレンドリサーチ 愛犬のアイケアサプリ 品質満足度」等と表示するなど、あたかも、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下本事件概要欄において「同種商品」という。）に関する「食べさせやすさ」、「愛犬家におすすめ」、「初めてでも安心」、「口コミ人気」、「長く続けられる」、「友人にすすめたい」及び「品質満足度」の7項目（以下「本件7項目」という。）をそれぞれ客観的な調査方法で調査した結果において、同社が販売する本件商品に係る本件7項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が委託した事業者による調査は、本件7項目について、当該事業者が指定する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品</p>	第5条 第1号 (第7 条第2 項適用)


一連番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
		<p>に関する各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、回答者の条件を付さずに当該事業者に登録している会員全員を対象に行われたものであって、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品に関して本件7項目をそれぞれ客観的な調査方法で調査したものではなかった。</p> <p>(詳細については令和5年6月14日報道発表資料「㈱バウムクーヘンに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。)</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230614kyushu.html">https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230614kyushu.html</a></p> 	
2	令和5年7月28日 (北海道電力㈱)	<p>北海道電力㈱は、家庭用の電気及び都市ガスの小売供給（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和2年12月3日から同月5日、同月7日から同月12日、同月14日から同月19日及び同月21日から同月23日までの間、電気の検針票に併せて配布した「あなたのでんき 2020年 冬号 Vol.406」と称するリーフレットにおいて、「電気もガスもまとめてほくでんがおトク!」、「ガスのご契約が北海道ガスの『一般料金』のお客さまがおトクになる ガスとくパック」、「ほくでんガス+ほくでんの電気料金プランエネとくポイントプランのセットで ガス料金が北海道ガスの『一般料金』より5%おトクに! 電気とガス合わせたら年間約6,000円相当おトク!」と表示するなど、あたかも、都市ガスの小売供給に関する契約先を北海道瓦斯㈱から北海道電力㈱に切り替え、同社と本件役務をセットで契約するだけで、同社と本件役務をセットで契約する前の電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額に比べ、年間で「おトク」と記載された金額相当分の利益を得られるかのように表示していた。</p> <p>実際には、「おトク」と記載された金額には、ポイントサービスに加入した上で、毎月のログイン、おおむね毎週配信されるコラムの閲覧等を行わなければ付与されないポイント相当分が含まれており、同社と本件役務をセットで契約するだけで、同社と本件役務をセットで契約する前の電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額に比べ、年間で「おトク」と記載された金額相当分の利益を得られるものではなかった。</p> <p>(詳細については令和5年7月28日報道発表資料「北海道電力㈱に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。)</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jul/20230728.html">https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jul/20230728.html</a></p> 	第5条 第2号
3	令和5年8月30日 (中国電力㈱)	<p>中国電力㈱は、自社が供給する家庭用の電気の小売供給のうち、「ぐっとずっと。プラン スマートコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「スマートコース」という。）及び「ぐっとずっと。プラン シンプルコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「シンプルコース」という。）の各役務を一般消費者に提供するに当たり、</p> <p>(1) スマートコースについては、例えば、令和4年4月1日から同年6月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「ご家庭のお客さまに最も多くご契約いただいている『従量電灯 A』よりも、1年間で約1,200円おトクになる新コースです。」「電気のご使用量が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたいお客さま（月平均ご使用電力量400kWh以下）におすすめてです。」等と表示することにより、あたかも、少なく</p>	第5条 第2号


一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
		<p>とも月平均の使用電力量が400kWh 以下の場合のスマートコースの電気料金は「従量電灯 A」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「従量電灯 A」という。）の電気料金より安価であるかのように表示をしていた。</p> <p>(2) シンプルコースについては、例えば、令和4年4月1日から同月27日までの間、パンフレットにおいて、『『従量電灯 A』で電気をたくさん使うご家庭なら年間約10,000円おトクに！』、「ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客さまなど、ご使用量が月平均400kWh を超えるお客さまにおすすめです。」等と表示することにより、あたかも、少なくとも月平均の使用電力量が400kWh を超える場合のシンプルコースの電気料金は従量電灯 A の電気料金より安価であるかのように表示をしていた。</p> <p>実際には、令和4年4月1日から令和5年1月12日までの間においてスマートコース及びシンプルコースに適用される燃料費調整額が従量電灯 A に適用される燃料費調整額を上回るため、スマートコースにおいて月平均の使用電力量が400kWh 以下の場合であってもスマートコースの電気料金が、また、シンプルコースにおいて月平均の使用電力量が400kWh を超える場合であってもシンプルコースの電気料金が、それぞれ従量電灯 A の電気料金より安価にならない場合があった。</p> <p>(詳細については令和5年8月30日報道発表資料「中国電力㈱に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。)</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/aug/230830_chugoku_keihyou.html">https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/aug/230830_chugoku_keihyou.html</a></p> 	

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
4	令和6年2月27日 (株)新日本エネックス	<p>(株)新日本エネックスは、蓄電池を含む太陽光発電システム機器（以下本事件概要欄において「本件商品」という。）及びその導入に係る施工（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、令和5年4月10日、同月12日、同月17日、同月24日、同年5月2日、同月8日、同月15日、同月18日及び同月29日に</p> <p>(1) 例えば、「ENEX」と称する自社ウェブサイト（以下本事件概要欄において「自社ウェブサイト」という。）のトップページにおいて、「No.1 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」、「No.1 2022 JMR 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」、「No.1 2022 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売」及び『「アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」 『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』 『知人に紹介したい蓄電池販売』、の3部門で No.1を取得しました！』等と表示するなど、あたかも、令和4年に、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下本事件概要欄において「同種商品」という。）並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下本事件概要欄において「同種役務」という。）に関する「アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売」、「安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」及び「知人に紹介したい蓄電池販売」の3項目（以下「本件3項目①」という。）につき、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る本件3項目①の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>(2) 例えば、自社ウェブサイトの「お知らせ」と称するウェブページにおいて、「No.1 2020 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売 No.1」、「No.1 2020 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売 No.1」、「No.1 2020 JMR 顧客満足度 No.1」及び「3部門で No.1を獲得しました！」等と表示するなど、あたかも、令和2年に、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する「アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売」、「知人に紹介したい蓄電池販売」及び「顧客満足度」の3項目（以下「本件3項目②」という。）につき、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る本件3項目②の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が委託した事業者による調査は、本件3項目①及び本件3項目②について、回答者に対し、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、同社及び特定事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する他の事業者をいう。）の印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、当該表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>（詳細については令和6年2月27日報道発表資料「太陽光発電システム機器等の販売施工業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。）</p> <p><a href="https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/kyusvu/240227_torihiki.html">https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/kyusvu/240227_torihiki.html</a></p> 	第5条 第1号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
5	令和6年2月27日 (株)安心頼ホーム	<p>(株)安心頼ホームは、蓄電池を含む太陽光発電システム機器、「エコキュート」と称する給湯器及び電気温水器（以下本事件概要欄において、これらを併せて「本件商品」という。）並びにそれらの導入に係る施工（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、令和5年4月7日、同月10日、同月12日、同月17日、同月24日、同年5月2日、同月8日、同月22日及び同月29日に、例えば、「安心頼ホーム」と称する自社ウェブサイトのトップページにおいて、「蓄電池   太陽光発電   エコキュート   電気温水器 九州エリア 口コミ満足度 No.1」、「信頼の3冠獲得 第1位」、「No.1 日本トレンドリサーチ 九州エリアの蓄電池 販売施工会社 口コミ満足度」、「No.1 日本トレンドリサーチ 九州エリアの太陽光発電 販売施工会社 口コミ満足度」及び「No.1 日本トレンドリサーチ 九州エリアのエコキュート・電気温水器 販売施工会社 口コミ満足度」等と表示するなど、あたかも、九州地区内において、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下本事件概要欄において「同種商品」という。）並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下本事件概要欄において「同種役務」という。）に関する「九州エリアの蓄電池 販売施工会社 口コミ満足度」、「九州エリアの太陽光発電 販売施工会社 口コミ満足度」及び「九州エリアのエコキュート・電気温水器 販売施工会社 口コミ満足度」の3項目（以下本事件概要欄において「本件3項目」という。）につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る本件3項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、同社及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、当該表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>（詳細については令和6年2月27日報道発表資料「太陽光発電システム機器等の販売施工業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。）</p> <p><a href="https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/kyusyu/240227_torihiki.html">https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/kyusyu/240227_torihiki.html</a></p> 	第5条 第1号


一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
6	令和6年2月29日 (フロンティア ジャパン(株))	<p>フロンティアジャパン(株)は、太陽光発電システム機器（以下本事件概要欄において「本件商品」という。）及びその導入に係る施工（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、</p> <p>(1) 例えば、令和5年4月18日、同月26日、同年5月1日、同月8日、同月15日及び同月22日に、「FRONTIER JAPAN」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）のトップページにおいて、「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成」、「No.1 日本トレンドリサーチ北海道エリア 太陽光発電業者 アフターサポート満足度」及び「No.1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 安心・信頼できる 太陽光発電業者」と表示するなど、あたかも、北海道内において、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下本事件概要欄において「同種商品」という。）並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下本事件概要欄において「同種役務」という。）に関する「北海道エリア 太陽光発電業者 アフターサポート満足度」及び「北海道エリア 安心・信頼できる 太陽光発電業者」の2項目（以下「本件2項目」という。）につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る本件2項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>(2) 例えば、令和5年4月18日、同月26日、同年5月1日、同月8日、同月15日及び同月22日に、自社ウェブサイトにおいて、「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成」及び「No.1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」と表示するなど、あたかも、北海道内において、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する「北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」の項目につき、実際に見積りを徴したことがある者を対象に調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る「北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」の項目の順位が第1位であるかのように表示していた。</p> <p>実際には、同社が委託した事業者による調査は、回答者に対し、北海道内において、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は見積りを徴したことがある者かを確認することなく、同社及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>（詳細については令和6年2月29日報道発表資料「フロンティアジャパン(株)に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。）</p> <p><a href="https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/240229_hokkaido_keihyo.html">https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/240229_hokkaido_keihyo.html</a></p> 	第5条 第1号 又は同 条第2 号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
7	令和6年3月5日 (株)エスイーライフ)	<p>(株)エスイーライフは、家庭用蓄電池（以下本事件概要欄において「本件商品」という。）及びその導入に係る施工（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、</p> <p>(1) 例えば、令和5年3月10日、同月16日、同月23日、同年4月10日、同月17日、同月24日及び同年5月8日に、「エコでんち」と称する自社ウェブサイト（以下本事件概要欄において「自社ウェブサイト」という。）において、「エコでんちはおかげ様で家庭用蓄電池販売店 3冠 達成!」、「家庭用蓄電池購入後の保証・アフターサポート満足度 第1位」、「ネットで安心して蓄電池の購入ができるショップ 第1位」及び「家庭用蓄電池購入口コミ評判 第1位」と表示するなど、あたかも、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下本事件概要欄において「同種商品」という。）並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下本事件概要欄において「同種役務」という。）に関する「保証・アフターサポート満足度」、「ネットで安心して蓄電池の購入ができるショップ」及び「口コミ評判」の3項目（以下本事件概要欄において「本件3項目」という。）につき、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る本件3項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、同社及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、当該表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>(2) 令和5年3月10日、同月16日、同月23日、同年4月10日、同月17日、同月24日及び同年5月8日に、例えば、自社ウェブサイトの「エコでんちの強み」と称するウェブページにおいて、「施工実績 12,000件突破」等と表示するなど、あたかも、同社が過去に販売した本件商品及び同社が過去に提供した本件役務に係る契約件数（太陽光発電に係る契約件数を含む。以下同じ。）が1万2000件以上であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が過去に販売した本件商品及び同社が過去に提供した本件役務に係る契約件数は1,800件程度であって、1万2000件を大きく下回るものであった。</p> <p>(詳細については令和6年3月5日報道発表資料「(株)エスイーライフに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。)</p> <p><a href="https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240305_chubu_keihyo.html">https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240305_chubu_keihyo.html</a></p> 	第5条 第1号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
8	令和6年3月6日 (株)SC エージェント	<p>(株)SC エージェントは、蓄電池（以下本事件概要欄において「本件商品」という。）及びその導入に係る施工（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、令和5年3月10日、同月16日及び同月23日に、「エコ最安値.com」と称する自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>(1) 「ロコミ人気 No.1 蓄電池販売会社」、「アフターフォロー満足度 No.1 蓄電池販売会社」、「コストパフォーマンス満足度 No.1 蓄電池販売会社」及び「工事品質満足度 No.1 蓄電池販売会社」と表示することにより、あたかも、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下本事件概要欄において「同種商品」という。）並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下本事件概要欄において「同種役務」という。）に関する「ロコミ人気」、「アフターフォロー満足度」、「コストパフォーマンス満足度」及び「工事品質満足度」の4項目（以下本事件概要欄において「本件4項目」という。）につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る本件4項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が委託した事業者による調査は、本件4項目について、回答者に対し、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、同社及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、当該表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>(2) 「圧倒的受注数がお客様からの支持の証 『施工実績10,000件の信頼』」、「施工実績10,000件！！ たくさんの蓄電池を販売・工事しております」と表示することにより、あたかも、同社が過去に販売した本件商品及び同社が過去に提供した本件役務に係る契約件数が1万件であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が過去に販売した本件商品及び同社が過去に提供した本件役務に係る契約件数は、1万件を大きく下回るものであった。 (詳細については令和6年3月7日報道発表資料「(株)SC エージェントに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。)</p> <p><a href="https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240307_kinki_kaihyo.html">https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240307_kinki_kaihyo.html</a></p> 	第5条 第1号



第3表 令和5年度に消費者庁により課徴金納付命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連番号	命令日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
1	令和5年7月26日 (沖縄特産販売(株))	<p>沖縄特産販売(株)は、「養力珪素」と称する食品（以下本事件概要欄において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>(1) ダイレクトメールにおいて、例えば、令和元年5月7日に本件商品の容器包装の画像と共に、「いろいろなお悩みに働きかける 珪素のスゴイところ」、「★血液サラサラ コップ一杯の水に10滴程度入れ飲用して下さい（1日に5杯以上）」、「飲用前の血液 ▶15分後 飲用後の血液」との記載と共に、血液の状態を比較した画像等と表示することにより、あたかも本件商品を摂取等すれば、本件商品に含まれる珪素の作用により、血液をサラサラにする効果等が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>(2) 令和2年4月5日から令和3年4月4日までの間に配布した自社商品同梱チラシにおいて、例えば、「★高血圧と血糖値が高い方へ 珪素の結晶は優れた浸透性と浄化作用で中性脂肪を分解する力が強く、血管壁に付着したコレステロールや過酸化脂質を取り除き血管を強くします。」等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取等すれば、本件商品に含まれる珪素の作用により、血管を強くし、高血圧及び高血糖を改善する効果等が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は当該期間内に当該資料を提出しなかった。</p> <p>（詳細については令和5年7月26日報道発表資料「沖縄特産販売(株)に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」を参照のこと。）</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/hou dou/pressrelease/2023/jul/230726okinawa.html">https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/hou dou/pressrelease/2023/jul/230726okinawa.html</a></p> 	2464万円
2	令和6年3月6日 (ティーライフ(株))	<p>ティーライフ(株)は、「メタボメ茶」と称するポット用ティーバッグ30個入りの食品（以下本事件概要欄において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、平成30年4月3日から同月7日、同月9日及び同月10日に配布された(株)ベルーナが通信販売の方法により販売する商品に同梱して配布した冊子において、「中年太り解決読本」と題し、体型が異なる2名の人物のイラストと共に、「もう一度、あの頃のスリムな私に!」、飲料の入ったティーカップの画像と共に、「漫画でわかる! 日本一売れている中年太りサポート茶とは!？」及び「2年半で-43kg!! その方法を公開中!」、並びに飲料を飲む様子の複数の人物のイラストと共に、「スリムも!健康も!自信も!家族の絆も!取り戻す これはあなたの物語です。」「健康にうれしい成分が桁違い! 雲南省ハニ族のプーアール茶」、並びにダイエットプーアール茶の茶葉における重合カテキンの含有量を示すグラフ及びダイエットプーアール茶と緑茶における没食子酸の含有量の割合を比較して示すグラフと共に、「お茶のルーツでもある中国雲南省の少数山岳民族であるハニ族が栽培する特別なプーアール茶。その茶葉には、とっってもうれしい“重合カテキン”や“没食子酸”などが存在することがわかりました。」、並びに「他にはない中年太りのためのブレンドだから!」、体験談として、人物の前後比較の画像と共に、「96kg▶53kg -43kg 減」及び「4ヶ月で5kg 減! 2年半で43kg</p>	1771万円

一連番号	命令日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
		<p>減!!」、並びに飲料の入ったコップを手にする人物の画像と共に、「全然大変じゃありませんでした!」等と表示するなど、あたかも、本件商品を摂取することにより、本件商品に含まれる成分の作用による著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、ティーライフ㈱に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。</p> <p>(詳細については令和6年3月6日報道発表資料「ティーライフ㈱に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」を参照のこと。)</p> <p><a href="https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240306_chubu_keihyo.html">https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240306_chubu_keihyo.html</a></p> 	
3	令和6年3月26日 (㈱バウムクーヘン)	<p>第2表一連番号1の「事件概要」欄記載のとおり。</p> <p>(詳細については令和6年3月26日報道発表資料「㈱バウムクーヘンに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」を参照のこと。)</p> <p><a href="https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/kyusyu/240326_torihiki.html">https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/kyusyu/240326_torihiki.html</a></p> 	1016万円

### 第3 公正競争規約の認定

#### 1 概要

令和6年3月末現在、103件（景品関係37件、表示関係66件）の公正競争規約が認定されている（附属資料6参照）。これらの公正競争規約に参加する事業者又は事業者団体により、公正競争規約の運用団体として公正取引協議会等が組織されているところ、公正取引協議会等は、公正競争規約の運用上必要な事項について、公正競争規約の定めるところにより、施行規則、運用基準等を設定している。公正取引委員会は、公正取引協議会等がこれらの施行規則等の設定・変更を行うに際しても、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行い、問題があれば指導を行っている。

#### 2 公正競争規約の変更

令和5年度においては、3件の公正競争規約について変更の認定を行った（第4表参照）。

第4表 令和5年度に変更の認定を行った公正競争規約

一連番号	公正競争規約の名称	認定日	告示番号
1	二輪自動車業における表示に関する公正競争規約	令和5年4月27日	令和5年公正取引委員会・消費者庁告示第3号

一連 番号	公正競争規約の名称	認定日	告示番号
2	包装食パンの表示に関する公正競争規約	令和5年6月22日	令和5年公正取引委員会・ 消費者庁告示第4号
3	化粧品表示に関する公正競争規約	令和6年3月21日	令和6年公正取引委員会・ 消費者庁告示第1号



### 第1 独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対しては、文書又は口頭により回答している。また、ウェブサイトでも意見等の受付を行っている。

また、平成12年度から申告の処理に関する疑問、苦情等の申出を受け付けるため、官房総務課（地方事務所・支所においては総務課、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課においては総務係）に申出受付窓口を設置し、公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において、当該処理が適正であったかどうかを点検している。

### 第2 事業活動に関する相談状況

#### 1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し、実施しようとする行為に関して、独占禁止法及び下請法の考え方を説明している。

#### 2 事前相談制度

公正取引委員会は、平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として整備された「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

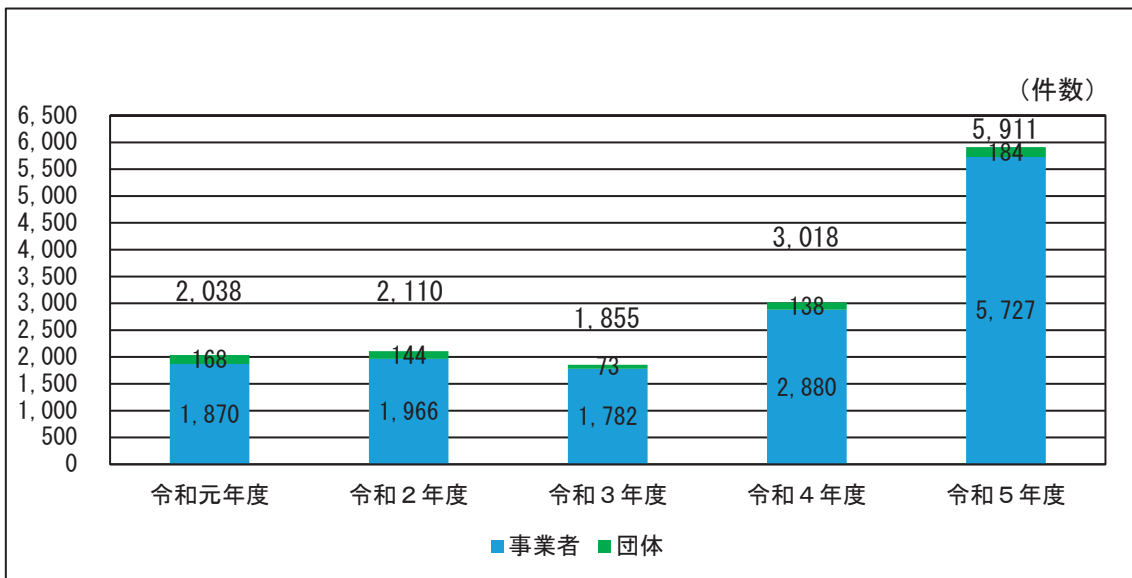
本制度は、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し、その内容を公表するものである。

令和5年度においては、日本自動車車体整備協同組合連合会から、同会が、同会の所属員である事業協同組合（以下「単位協組」という。）の組合員に中小企業等協同組合法第7条第1項第1号イ及びロのいずれにも該当しない者が含まれないこととした場合において、特定の損害保険会社それぞれとの間で、事故によって損傷した自動車（以下「事故車両」という。）の所有者から単位協組の組合員が請け負う自動車車体整備（対物賠償保険又は車両保険が適用されるものに限る。また、あらかじめ損害保険会社が自動車車体整備事業者との間で締結した、事故車両の所有者に当該自動車車体整備事業者を紹介する旨の契約に基づき行われるものを除く。）の取引に係る指数対応単価について、令和6年3月31日時点の指数対応単価から一定率以上引き上げることとする、同法の規定に基づく団体協約を締結するために交渉を行い、当該内容の団体協約を締結しようとするについて、本制度を利用した相談が寄せられた。公正取引委員会は、本件相談に係る行為について、独占禁止法第22条の規定に基づき、同法の適用が除外されるかという観点から検討を行い、令和6年3月29日、同法上問題となるものではない旨の回答を行うとともに、その内容を公表した。

### 3 独占禁止法に係る相談の概要

令和5年度に受け付けた相談件数は、事業者の行為に関するもの5,727件、事業者団体の行為に関するもの184件の計5,911件である（第1図参照）。

第1図 独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）



### 4 相談事例集等

公正取引委員会は、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ、公表している（令和4年度における相談（令和4年度相談事例集）について、令和5年6月30日公表）。

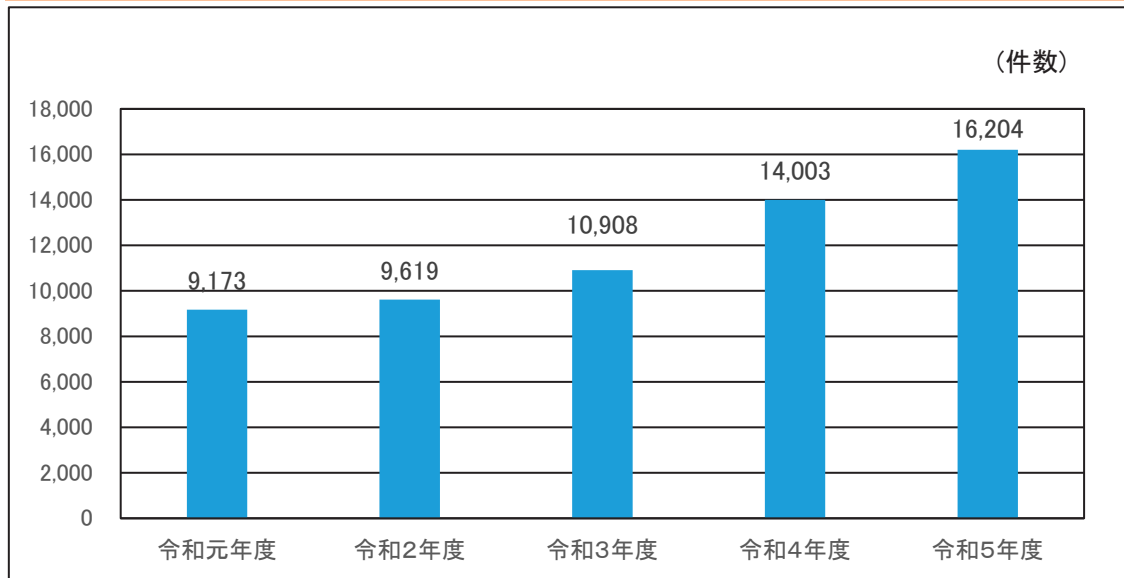
また、令和5年度においては、山口県周南市に所在する石油化学コンビナートにおいて石油化学製品等の製造販売を行っている出光興産(株)、東ソー(株)、(株)トクヤマ、日鉄ステンレス(株)及び日本ゼオン(株)（以下「出光興産ほか4社」という。）から、同コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為についての相談を受けた。公正取引委員会は、出光興産ほか4社による本件取組については、同コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現が目的であって、共同行為によって出光興産ほか4社の製品の製造販売市場における競争の実質的制限が生じることはなく、また、出光興産ほか4社が共同購入等するアンモニア等及びバイオマス等の購入市場における競争の実質的制限が生じることもないことなどから、独占禁止法上問題となるものではない旨の回答を行ったところ、他の事業者及び事業者団体にも参考になると考えられることから、令和6年2月15日、当該相談の概要を公表した。

### 5 下請法に係る相談の概要

令和5年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、1万6204件である（第2図参照）。

この中には、例えば、下請法の適用範囲に関する相談、発注書面の記載方法に関する相談、下請代金の支払期日に関する相談、適正な価格転嫁に関する相談、インボイス制度への対応に関する相談等がある。

第2図 下請法に係る相談件数の推移



## 6 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。また、令和5年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのリーフレットの配布等を行った。





## 附属資料



# 令和5年度年次報告 附属資料編の目次

<b>1 組織・予算関係</b> .....	207
1-1表 公正取引委員会の構成 .....	207
1-2表 公正取引委員会の予算額（令和5年度予算） .....	207
<b>2 審決・訴訟関係等</b> .....	208
2-1表 手続別審決等件数推移 .....	208
2-2表 関係法条別審決件数推移 .....	213
2-3表 告発事件一覧 .....	216
2-4表 緊急停止命令一覧 .....	226
2-5表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類 .....	227
<b>3 独占禁止法適用除外関係</b> .....	229
3-1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧 .....	229
3-2表 年次別・適用除外法令別カルテル等件数の推移 .....	231
3-3表 保険業法に基づくカルテル .....	233
3-4表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル .....	234
3-5表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め .....	234
3-6表 道路運送法に基づくカルテル .....	235
3-7表 海上運送法に基づくカルテル（内航） .....	235
3-8表 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル .....	235
3-9表 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律 .....	236
3-10表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数 .....	237
<b>4 株式取得、合併等関係</b> .....	238
4-1表 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧 .....	238
4-2 統計資料（4-3表及び4-4表）について .....	239
4-3表 形態別・業種別件数（令和5年度） .....	240
4-4表 企業結合関係の届出・報告件数 .....	241
<b>5 下請法関係</b> .....	243
5-1表 定期調査実施件数の推移 .....	243
5-2表 下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移 .....	244
5-3表 下請法違反行為類型別件数の推移 .....	245
<b>6 景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（令和6年3月末現在）</b> .....	246
<b>7 独占禁止懇話会</b> .....	249
<b>8 公正取引委員会機構図</b> .....	251



# 1 組織・予算関係

1-1表 公正取引委員会の構成

(令和6年3月31日現在)

委員長	古谷 一之
委員	三村 晶子
委員	青木 玲子
委員	吉田 安志
委員	泉水 文雄

1-2表 公正取引委員会の予算額（令和5年度予算）

(単位：千円)

事 項	当初予算額	補正後予算額
(項) 公正取引委員会	11,131,984	10,655,386
(事項) 公正取引委員会に必要な経費	10,058,419	9,438,382
(事項) 独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	314,062	314,062
(事項) 公正な取引慣行の推進に必要な経費	511,337	630,978
(事項) 競争政策の普及啓発等に必要な経費	248,166	271,964
(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費 (注)	357,648	518,941
(事項) 情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費	357,648	518,941
合 計	11,489,632	11,174,327

(注) デジタル庁に一括計上され、公正取引委員会において執行する予算。

## 2 審決・訴訟関係等

2-1表 手続別審決等件数推移

(1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

年度 分類	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1
勸告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	47	31
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
課徴金の納付を命ずる審決等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第10条第6項に基づく審決	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34

(注1) 平成25年度の審決により、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続は全て終了した。

(注2) 「分類」欄の独占禁止法第49条第2項、第65条及び第66条並びに景品表示法第9条第2項及び第10条第6項は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法及び景品表示法の条文番号である。

(注3) 審判審決とあるのは、過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成5年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。

(注4) ( )内の数字は、中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。

(注5) 平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が1件含まれている。

(注6) 平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が4件含まれている。

(注7) 平成25年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が2件含まれている。

(注8) 平成14年度及び平成15年度の独占禁止法第49条第2項及び景品表示法第9条第2項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2	
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18	
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8	
-	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	(注5) 2	24	1	7	14	32	14	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	(注8) 1	0	0	
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42	

分類	年度									計
	18	19	20	21	22	23	24	25		
審判審決	14	3	5	8	3	-	-	-		135
勧告審決	-	-	-	-	-	-	-	-		(注4) 1,020 (13)
同意審決	42	21	5	0	3	-	-	-		212
課徴金の納付を命ずる審決等	46	10	(注6) 37	21	13	0	5	(注7) 7		248
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0		1
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0		9
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0		3
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-		2
景品表示法第10条第6項に基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-		4
計	102	34	47	29	19	0	5	7		1,634



(2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	計	
		(注2)										(注5)	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)		
独占禁止法関係	排除措置命令 (審判開始) (注1)	2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	18 (4)	10 (4)	2 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	162 (40)	
	課徴金納付命令 (審判開始) (注1)	171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	176 (6)	128 (70)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1,227 (186)	
	審決	排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	3	15	7	6	33	8	5	77 (注6)	168
		課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	33	7	6	77 (注6)	187
		課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する審決	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法関係	排除命令 (審判開始) (注1)	28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6 (注3) (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	174 (17)	
	排除命令に係る審決	0	0	0	0	11 (注4)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	11	

- (注1) ( ) 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に審判手続が開始されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打切決定を行ったものを含む。）。
- (注2) 平成17年度における独占禁止法関係の件数については、平成18年1月4日から同年3月31日までの期間である。
- (注3) 平成21年8月31日までの排除命令件数である。
- (注4) 平成22年8月6日、(株)ウインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより、景品表示法関係の審判手続は全て終了した。
- (注5) 審判制度は平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが、同法の施行日（平成27年4月1日）前に、改正前の独占禁止法第49条第5項の規定に基づく排除措置命令等に係る事前通知等が行われた場合は、なお従前の例により、審判手続が行われる。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日前に前記の事前通知が行われたものの件数である。平成28年度以降、前記の事前通知は行われていない。
- (注6) 令和3年2月8日、レンゴー(株)ほか36名に対する件等の審決により、独占禁止法関係の審判手続は全て終了した。

(3) 平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

分類	年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	計
排除措置命令 (訴訟提起) (注1)		7 (2)	11 (3)	13 (1)	8 (0)	11 (3)	9 (2)	3 (1)	8 (3)	4 (0)	74 (15)
課徴金納付命令 (訴訟提起) (注1)		31 (4)	32 (注2) (2)	32 (0)	18 (2)	37 (4)	4 (1)	31 (0)	21 (4)	16 (0)	222 (17)
第一審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	3	0	0	1	2	0	6
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	1	2	0	1	0	1	5
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	1	2	0	2	0	0	5
第二審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	1	0	1	2	4
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3
第三審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2

- (注1) ( ) 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に訴訟が提起されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後訴えの取下げ、請求の放棄のあったものを含む。）。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日後に独占禁止法第50条第1項の規定に基づく意見聴取

の通知が行われたものの件数である。

(注2) 課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した1名の事業者に対して、独占禁止法第63条第2項の規定に基づき、課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果、対象となった課徴金納付命令の件数である。

2-2表 関係法条別審決件数推移

法令	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	
独占禁止法 3条前段		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3条後段		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7条の2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19条		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20条の6		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51条		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66条1項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
独占禁止法 3条前段 (旧審判手続)		2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
3条後段 (旧審判手続)		4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	3	
4条 (旧審判手続)		1	1	3	9	4	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5条 (旧審判手続)		3	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6条 (旧審判手続)		0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
7条の2 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8条 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	10		
10条 (旧審判手続)		0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
11条 (旧審判手続)		0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13条 (旧審判手続)		0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
14条 (旧審判手続)		0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16条 (旧審判手続)		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17条 (旧審判手続)		0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19条 (旧審判手続)		0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	4		
49条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0
66条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者団体法 (旧審判手続)		0	0	9	20	13	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 4条		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 3条 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0		
4条 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0		
9条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10条 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業等協同 組合法107条 (旧審判手続)		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0	
審決件数	(注2)	5	2	14	(注3)59	18	(注3)15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	15	

(注1) 本表において「旧審判手続」とあるのは平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法による審判手続を経てなされた審決である。

(注2) 本表に掲げる数字が審決件数より多いのは同一事件に2以上の法条を適用したことがあるからである。

(注3) 昭和25年度審決のうち1件及び昭和27年度審決のうち4件は審決をもって審判開始決定を取り消したものである。

55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	0	2	4	3	3	15	6	6	33	5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	0	3	8	4	5	18	8	8	33	5		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	6	5	5	4	1	3	0	5	4	4	12	23	22	8	11	15	15	14	23	17	37	36	21	29	24	54	21	7	8	6	0	0	0	0	0	0	0		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	2	24	1	7	14	32	14	42	10	37	21	13	0	5	7	0	0	0	0		
8	4	7	2	5	3	1	5	0	3	7	6	11	2	14	5	8	3	2	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	3	7	4	0	7	0	1	1	3	6	9	4	5	1	4	1	8	7	3	6	3	3	3	8	3	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42	102	35	58	43	25	12	13	15	33	16	14	66	15	

元	2	計
0	0	1
3	76	159
4	76	181
2	1	8
2	1	6
1	0	4
0	0	(注4) 7
0	0	17
0	0	641
-	-	26
-	-	4
0	0	32
0	0	(注5) 244
0	0	434
0	0	10
0	0	3
0	0	4
0	0	7
0	0	1
0	0	1
0	0	6
0	0	200
0	0	(注6) 1
0	0	9
0	0	3
-	-	54
0	0	4
0	0	5
0	0	17
0	0	(注6) 2
0	0	4
0	0	13
12	154	2,004

(注4) 独占禁止法第66条第1項に基づく審決は審判請求を却下する審決である。

(注5) 独占禁止法第7条の2（旧審判手続）の審決件数には課徴金の納付を命じなかった審決が7件含まれており、また独占禁止法第8条の3により当該条項が準用されている審決が含まれている。

(注6) 独占禁止法第49条（旧審判手続）及び景品表示法第9条（旧審判手続）に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

2-3表 告発事件一覧

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
農林連絡協議会ほか21名(役員)	S24.4.28	S25.6.16 (農林連絡協議会ほか2名を起訴)	東京高裁 S26.2.27	罰金 各1万円	閉鎖機関に指定され清算中であったところ、購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体法 第5条第1項第13、第14号、第2項、第14条第1項第1号、第3項	協議会委員長、常任委員はS26.3.11上告したが、前者は死亡したため、S35.3.15控訴棄却、後者はS36.12.5上告棄却
大川(合)ほか1名(役員)	S24.5.21	S25.11.25	東京高裁 S27.5.12	免訴(講和条約による大赦のため)	解散及び清算計画書、株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法 第105条、第107条、第108条、第109条、第111条、第112条	
山一証券(株)	S24.11.28	S26.12.28 (不起訴)			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法 第16条、第91条の2第6項	
(株)三愛土地ほか1名(役員)	S45.4.3	S45.5.26	東京高裁 S46.1.29	被告会社に20万円の罰金、被告人に懲役1年(執行猶予3年)、罰金10万円	審決に違反して不当表示を行った。	独占禁止法 第90条第3号、第95条第1項、景品表示法 第4条第1号、第2号	
出光興産(株)ほか26名(法人及び15役員)	S49.2.15	S49.5.28	東京高裁 S55.9.26  最高裁 S59.2.24	被告会社に150万円から250万円の罰金、被告人に4月から10月の懲役(執行猶予つき)  太陽石油(株)、九州石油(株)及び太陽石油(株)取締役に関する部分を破棄無罪、その他の被告会社及び被告人につき上告棄却	出光興産(株)ほか11名の石油元売会社は、石油製品の販売価格を、昭和48年1月、2月、8月、10月及び11月に引き上げることを共同して決定し実施した。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項	日本石油(株)及び同社常務は確定 昭和石油(株)常務は死亡したためS55.11.19公訴棄却  丸善石油(株)専務はS57.10.21及び三菱石油(株)取締役はS57.5.27それぞれ死亡につき公訴棄却

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
石油連盟 ほか4名 (4役員)	S49.2.15	S49.5.28 (石油連盟 ほか2名を 起訴、残り 2名を不起 訴)	東京高裁 S55.9.26	被告人に違 法の認識が なかったと して無罪	石油連盟は昭和47年度下期及 び昭和48年度上期の会員の原 油処理量を決定し実施した。	独占禁止法 第8条第1項 第1号、第 89条第1項 第2号、第 95条第2項	
三井東圧 化学(株)ほ か22名(8 社、役員 15名)	H3.11.6 (H3.12.19 追加告発)	H3.12.20	東京高裁 H5.5.21	被告会社に 600万円から 800万円の罰 金、被告人 に懲役6月か ら1年(執行 猶予2年)	三井東圧化学(株)ほか7社は、 塩化ビニル製業務用ストレッ チフィルムの販売価格を平成 2年9月及び同年11月出荷分か ら引き上げること等を共同し て決定し実施した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項	
トッパ ン・ムー ア(株)ほか3 名	H5.2.24	H5.3.31	東京高裁 H5.12.14	被告会社に 400万円の罰 金	トッパン・ムーア(株)ほか3社 は、社会保険庁が発注する支 払通知書等貼付用シールの受 注予定者及び受注予定価格を 決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項	
(株)日立製 作所ほか 26名(9社 及び受注 業務に従 事してい た者17名 並びに発 注業務に 従事して いた者1 名)	H7.3.6 (H7.6.7 追加告発)	H7.6.15	東京高裁 H8.5.31	被告会社に 4000万円か ら6000万円 の罰金、被 告会社の受 注業務に従 事していた 者に懲役10 月(執行猶 予2年)日本 下水道事業 団の発注業 務に従事し ていた者に 懲役8月(執 行猶予2年)	(株)日立製作所ほか8社は、平 成5年度における日本下水道 事業団発注に係る電気設備工 事の受注予定者を決定すると ともに、受注予定者が受注で きるようあらかじめ定められ た価格で入札することを合意 し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第62条 第1項	
(株)金門製 作所ほか 58名(25 社及び受 注業務に 従事して いた者34 名)	H9.2.4	H9.3.31	東京高裁 H9.12.24	被告会社に 500万円から 900万円の罰 金、被告会 社の受注業 務に従事し ていた者に 懲役6月から 9月(執行猶 予2年)	(株)金門製作所ほか24社は、平 成6年度、平成7年度及び平成 8年度の各年度における東京 都発注に係る水道メーターに ついて、受注予定者を決定す るとともに、受注予定者が受 注できるあらかじめ定め られた価格で入札することを 合意し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第60条	富士水道工業(株)は H10.1.6、(株)東京量 水器工業所及び同社 管理部長兼工場長は H10.1.7それぞれ上 告したが、いずれも H12.9.25上告棄却

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)クボタほか12名(3社及び受注業務に従事していた者10名)	H11.2.4 (H11.3.1追加告発)	H11.3.1	東京高裁 H12.2.23	被告会社に3000万円から1億3000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から10月(執行猶予2年)	(株)クボタほか2社は、平成8年度及び平成9年度の各年度に日本国内において需要のあるダクタイル鋳鉄管直管の3社のシェア配分協定に合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	
コスモ石油(株)ほか19名(11社、個人9名)	H11.10.13 (H11.11.9追加告発)	H11.11.9	東京高裁 H16.3.24	被告会社に300万円から8000万円の罰金、被告人に懲役6月から1年6月(執行猶予2年から3年)	コスモ石油(株)ほか10社は、防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において、各入札前に会合を開催し、前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記石油製品の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	3社及び4名については、それぞれH16.3.31、H16.4.2、H16.4.5に上告したが、H17.11.21上告棄却決定(H17.11.26、H17.11.29、H17.12.20確定)
愛知時計電機(株)ほか8名(4社、個人5名)	H15.7.2	H15.7.23	東京高裁 H16.3.26 (1社、個人2名) H16.4.30 (2社、個人2名) H16.5.21 (1社、個人1名)	被告会社に2000万円から3000万円の罰金、被告人に懲役1年から1年2月(執行猶予3年)	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は、同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに、それぞれの所属する会社の業務に関し、東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち、口径13ミリ、同20ミリ及び同25ミリのものについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項 (平成14年法律第47号による改正前)	



件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)横河ブリッジほか33名(26社、個人8名)	H17.5.23 (H17.6.15追加告発)	H17.6.15	東京高裁 H18.11.10 (23社、個人7名及び日本道路公団元理事1名) H19.9.21 (3社、個人2名)	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金、被告人に懲役1年から2年6月(執行猶予3年から4年)	26社は、平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者23社とともに、平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者21社とともに、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従つて受注予定者を決定し、もつて、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第62条第1項	
(株)横河ブリッジほか12名(6社、個人4名、日本道路公団元理事1名、同副総裁1名及び同理事1名)	H17.6.29 (H17.8.1、H17.8.15追加告発)	H17.8.1 (6社、受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名) H17.8.15 (日本道路公団副総裁1名) H17.8.19 (日本道路公団理事1名)	東京高裁 H19.12.7 (日本道路公団理事1名) H20.7.4 (日本道路公団副総裁1名)	日本道路公団理事(当時)に懲役2年(執行猶予3年)、日本道路公団副総裁(当時)に懲役2年6月(執行猶予4年) ※併合罪	6社は、平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者43社とともに、平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者41社とともに、日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従つて受注予定者を決定し、もつて、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	日本道路公団理事(当時)1名及び日本道路公団副総裁(当時)1名は、独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事(当時)については、H19.12.17に上告したが、H22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁(当時)については、H20.7.4に上告したが、H22.9.22上告棄却決定。

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)クボタ ほか21名 (11社、 個人11 名)	H18.5.23 (H18.6.12 追加告発)	H18.6.12	大阪地裁 H19.3.12 (1社、個 人1名) H19.3.15 (1社、個 人1名) H19.3.19 (1社、個 人1名) H19.3.22 (2社、個 人2名) H19.3.29 (3社、個 人3名) H19.4.23 (2社、個 人2名) H19.5.17 (1社、個 人1名)	被告会社に 7000万円か ら2億2000万 円の罰金、 被告人に罰 金140万円か ら170万円又 は懲役1年4 月から2年6 月(執行猶 予3年から4 年)	11社は、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
(株)大林組 ほか9名 (5社、個 人5名)	H19.2.28 (H19.3.20 追加告発)	H19.3.20	名古屋地裁 H19.10.15	被告会社に1 億円から2億 円の罰金、 被告人に懲 役1年6月か ら3年(執行 猶予3年から 5年)	5社は、名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について、受注予定の特別共同企業体を決定するとともに、受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(財)林業土木コンサルタンツほか10名 (4法人、個人5名、独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名)	H19.5.24 (H19.6.13追加告発)	H19.6.13	東京地裁 H19.11.1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金、被告人に懲役6月から8月(執行猶予2年から3年)、独立行政法人緑資源機構の元役員であった者に懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)	4法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、独立行政法人緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、独立行政法人緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	
日鉄住金鋼板㈱ほか8名(3社、個人6名)	H20.11.11 (H20.12.8追加告発)	H20.12.8	東京地裁 H21.9.15	被告会社に1億6000万円から1億8000万円の罰金、被告人に懲役10月から1年(執行猶予3年)	3社は、不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の平成18年7月1日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
日本精工 (株)ほか9名 (3社、個人7名)	H24. 6. 14	H24. 6. 14	東京地裁 H24. 12. 28 (1社、個人2名) H25. 2. 25 (1社、個人3名) H27. 2. 4 (1社、個人2名)	被告会社に1億8000万円から4億円の罰金、被告人に懲役1年から1年6月(執行猶予3年)	3社等は、産業機械用軸受について、平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を、同年6月時点における被告発会社等の販売価格から、一般軸受につき8パーセントを、大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げることを販売先等に申し入れるなどして、軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること、並びに、具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては、販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡、協議しながら行うことを各合意し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。  また、2社等は、自動車用軸受について、平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を、同年6月時点における被告発会社等の販売価格から、軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	1社及び2名については、H27. 2. 4に控訴したが、H28. 3. 22控訴棄却判決。同日、上告したが、H29. 12. 5上告棄却決定。  (H29. 12. 12確定)

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
高砂熱学工業(株)ほか15名 (8社、個人8名)	H26. 3. 4	H26. 3. 4	東京地裁 H26. 9. 30 (1社、個人1名) H26. 10. 2 (2社、個人2名) H26. 10. 3 (1社、個人1名) H26. 10. 6 (1社、個人1名) H26. 11. 12 (1社、個人1名) H26. 11. 13 (1社、個人1名) H26. 11. 14 (1社、個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億6000万円の罰金、被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	8社等は、平成23年10月以降に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について、受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって、8社等が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 刑法第60条	
(株)NIPPONほか20名 (10社、個人11名)	H28. 2. 29	H28. 2. 29	東京地裁 H28. 9. 7 (3社、個人3名) H28. 9. 15 (1社、個人1名) H28. 10. 6 (2社、個人3名) H28. 10. 11 (1社) H28. 10. 25 (個人1名) H28. 10. 27 (2社、個人2名) H28. 11. 1 (1社、個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億8000万円の罰金、被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	10社等は、平成23年7月以降に、東日本高速道路(株)東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって、10社等が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 刑法第60条	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
大成建設(株)ほか5名 (4社、個人2名)	H30. 3. 23	H30. 3. 23	東京地裁 H30. 10. 22 (2社) R3. 3. 1 (2社、個人2名、R3. 3. 10 控訴)	被告会社に1億8000万円から2億5000万円の罰金、被告人に懲役1年6月(執行猶予3年)	4社は、平成26年4月下旬頃から平成27年8月下旬頃までの間、東海旅客鉄道(株)が4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって4社が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	2社及び2名については、R3. 3. 10に控訴したが、R5. 3. 2控訴棄却判決。R5. 3. 10に1社1名及びR5. 3. 14に1社1名が上告。
アルフレッサ(株)ほか9名 (3社、個人7名)	R2. 12. 9	R2. 12. 9	東京地裁 R3. 6. 30 (3社、個人7名)	被告会社に2億5000万円の罰金、被告人に懲役1年6月から2年(執行猶予3年)	3社等は、平成28年及び平成30年それぞれにおいて、独立行政法人地域医療機能推進機構が一般競争入札を実施した同機構が運営する57病院における医薬品購入契約について、3社等それぞれの受注予定比率を設定し、同比率に合うように受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記契約について受注予定事業者を決定するなどし、もって3社等が共同して、前記契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)電通グループほか12名 (6社、個人6名、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長1名)	R5.2.28	R5.2.28	東京地裁 R5.12.12 ((公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長1名)	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長に懲役2年(執行猶予4年)	6社等は、平成30年2月頃から同年7月頃までの間、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が順次発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約について、6社等の受注希望等を考慮して受注予定事業者を決定するとともに基本的に当該受注予定事業者のみが入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って前記契約についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって6社等が共同して、前記契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	

2-4表 緊急停止命令一覧

件名	当委員会 申立年月日	決定年月日 (注)	決定内容 (注)	事件の内容	関係法条	処 理 結 果		備 考
						決定年月日 (注)	決定内容	
(株)朝日新聞社ほか153名に対する件	S30.3.16 S30.7.27 (停止命令の取消し)	S30.4.6	申立一部容認一部却下	(株)朝日新聞社、(株)読売新聞社、(株)毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないことを条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法第19条(旧一般指定1、7)	S30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	
伊藤勲に対する件	S30.7.4 S30.12.10 (停止命令の取消し)	S30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店(伊藤勲)による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)	S30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	停止命令違反に対する過料(1万円)決定(S30.10.12)
(株)大阪読売新聞社に対する件	S30.10.5	S30.11.5	申立容認	(株)大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)			同意審決(S30.12.8)
(株)北国新聞社に対する件	S31.12.21	S32.3.18	申立容認	(株)北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法第19条(新聞業特殊指定3)	S33.7.11	違反事実の自発的排除(停止命令の取消し)	被申立人による停止命令の執行免除の申立て(S32.3.29申立棄却)
八幡製鉄(株)ほか1名に対する件	S44.5.7 取下げ S44.5.30			八幡製鉄(株)及び富士製鉄(株)の合併	独占禁止法第15条第1項			被申立人が、合併期日を延期したので取下げ
(株)中部読売新聞社に対する件	S50.3.25	S50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不当廉売	独占禁止法第19条(旧一般指定5)			同意審決(S52.11.24) 被申立人は、特別抗告したが、最高裁はこれを却下(S50.7.17)
(株)有線ブロードネットワークスほか1社に対する件	H16.6.30 取下げ H16.9.14			有線音楽放送事業における私的独占又は差別対価若しくは取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第3条前段、第19条(一般指定3、4)			被申立人が、申立てに係る行為を取りやめたので取下げ
楽天(株)に対する件	R2.2.28 取下げ R2.3.10			楽天(株)による出店事業者に対する優越的地位の濫用	独占禁止法第19条(第2条第9項第5号ハ)			被申立人が、申立てに係る行為を変更したので取下げ

(注) 平成25年独占禁止法改正法の施行日(平成27年4月1日)前は、緊急停止命令等の非訟事件は東京高等裁判所の専属管轄とされていたが、同改正法の施行後は、東京地方裁判所の専属管轄とされている。



2-5表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
漁業（水産養殖業を除く）	1	その他
総合工事業	2	優越的地位の濫用
職別工事業（設備工事業を除く）	1	優越的地位の濫用
設備工事業	3	入札談合、優越的地位の濫用
食料品製造業	6	再販売価格の拘束、優越的地位の濫用、その他
飲料・たばこ・飼料製造業	3	再販売価格の拘束、優越的地位の濫用、不当廉売
木材・木製品製造業（家具を除く）	1	優越的地位の濫用
家具・装備品製造業	1	優越的地位の濫用
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	優越的地位の濫用
印刷・同関連業	1	優越的地位の濫用
プラスチック製品製造業	2	優越的地位の濫用
鉄鋼業	1	優越的地位の濫用
金属製品製造業	2	優越的地位の濫用
電気機械器具製造業	1	入札談合
輸送用機械器具製造業	1	優越的地位の濫用
電気業	1	優越的地位の濫用
情報サービス業	1	取引妨害
インターネット附随サービス業	1	優越的地位の濫用
映像・音声・文字情報制作業	3	優越的地位の濫用
道路貨物運送業	3	優越的地位の濫用
倉庫業	1	優越的地位の濫用
繊維・衣服等卸売業	1	優越的地位の濫用
飲食料品卸売業	3	優越的地位の濫用、不当廉売
機械器具卸売業	1	優越的地位の濫用
その他の卸売業	2	再販売価格の拘束、その他の拘束・排他条件付取引
各種商品小売業	4	優越的地位の濫用
織物・衣服・身の回り品小売業	4	再販売価格の拘束、優越的地位の濫用
飲食料品小売業	1	その他の拘束・排他条件付取引
その他の小売業	4	価格カルテル、優越的地位の濫用、不当廉売
金融商品取引業、商品先物取引業	1	優越的地位の濫用
不動産取引業	1	その他の不公正取引
専門サービス業（他に分類されないもの）	7	優越的地位の濫用、その他
広告業	3	優越的地位の濫用
飲食店	1	その他
持ち帰り・配達飲食サービス業	1	優越的地位の濫用

娯楽業	6	優越的地位の濫用
その他の教育、学習支援業	3	優越的地位の濫用
医療業	2	価格カルテル、優越的地位の濫用
協同組合（他に分類されないもの）	7	その他の拘束・排他条件付取引、取引妨害、優越的地位の濫用
自動車整備業	1	不当廉売
職業紹介・労働者派遣業	2	優越的地位の濫用
その他の事業サービス業	2	取引妨害、優越的地位の濫用

(注) 業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

### 3 独占禁止法適用除外関係

#### 3-1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧

##### (1) 独占禁止法に基づくもの（3制度）

(令和6年3月末現在)

法律名	適用除外制度の内容 (根拠条項)	適用除外制度の 制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号） 信用金庫法（昭和26年法律第238号） 農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） 森林組合法（昭和53年法律第36号） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号） 労働金庫法（昭和28年法律第227号）		

##### (2) 個別法に基づく適用除外（16法律・20制度）

(令和6年3月末現在)

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
金融庁	保険業法 (平成7年法律第105号)	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律 (昭和23年法律第193号)	基準料率の算出（自賠償・地震）	平成10年
法務省	会社更生法 (平成14年法律第154号)	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法 (昭和45年法律第48号)	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号)	過度競争防止カルテル	昭和32年
農林水産省	農業協同組合法 (昭和22年法律第132号)	農事組合法人が行う一定の事業	平成11年

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
経済産業省	輸出入取引法 (昭和27年法律第299号)	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号)	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号)	中小企業団体中央会が行う 一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法 (昭和24年法律第187号)	海運カルテル (内航)	昭和24年
		海運カルテル (外航)	昭和24年
	道路運送法 (昭和26年法律第183号)	運輸カルテル	昭和26年
	航空法 (昭和27年法律第231号)	航空カルテル (国内)	昭和27年
		航空カルテル (国際)	昭和27年
	内航海運組合法 (昭和32年法律第162号)	内航海運カルテル	昭和32年
		共同海運事業	昭和32年
特定地域及び準特定地域における一 般乗用旅客自動車運送事業の適正化 及び活性化に関する特別措置法 (平成21年法律第64号)	供給輸送力削減カルテル	平成25年	
金融庁 国土交通省	地域における一般乗合旅客自動車運 送事業及び銀行業に係る基盤的な サービスの提供の維持を図るための 私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律の特例に関する法律 (令和2年法律第32号)	特定地域基盤企業等の合併 等	令和2年
		地域一般乗合旅客自動車運 送事業者等による共同経営	

3-2表 年次別・適用除外法令別カルテル等件数（注1）の推移

（各年3月末現在）

	根拠法令	適用業種等	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る 共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に 係る共同行為	4	4	4	4
2	損害保険料率算出団体 に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る 基準料率及び自 動車損害賠償責 任保険に係る基 準料率の算出	2	2	2	2
3	酒税の保全及び酒類業 組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業、 酒類販売業	0	0	0	0
4	著作権法 昭和45年5月6日施行	商業用レコード の二次使用料等 に関する取決め (注2)	10	10	10	10
5	生活衛生関係営業の運 営の適正化及び振興に 関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関 係サービス業、 販売業	0	0	0	0
6	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出 取引	0	0	0	0
7	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業 (注3)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
8	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業 (国内)	0	0	0	0
		航空運送事業 (国際) (注4)	[0]	[0]	[0]	[1]
9	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル (内航)	5	3	3	3

	根 拠 法 令	適用業種等	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		海運カルテル (外航) (注4)	[66]	[57]	[41]	[22]
10	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	1	1	0
11	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 平成26年1月27日施行	一般乗用旅客自動車運送事業	9	3	2	2
12	地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律 令和2年11月27日施行	特定地域基盤企業等の合併等 (注5)	0	1	1	2
		地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営	2	5	6	6
合 計			40 (38)	36 (34)	36 (34)	36 (34)

(注1) 件数は、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテル等の件数である。

(注2) 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は、当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。

(注3) 道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが、実施主体が同じカルテルを1件として算定した場合の数を( )で示した。

(注4) 航空法に基づく航空運送事業カルテル(国際)及び海上運送法に基づく海運カルテル(外航)に関する〔 〕内の数は、各年3月末日に終了する年度において締結、変更又は廃止の通知を受けた件数であり、外数である。

(注5) 特定地域基盤企業等の合併等の欄の数は、各年3月末現在で実施期間終了前にある、主務大臣の認可を受けた合併等に係る基盤的サービス維持計画の件数である。

3-3表 保険業法に基づくカルテル

(1) 保険業法第101条第1項第1号に基づく共同行為

(令和6年3月末現在)

対象種目	主体	制限事項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定 (注)、再保険の出再割合の決定、再保険手数料率の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、海外再々保険の相手方、出再割合、料率その他条件及び再保険手数料率の決定、損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定、保険料率及びその他の条件の決定、元受保険及び受再保険の引受割合の決定、元受保険の共同処理(募集を含む。)、再保険の共同処理、損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠償保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法、募集方法、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、再保険取引に関する相手方又は数量の決定、損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし
地震保険	損害保険会社	契約引受方法の決定、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、損害査定方法の決定、再保険取引に関する事項の決定、地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

(注) 日本航空保険プールの共同行為では、保険料率の決定は明示的に行われていないが、①出再割合を100%としていること、②再保険について、会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため、保険料率=再保険料率となり、各社保険料率が同一となっている。

(2) 保険業法第101条第1項第2号に基づく共同行為

(令和6年3月末現在)

対象種目	主体	制限事項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし

外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定、再保険の出再割合の決定、再保険手数料の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償、自損事故及び無保険車傷害保険部分)	自動車対人賠償保険超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保責任保険	住宅瑕疵担保責任超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率の決定	平成21年4月1日	期限の定めなし

3-4表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

(令和6年3月末現在)

対象	主体	内容	最初の発効日	有効期限
自動車損害賠償責任保険	損害保険料率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし
地震保険	損害保険料率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

3-5表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

(令和6年3月末現在)

対象	主体	内容	最初の発効日	有効期限
商業用レコードの二次使用料等	文化庁長官が指定する著作権等管理事業者又は団体（指定団体）	商業用レコードの二次使用料等の額に関する文化庁長官が指定する著作権等管理事業者又は団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間における協議	協議によって定められた期日	協議によって定められた期日



3-6表 道路運送法に基づくカルテル

(令和6年3月末現在)

主 体	路 線	内 容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客自動車運送事業者	北 部 支 線 (沖縄)	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8日	令和8年10月15日
一般乗合旅客自動車運送事業者	読谷線・糸満線 (沖縄)	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	令和8年10月15日
一般乗合旅客自動車運送事業者	名護西線・名護西空港線 (沖縄)	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	令和8年10月15日

3-7表 海上運送法に基づくカルテル (内航)

(令和6年3月末現在)

主 体	航 路	内 容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための共同経営 (旅客)	平成12年7月19日	令和6年6月24日
一般旅客定期航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための共同経営 (旅客)	平成12年7月21日	令和9年2月15日
一般旅客定期航路事業者	竹原／垂水・白水	適切な運航時刻の設定のための共同経営 (旅客)	平成12年8月10日	令和6年7月25日

3-8表 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

(令和6年3月末現在)

主 体	交 通 圏	内 容	最初の発効日	有効期限 (注1)
特定地域協議会、一般乗用旅客自動車運送事業者	河北交通圏 (特定地域指定日：平成30年9月1日)	供給輸送力の削減等	令和2年3月25日	令和6年8月31日 (注2)
特定地域協議会、一般乗用旅客自動車運送事業者	北摂交通圏 (特定地域指定日：令和元年7月1日)	供給輸送力の削減等	令和3年4月30日	令和7年6月30日 (注2)

(注1) 特定地域の指定期間の終了日。ただし、指定期間は、原則として1回に限り延長することができる。

(注2) 指定期間が延長されたもの。

**3-9表 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律**

**(1) 特定地域基盤企業等の合併等に係る基盤的サービス維持計画の実施**

(令和6年3月末現在)

主 体	地 域	内 容	認可日	基盤的サービス維持計画の実施期間
株式会社青森銀行及び株式会社みちのく銀行	青森県	基盤的サービスの提供維持のために行う共同株式移転	令和4年3月23日	令和4年4月1日～令和9年3月31日
株式会社八十二銀行及び株式会社長野銀行	長野県	基盤的サービスの提供維持のために行う株式取得	令和5年5月29日	令和5年6月1日～令和10年3月31日

**(2) 地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営の実施**

(令和6年3月末現在)

主 体	地 域	内 容	認可日	共同経営の実施期間
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	熊本市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和3年3月19日 (注1)	令和3年4月1日～令和8年9月30日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	岡山市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和3年3月25日	令和3年4月1日～令和8年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	前橋市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和3年9月24日	令和3年10月1日～令和8年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者等	徳島県南部	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和4年3月18日	令和4年4月1日～令和9年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	長崎市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和4年3月18日 (注2)	令和4年4月1日～令和9年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者等	広島市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和4年10月18日	令和4年11月1日～令和7年3月31日

(注1) 本協定には、令和3年4月1日～令和6年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和3年3月19日）、令和4年11月1日～令和7年10月31日を実施期間とする取組（認可日：令和4年10月20日）及び令和5年10月1日～令和8年9月30日を実施期間とする取組（認可日：令和5年9月21日）が含まれている。

(注2) 本協定には、令和4年4月1日～令和7年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和4年3月18日）及び令和6年4月1日～令和9年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和6年3月22日）が含まれている。

3-10表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

(令和6年3月末現在)

業種等		届出件数	
事業協同組合	農業、林業、漁業	0	
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	
	建設業	1	
	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料	1
		繊維	1
		木材・木製品、家具・装備品	0
		パルプ・紙・紙加工品	0
		印刷・同関連業	0
		化学	0
		石油・石炭	3
		プラスチック	0
		ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮	0
		窯業・土石	0
		鉄鋼	0
		非鉄金属	0
		金属製品	2
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具	0
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具	0
		輸送用機械器具	0
		その他	0
		小計	7
		電気・ガス・熱供給・水道業	0
		情報通信業	0
	運輸業、郵便業	2	
	卸売業	2	
	小売業	2	
	金融業、保険業	0	
	不動産業、物品賃貸業	0	
	サービス業	8	
	その他	219	
小計	241		
信用協同組合	12		
合計	253		

(注1) 組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は、「その他」としている。

(注2) 業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

## 4 株式取得、合併等関係

4-1表 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

(1) 独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
R5. 4. 18	(株)千葉銀行	ひまわりグリーンエナジー(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
5. 5. 1	(株)千葉銀行	(株)オニオン新聞社	銀行業高度化等会社の議決権取得
5. 6. 28	(株)三菱UFJ銀行	(株)グローヴノーツ	銀行業高度化等会社の議決権取得
5. 9. 15	(株)三菱UFJ銀行	(株)MUF Gサステナブルエナジー	銀行業高度化等会社の議決権取得
5. 9. 29	三菱UFJ信託銀行(株)	(株)P r o g m a t	銀行業高度化等会社の議決権取得
5. 10. 30	三井住友信託銀行(株)	(株)P r o g m a t	銀行業高度化等会社の議決権取得
5. 10. 30	みずほ信託銀行(株)	(株)P r o g m a t	銀行業高度化等会社の議決権取得
5. 12. 14	(株)肥後銀行	(株)KSエナジー	銀行業高度化等会社の議決権取得
5. 12. 22	(株)千葉興業銀行	(株)ちばくる	銀行業高度化等会社の議決権取得
6. 1. 18	(株)東北銀行	とうぎんリニューアブル・エナジー(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
6. 2. 9	(株)関西みらい銀行	みらいリーナルパートナーズ(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
6. 2. 9	(株)みなと銀行	みらいリーナルパートナーズ(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
6. 2. 27	(株)三菱UFJ銀行	ウェルスナビ(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
6. 3. 5	(株)山陰合同銀行	(株)地域商社とっとり	銀行業高度化等会社の議決権取得
6. 3. 14	(株)滋賀銀行	(株)しがぎんエナジー	銀行業高度化等会社の議決権取得
6. 3. 18	三菱UFJ信託銀行(株)	(株)グリーンインフラ・デベロップメント	銀行業高度化等会社の議決権取得

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
6. 3. 25	日本生命保険相互会社	(株)クリエイターズ マッチ	投資事業有限責任組合の有 限責任組合員としての株式 の所有に伴う議決権保有

(2) 独占禁止法第11条第2項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
R5. 4. 11	(株)りそな銀行	フジテック(株)	自己の株式の取得に伴う議 決権保有
5. 11. 21	(株)みずほ銀行	(株)T S I ホールディ ングス	自己の株式の取得に伴う議 決権保有
6. 2. 28	(株)りそな銀行	(株)グリッド	年金信託財産の運用に係る 議決権保有

4-2 統計資料（4-3表及び4-4表）について

- (1) この統計資料は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、公正取引委員会が受理した会社の株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出等に関する指標を取りまとめたものである。
- (2) 会社がどの業種に属するかは、株式取得においては株式取得会社の業種、合併においては合併後の存続会社の業種、共同新設分割においては分割する会社の業種、吸収分割においては事業を承継する会社の業種、共同株式移転においては新設会社の業種、事業譲受け等においては事業等を譲り受ける会社の業種によった。また、事業を行っていない会社についてはその他に分類した。
- (3) 4-3表の分類のうち、「水平」とは、当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは、当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち、「前進」とは、株式取得会社、存続会社、被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合をいい、「後進」とは、その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。

「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち、「地域拡大」とは、同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい、「商品拡大」とは、生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい、「純粋」とは、前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

4-3表 形態別・業種別件数（令和5年度）

業種 \ 形態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出受理 件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農林・水産業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	12	0	4	5	3	1	14
製造業	33	13	13	2	9	3	44
食料品	7	2	0	1	0	0	7
繊維	0	0	0	0	0	0	0
木材・木製品	1	0	1	0	0	0	1
紙・パルプ	1	1	0	0	0	0	1
出版・印刷	0	0	1	0	0	0	1
化学・石油・石炭	7	6	2	0	1	1	10
ゴム・皮革	0	0	0	0	0	0	0
窯業・土石	0	0	0	0	0	0	0
鉄鋼	0	0	0	0	0	0	0
非鉄金属	1	0	1	0	0	0	1
金属製品	0	0	0	0	0	0	0
機械	15	4	6	1	8	2	21
その他製造業	1	0	2	0	0	0	2
卸・小売業	40	20	10	13	5	0	58
不動産業	7	3	4	3	3	1	10
運輸・通信・倉庫業	26	13	10	2	7	2	33
サービス業	8	1	5	8	2	2	17
金融・保険業	8	5	1	2	2	2	11
電気・ガス 熱供給・水道業	2	2	2	2	0	0	2
その他	83	41	39	21	21	35	156
合 計	219	98	88	58	52	46	345

(注) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

4-4表 企業結合関係の届出・報告件数

年度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の者の 株式所有報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 け等届出 (注9)
昭和22			(2)		(0)	(23)			(22)
23			(31)		(0)	(309)			(192)
24			(13)		(0)	(123)			(53)
			2,373		0	448			143
25			3,840		0	420			207
26			4,546		0	331			182
27			4,795		0	385			124
28			3,863	268	0	344			126
29			2,827	328	0	325			167
30			3,033	268	0	338			143
31			3,080	457	0	381			209
32			3,069	375	0	398			140
33			3,316	557	0	381			118
34			3,170	466	0	413			139
35			2,991	644	0	440			144
36			3,211	675	1	591			162
37			3,231	804	0	715			193
38			3,844	758	0	997			223
39			3,921	527	4	864			195
40			4,534	487	1	894			202
41			4,325	462	0	871			264
42			4,075	458	2	995			299
43			4,069	480	3	1,020			354
44			4,907	647	0	1,163			391
45			4,247	543	2	1,147			413
46			5,832	552	0	1,178			449
47			5,841	501	1	1,184			452
48			6,002	874	0	1,028			443
49			5,738	794	0	995			420
50			5,108	754	9	957			429
51			5,229	925	6	941			511
52			5,085	916	1	1,011			646
53			5,372	1,394	0	898			595
54			5,359	3,365	0	871			611
55			5,759	2,556	2	961			680
56			5,505	2,958	1	1,044			771
57			6,167	2,477	1	1,040			815
58			6,033	3,389	4	1,020			702
59			6,604	3,159	2	1,096			790
60			6,640	3,504	6	1,113			807
61			7,202	2,944	1	1,147			936
62			7,573	3,776	1	1,215			1,084
63			6,351	3,450	0	1,336			1,028
平成元			8,193	4,420	0	1,450			988
2			8,075	4,312	0	1,751			1,050
3			8,034	6,124	2	2,091			1,266
4			8,776	5,675	0	2,002			1,079
5			8,036	6,330	3	1,917			1,153
6			8,954	5,137	18	2,000			1,255
7			8,281	5,897	1	2,520			1,467
8			9,379	5,042	0	2,271			1,476
9	0	0	8,615	5,955	7	2,174			1,546
10	2	0	7,518	447	0	1,514			1,176
11	1	1	1,029			151			179
12	5	1	804			170			213
13	7	7	898			127	20		195
14	16	7	899			112	21		197
15	76	4	959			103	21		175
16	79	1	778			70	23		166
17	80	5	825			88	17		141
18	87	2	960			74	19		136
19	93	2	1,052			76	33		123
20	92	4	829			69	21		89
21	93	5	840			48	15	3	79
22	92	2	184			11	11	5	54
23	100	0	224			15	10	6	20
24	99	1	285			14	15	5	30
25	100	0	218			8	14	3	21
26	103	0	231			12	20	7	19
27	104	2	222			23	17	6	27
28	108	2	250			26	16	3	24
29	105	0	259			9	13	3	22
30	107	2	259			16	15	2	29
令和元	112	0	264			12	12	3	19
2	114	1	223			16	7	0	20

年度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の者の 株式所有報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 け等届出 (注9)
3	114	3	288			10	17	3	19
4	116	5	270			11	7	3	15
5	121	1	290			12	17	5	21

(注1) 括弧内は認可件数である。

(注2) 独占禁止法第9条の規定に基づく事業報告書の提出及び設立の届出制度は、平成9年独占禁止法改正法により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

なお、平成14年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、一定の総資産額基準を超える持株会社について事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、持株会社に加え、一定の総資産額基準を超える金融会社及び一般事業会社についても事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされた。

(注3) 株式所有報告書の裾切り要件（総資産額）は次のとおり改正されている。

改正年	裾切り要件（総資産額）
昭和24	500万円超
28	1億円超
40	5億円超
52	20億円超

平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、総資産が20億円を超える国内の会社（金融業を営む会社を除く。）又は外国会社（金融業を営む会社を除く。）は、国内の会社の株式を所有する場合には、毎事業年度終了後3か月以内に株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産が20億円を超えかつ総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産が10億円を超える国内の会社又は国内売上高が10億円を超える外国会社の株式を10%、25%又は50%を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、株式所有報告書を提出しなければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、子会社の国内売上高を含む国内売上高が50億円超の会社の株式を取得しようとする場合であって、議決権保有割合が20%、50%（2段階）を超えるものについて、合併等と同様にあらかじめ届け出なければならないこととされた。

(注4) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社の役員又は従業員は、国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、いずれか一方の会社の総資産が20億円を超えるときは届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注5) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある2以上の国内の会社の株式をそれぞれの発行済株式総数の10%を超えて所有することとなる場合には株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注6) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社がある場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円超の会社と同50億円超の会社の合併について届け出なければならないこととされた。

(注7) 分割の届出は、平成12年商法改正に伴い新設されたものであり、平成12年度までの件数はない。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、当事会社の中に国内売上高合計額が200億円を超える全部承継会社（事業の全部を承継させようとする会社をいう。）と国内売上高合計額が50億円を超える事業を承継しようとする会社がある場合等には、分割に関する計画について届け出なければならないこととされた。

(注8) 共同株式移転の届出は、平成21年独占禁止法改正法により新設されたものであり、平成20年度までの件数はない。

(注9) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が事業の全部又は重要部分の譲受け等を行う場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産額10億円超の国内会社の事業の全部を譲り受ける場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、国内売上高30億円超の会社の事業の全部を譲り受ける場合等に事業譲受け等に関する計画について届け出なければならないこととされた。



## 5 下請法関係

5-1表 定期調査実施件数の推移

年度	区分	定期調査実施件数		特別調査発送件数	
		対象親事業者数 (名)	対象下請事業者数 (名)	対象親事業者数 (名)	対象下請事業者数 (名)
平成元		13,537	73,320		
2		12,889	72,030		
3		12,680	71,603		
4		14,234	74,334		10,027
5		13,781	75,864		10,786
6		13,235	72,784		10,559
7		13,261	75,202		
8		13,857	70,453		
9		13,648	71,860	1,000	5,000
10		13,869	70,182	1,736	
11		14,453	70,554		
12		15,964	75,859		
13		16,417	93,483	1,673	1,003
14		17,385	99,481		
15		18,295	108,395		
16		30,932	170,517		
17		30,991	170,878		
18		29,502	162,521		
19		30,268	168,108		
20		34,181	160,230		
21		36,342	201,005		
22		38,046	210,166		
23		38,503	212,659		
24		38,781	214,042		
25		38,974	214,044		
26		38,982	213,690		
27		39,101	214,000		
28		39,150	214,500		
29		60,000	300,000		
30		60,000	300,000		
令和元		60,000	300,000		
2		60,000	300,000		
3		65,000	300,000		
4		70,000	300,000		
5		80,000	330,000		

5-2表 下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分 年度	新規着手件数				処理件数			
	定期調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	
平成元	1,928	29	0	1,957	0	2,419	160	2,579
2	2,001	23	1	2,025	1	2,186	127	2,314
3	1,534	15	0	1,549	0	1,492	101	1,593
4	2,191	18	0	2,209	0	1,933	132	2,065
5	2,844	38	0	2,882	0	2,428	279	2,707
6	1,590	21	0	1,611	1	1,632	186	1,819
7	1,548	23	0	1,571	0	1,544	148	1,692
8	1,516	10	0	1,526	2	1,439	106	1,547
9	1,330	13	1	1,344	3	1,348	60	1,411
10	1,329	22	0	1,351	1	1,271	69	1,341
11	1,135	26	0	1,161	3	1,101	66	1,170
12	1,153	52	1	1,206	6	1,134	50	1,190
13	1,308	59	0	1,367	3	1,311	44	1,358
14	1,357	70	0	1,427	4	1,362	60	1,426
15	1,341	67	1	1,409	8	1,357	71	1,436
16	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
17	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	466	5,425
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	376	5,844
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	287	6,271
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	290	6,603
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	307	7,068
30	7,757	141	0	7,898	7	7,710	382	8,099
令和元	8,360	155	0	8,515	7	8,016	292	8,315
2	8,291	101	1	8,393	4	8,107	222	8,333
3	8,369	94	1	8,464	4	7,922	174	8,100
4	8,188	79	0	8,267	6	8,665	86	8,757
5	8,120	112	0	8,232	13	8,268	47	8,328

5-3表 下請法違反行為類型別件数の推移

違反行為類型	年度												令和五	2	3	4	5																	
	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12						13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号違反)	489 (288)	393 (294)	236 (204)	310 (275)	363 (275)	270 (245)	227 (245)	226 (253)	269 (314)	226 (323)	234 (389)	230 (310)	335 (351)	307 (351)	392 (447)	751 (660)	1,344 (977)	701 (597)	866 (680)	790 (515)	1,281 (652)	1,328 (581)	1,250 (564)	1,488 (667)	2,843 (861)	3,131 (628)	3,131 (667)	3,375 (580)	3,129 (542)	4,738 (594)	4,900 (622)	4,069 (572)	3,995 (592)	
有償支給原材料等のお皿 の早期決済 (第4条第2項第1号違反)	55 (35)	92 (69)	60 (72)	86 (63)	85 (64)	61 (60)	40 (43)	40 (46)	58 (68)	34 (49)	36 (52)	45 (61)	36 (38)	51 (58)	51 (58)	37 (28)	62 (30)	43 (33)	29 (11)	15 (27)	42 (10)	45 (20)	56 (25)	44 (20)	60 (13)	56 (12)	59 (10)	92 (16)	113 (17)	98 (10)	72 (09)	71 (10)	61 (08)	
割引困難な手形の交付 (第4条第2項第2号違反)	778 (485)	617 (461)	375 (403)	417 (453)	412 (313)	284 (277)	254 (274)	235 (270)	205 (239)	218 (312)	191 (277)	203 (273)	225 (236)	210 (240)	184 (210)	144 (110)	190 (92)	170 (140)	147 (125)	221 (161)	300 (195)	224 (115)	280 (192)	246 (92)	208 (56)	253 (45)	210 (45)	365 (83)	324 (56)	314 (37)	293 (37)	225 (32)	197 (29)	
不当な経済上の利益の 提供を請 (第4条第2項第3号違反)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10 (08)	10 (05)	5 (04)	26 (22)	19 (14)	47 (32)	52 (23)	29 (13)	57 (26)	135 (30)	161 (34)	208 (30)	261 (45)	336 (49)	332 (42)	349 (46)	348 (52)		
不当な給付内容の変更・ やり返し (第4条第2項第4号違反)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47 (36)	40 (44)	57 (47)	26 (19)	48 (41)	38 (22)	68 (30)	50 (23)	45 (20)	27 (08)	33 (07)	49 (08)	45 (08)	132 (19)	590 (85)	120 (15)	73 (10)		
受領拒否 (第4条第1項第1号違反)	20 (13)	12 (09)	10 (12)	14 (16)	74 (56)	54 (53)	59 (64)	86 (99)	60 (70)	42 (60)	21 (30)	27 (36)	25 (26)	29 (33)	8 (9)	28 (21)	30 (15)	13 (11)	23 (20)	6 (04)	25 (18)	8 (30)	61 (28)	42 (19)	32 (15)	19 (07)	34 (06)	23 (04)	46 (05)	32 (03)	40 (06)	48 (07)	46 (07)	
買いたたき (第4条第1項第5号違反)	56 (23)	32 (24)	42 (51)	57 (55)	97 (74)	98 (96)	95 (103)	65 (75)	48 (56)	31 (44)	27 (39)	43 (58)	36 (43)	32 (37)	36 (44)	28 (27)	41 (21)	28 (33)	39 (49)	113 (88)	93 (74)	166 (128)	98 (44)	86 (36)	735 (182)	631 (134)	721 (104)	1,179 (197)	1,487 (204)	830 (84)	866 (184)	913 (129)	879 (130)	
購入・利用強制 (第4条第1項第6号違反)	44 (28)	39 (29)	27 (33)	50 (48)	99 (75)	60 (59)	66 (71)	64 (71)	74 (86)	28 (40)	20 (28)	49 (66)	106 (111)	79 (90)	53 (61)	95 (72)	75 (36)	62 (51)	41 (35)	50 (38)	67 (44)	59 (30)	86 (38)	72 (32)	60 (27)	46 (10)	69 (15)	78 (16)	94 (13)	72 (10)	48 (06)	50 (07)	41 (06)	
繰越措置 (第4条第1項第7号違反)	1 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)	0 (01)
小計(注1)	1,573 (1,000)	1,337 (1,000)	828 (1,000)	1,034 (1,000)	1,318 (1,000)	1,024 (1,000)	926 (1,000)	871 (1,000)	699 (1,000)	690 (1,000)	743 (1,000)	954 (1,000)	874 (1,000)	874 (1,000)	1,313 (1,000)	1,215 (1,000)	1,175 (1,000)	1,374 (1,000)	1,535 (1,000)	1,955 (1,000)	2,286 (1,000)	2,218 (1,000)	2,250 (1,000)	4,529 (1,000)	4,697 (1,000)	5,815 (1,000)	5,778 (1,000)	6,819 (1,000)	6,919 (1,000)	7,979 (1,000)	7,878 (1,000)	6,753 (1,000)		
発注書面不交付・不備 (第5条違反)	1,762	1,550	1,063	1,425	1,912	1,189	1,142	1,090	1,064	1,039	826	843	1,067	1,127	1,125	2,235	3,633	2,603	2,453	2,608	3,300	3,833	3,987	4,186	4,067	4,507	4,806	5,322	5,964	6,003	5,401	6,697	6,151	
書類不交付等 (第5条違反)	88	88	87	132	172	119	129	112	135	102	134	121	167	135	142	321	645	487	553	297	384	724	715	824	939	484	470	629	649	778	745	934	834	556
虚偽報告等 (第9条第1項違反)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
小計	1,850	1,638	1,150	1,557	2,084	1,308	1,271	1,202	1,199	1,141	960	964	1,234	1,262	2,556	4,278	3,090	3,008	2,905	3,684	4,557	4,528	4,811	5,125	4,951	4,977	5,435	5,911	6,742	6,809	6,937	6,133	7,531	6,710
合計(注2)	3,423	2,975	1,978	2,591	3,402	2,332	2,197	2,073	2,056	1,840	1,650	1,707	2,136	2,143	3,869	6,346	4,305	4,181	4,279	5,219	6,512	6,814	7,029	7,375	9,080	9,674	11,250	11,749	13,561	13,528	14,916	14,011	14,629	13,463

(注1) ( ) 内の数値は、実体規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0とならない。  
(注2) 1件の勧告又は指導において複数の行為を問題としている場合があるため、違反行為類型別件数の合計欄の数値と5-2表の「措置」件数とは一致しない。

6 景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（令和6年3月末現在）

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	—	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会	—	発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	チーズ公正取引協議会	—	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
4	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
5	（一社）全国はちみつ公正取引協議会	—	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
6	（一社）全国ローヤルゼリー公正取引協議会	—	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
7	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	—	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
8	全国削節公正取引協議会	—	削りぶしの表示に関する公正競争規約
9	全国食品缶詰公正取引協議会	—	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
10	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
11	全国粉わさび公正取引協議会	—	粉わさびの表示に関する公正競争規約
12	全国生めん類公正取引協議会	—	生めん類の表示に関する公正競争規約
13	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
14	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
15	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・チョコレート類の表示に関する公正競争規約 ・チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
16	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
17	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	
18	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
19	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
20	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	—
21	全国食酢公正取引協議会	—	食酢の表示に関する公正競争規約
22	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
23	果実飲料公正取引協議会	—	果実飲料等の表示に関する公正競争規約
24	全国コーヒー飲料公正取引協議会	—	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約
25	全日本コーヒー公正取引協議会	—	レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
26	日本豆乳公正取引協議会	—	豆乳類の表示に関する公正競争規約
27	マーガリン公正取引協議会	—	マーガリン類の表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
28	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
29	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
30	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
31	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
32	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
33	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
34	食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
35	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
36	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
37	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
38	日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・輸入ビールの表示に関する公正競争規約
39	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
40	日本酒造組合中央会	・清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約
41	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
42	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
43	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
44	眼鏡公正取引協議会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
45	(公社) 全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
46	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
47	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
48	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
49	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
50	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約
51	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
52	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約
53	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
54	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
55	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
56	(一社)自動車公正取引協議会	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
57	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
58	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
59	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
60	(一社)北海道不動産公正取引協議会		
61	東北地区不動産公正取引協議会		
62	(公社)首都圏不動産公正取引協議会		
63	北陸不動産公正取引協議会		
64	東海不動産公正取引協議会		
65	(公社)近畿地区不動産公正取引協議会		
66	中国地区不動産公正取引協議会		
67	四国地区不動産公正取引協議会		
68	(一社)九州不動産公正取引協議会		
69	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
70	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
71	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
72	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
73	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
74	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
75	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
76	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
77	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
78	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約
79	特定保健用食品公正取引協議会	—	特定保健用食品の表示に関する公正競争規約
80	日本オリーブオイル公正取引協議会	—	エキストラバージンオリーブオイルの表示に関する公正競争規約

## 7 独占禁止懇話会

### (1) 開催趣旨等

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年11月以来開催しているもので、令和6年3月8日現在、次の学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者25名をもって開催されている。

会長	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
会員	有田 芳子	主婦連合会参与
	依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
	今井 雅啓	伊藤忠商事(株)専務理事
	及川 勝	全国中小企業団体中央会常務理事
	大野 顕司	住友化学(株)常務執行役員
	鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
	河野 康子	(一財)日本消費者協会理事
	白石 忠志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	竹川 正記	(株)毎日新聞社論説副委員長
	武田 邦宣	大阪大学大学院法学研究科教授
	武田 史子	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	田中 道昭	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授
	土田 和博	早稲田大学法学学術院教授
	野原 佐和子	(株)イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	二村 睦子	日本生活協同組合連合会常務理事
	細田 眞	(株)榮太樓總本舗代表取締役会長
	宮崎 誠	(株)読売新聞東京本社論説委員
	森 貴子	野村ホールディングス(株)執行役員ジェネラル・カウンセラー兼コンプライアンス担当
	山下 裕子	一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻教授
	山田 秀顕	(一社)全国農業協同組合中央会常務理事
	由布 節子	弁護士
	吉田 明子	東洋大学経済学部教授
	チャールズ D.レイク II	アフラック生命保険(株)代表取締役会長

(役職は令和6年3月8日時点)

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
224	5. 6. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方</li> <li>○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律について</li> <li>○ 令和4年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組</li> <li>○ 令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況</li> </ul>
225	5. 10. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公正取引委員会のEBPMに関する取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公正取引委員会のEBPMに関する取組（概要）</li> <li>・排除措置命令における再発防止策に関する効果検証報告書</li> </ul> </li> <li>○ ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査</li> <li>○ 令和4年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例</li> </ul> <p>（注）上記議題のほか、冒頭、事務総局から、Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集並びにICN・世界銀行共催「競争アドボカシーコンテスト」での優勝及び「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定の検討についての紹介を行った。</p>
226	6. 3. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正な価格転嫁の実現に向けた取組</li> <li>○ 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定案</li> <li>○ 電力分野における実態調査（卸分野）</li> <li>○ 実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド・カルテル・談合への対応を中心として－</li> </ul>

（注）令和5年4月から令和6年3月までの開催状況



# 8 公正取引委員会機構図

